

糸賀茂男 「常陸中世武士団の史的考察」

【要約】

目次

序章	1
<b>第一部 成立期の常陸中世武士団</b>	
第一章 成立期の常陸平氏	4
第二章 常陸平氏の任官と所伝	7
第三章 常陸中世武士団の在地基盤	10
第四章 常陸守護と小田氏	15
<b>第二部 常陸中世武士団の展開</b>	
第一章 大掾氏本拠としての常陸国府	24
第二章 中世陸奥の常陸平氏	30
第三章 八田知重と陸奥国小田保	34
第四章 宍戸氏支配の展開	39

## 第二部 常陸中世武士団と史料

第一章	常陸平氏の系譜をめぐって	46
第二章	常陸大田文の史料的性格	52
第三章	『真壁文書』と真壁氏	58
第四章	中世棟札と武士団	62
終章		66
【参考文献等一覧】		69
【引用史料集等一覧】		74

## 序章

### 一 石母田学の意味

一九四六年に刊行された石母田正（一九八六年没）著『中世的世界の形成』は、戦後の日本史学の出発点となった記念碑的業績で、その跋文に「一つの荘園の歴史をたどりながらそこに大きな歴史の潮流をさぐる」とあり、これは地域史研究の基礎的視点である「一つの狭い土地に起った歴史を丹念に調べる」とより「全体に近づく」と明記された手法と思われる。全体の枠を決定し、その枠内に該当するわずかな歴史的徴証を限られた地域に見出すという近代の日本史学とは方法論的に逆で、この思考を貫く理論は、領主制理論と称され、日本中世社会把握の基本理念として健在と考える。

氏の想念は、また「資料の導くところにしたがって事物の連関を忠実にたどってゆく対象への沈潜」によって支えられ、氏は「従来の学問上の達成」を尊敬してやまなかった。これらは、文献史学に属する分野であるが、問題は「対象への沈潜」の度合いがより深くより以上であることで、氏が明らかにした東大寺領伊賀国黒田荘に生きた人々に関していかに『東大寺文書』に沈潜したかは、本書が証明するところである。総じて荘園を「人間的世界」と意識してその場における領主と農民の対立・協調関係を日本史研究に加えた作業はまだ数十年程の歴史しかもたない。中世の武士を在地領主と規定し、武士と農民によって構成される村落共同体（荘園であることもあり、公領であることもある）を中世日本の政治的・経済史的基本的単位と認めた上で展開した戦後の日本史研究は、その前提に石母田氏に代表される如き視座があった。以降の日本中世の内容豊かな歴史的存在の探究は、まさに石母田氏に代表される如く戦後日本史学の所産なのである。中世の村における農民の労働および土地保有、そして貢納の義務にも解析の手が伸び、村落共同体（郷や村）の維持と領主階級の支配の論理にも言及されるようになった。

中・近世史上、武士（団）の問題は不可避であるが、この武士による独自の権力を単に日本封建制度を説く際の金科玉条的要素として位置付ける時は過ぎ去った。例えば、国土の開発や農業の維持を軸にこの一次産業を支えた武士と農民の立場は、共に在地（村）に生活の場を共有した中世社会においてのみそのエネルギーの実態にせまり得る。この関係を封建制と捉えることは自由だが、日本の村落共同体の事実を様々な地域の場合を点検することなしに総括することは許されない。

地域史研究のもつ意義は重く、日本全史編纂の一翼を担い得るまでに緻密化しているものもあり、それ故に領主制理論も十分に取り入れられて、各領域に及ぶ方法論をもって地域史を深く掘り下げている現状がある。

本論を貫く関心は、如上のように石母田氏の提唱された領主制理論を視점에据え、常陸国という地域社会に具現化した中世武士団を考察しようとするところにある。

## 二 常陸中世史研究の現状

以下、本論の検討対象とする旧常陸国域を含む茨城県域における中世史研究の現状について、三期に分けて概観する。

【一期】一九六四年に開始された茨城県史編纂事業は、『茨城県史研究』の発行を実現し、網野善彦氏「常陸国信太荘について―東寺領時代を中心に―」を得たことは、のちのこの地域における中世史研究の嚆矢となり、内田実・石井進各氏などの関係論文が陸続と公刊をみるにいたる。のち網野氏「常陸国における荘園・公領と諸勢力の消長（上）（下）」は古代末々中世前期の常陸国の史的構造を浮上させた。また常陸国内諸地域を荘園・公領と把握し、かつ在地支配の主体としての諸領主の系譜とありさまを総覧した作業は、当時重要視されていた領主制論の導入のみではなく、いかにして地域を中世史研究の対象とするかとの試論であったともいえる。茨城県域の中世史研究にとって『茨城県史研究』誌上のこの時期の所論は刺激的である。また、新たな中世史料論が展開し、史料論の根源となる『茨城県史料 中世編一』・『茨城県史料 中世編二』の刊行をみたことは特記すべきことであり、茨城県立歴史館発足と県史編纂事業とは、県域を対象とする中世史研究に拍車をかけた。この時期の注目すべき成果のひとつ石井進氏『日本の歴史12 中世武士団』（小学館、一九七四年）によって描かれた平安中期～鎌倉末期の常陸平氏像は、県域の中世社会を立体的に浮上させた注目すべき成果である。

【二期】この時期の特徴は、市町村における自治体史編纂に伴う中世地域史研究の深化である。政治・経済の分野では、佐藤博信氏の古河公方研究や、市村高男氏の戦国期在地領主の結合形態の研究、服部英雄氏等の荘園を対象とした歴史地理学的復原作業による研究が特筆される。このほか、宗教・信仰の分野では、今井雅晴氏による、中世的領主支配と教線の拡大は相互に関連するとの提唱は、県域の宗教史研究にとって重要な視点となった。また千々和到氏による中世金石文資料の調査・研究は、中世庶民信仰の世界とともに中世宗教史研究に新たな課題と気運を提示した。さらに史料論の分野では、県内の結城市はじめ各自治体による、本格的史料集の編纂体制が出現している。

【三期】県域の中世史研究の主軸（基本的条件）として位置付けられるべき史料（古文書、古記録、金石文など）の発掘・集成はこの時期も続行され、二期同様に良質な史料編とし結実している。なかでも『茨城県史料 中世編三』・『茨城県史料 中世編四』が刊行されたことは意義深く、県内所在主要中世文書がほとんど活字化されたことは喜びである。更に、『秋田藩家蔵文書』の活字化が実現し、多くの佐竹氏関係文書が座右で利用できるようになった。この時期は、膨大な個別研究の充実をみている。

以上、三期にわけて常陸中世史研究の現状を概観した。一九九〇年代以降は、著書や研究論文は増加したが、ここでは本書の視点に関わる成果にのみ言及する。この時期の収穫は、市村高男氏の業績が『戦国期東国の都市と権力』として、また佐々木倫朗氏『戦国期権力佐竹氏の研究』がそれぞれ上梓されたことである。本論は、常陸中世武士団研究を標榜していても、その分析対象は、常陸平氏一族とものに小田氏へと展開する八田氏一族に限られ、常陸北部に盤踞し戦国大名↓近世大名へと変貌を遂げる佐竹氏権力の在り方については、検討の射程には入っていない。その意味でも、市村・佐々木両氏の業績は、戦国期を中心とするものであるにもかかわらず筆者の関心とする「常陸中世武士団」への関心に通

ずるものである。また近年の高橋修氏の研究は、常陸中世武士団研究の再考を迫るものとなっている。

今後の研究の進展により、本論の内容は書き換えられるべきことが、多いと考えられるが、本論が常陸中世武士団研究進展の一助となれば幸いである。

### 三 本論文の構成

本論は、石母田正氏が提唱した「領主制理論」をもとに、主に常陸国という地域における在地領主の側面を有しつつ成立した中世武士団の展開過程を考察することが課題である。

第一部では、平安～鎌倉初期の常陸平氏の問題を中心に、その系譜や在地基盤について考察し、併せて八田氏より族的展開をみせた小田氏の成立を論じる。

第二部では、鎌倉期以降、常陸平氏の中核であった大掾氏の本拠常陸国府の変質について考察するとともに、陸奥国に展開した常陸平氏や八田氏一族発展の動向を考察し、併せて小田一族の宍戸氏支配の展開を論じる。

第三部では、常陸中世武士団研究に関わる系図・大田文・在地領主文書・棟札などの史料の活用について論じる。

## 第一部 成立期の常陸中世武士団

### 第一章 成立期の常陸平氏

はじめに

石母田氏の所論を代表とする領主制概念の定立は、私営田領主平将門像を浮き彫りにし、十世紀における坂東の大乱といわれる「将門の乱」の発端、展開、終息、歴史的評価等の各方面を冷静に把握できた。常陸国の場合、律令支配解体期から鎌倉幕府政治の確立期に至る中世成立期の研究の遅れを認めざるを得ない。この意味で「将門の乱」が群を抜いて長い研究歴を有してきたことは、十世紀に限られた事象であるにせよ意義深い。

常陸平氏に関わる本章の起稿も、このような中世初期東国史の研究状況をふまえての結果で、将門の帰属する桓武平氏流高望王系氏族について、改めて考える要を感じず。将門の出自、及び乱の経過を解説する諸論を通して得られている既知の事実ではあるが、いずれも『将門記』を中心に置き、そして諸系図より構成された平氏系図の周辺を点検する作業に終始している。しかし視点を變えることにより「将門の乱」への再評価や、研究過程での一種の停滞現象を克服する動機が見つけられるのではないか。現行の軍事史的視点、兵(つわもの)論的視点をも十分に意識しながら、氏族論を展開することにより、「将門の乱」は、常陸平氏(常陸平氏)として意識すべきであるとも思うが、当面、常陸国を中心とした論証であるため、便宜上常陸平氏とする)の氏族論的展開の中でどのように評価を与えることが可能か。あるいは、「将門の乱」をその展開の過程で経験しなければならなかった常陸平氏の氏族的性格とはいかなるものか。この二点を考えることによつて、十世紀前後の東国史研究に参画できるのではないかと考えており、平氏の東国への関り方、及び氏族の土着経緯などを考察の対象とする。

#### 一 常陸平氏成立の背景

桓武系皇孫族の東国入部が、結果として常陸平氏族の成立をみる点に関しての所論には、大別して次の如く二段階論がある。従来、『将門記』冒頭の記事による将門の桓武系五世孫説があり、従来指摘されてきた、系図から確認し得る賜姓皇族の東国入部である。入部の動機としては、諸系図中の各人物の注による限り、例えば、平朝臣の氏姓を得、上総介に任官した高望王、常陸大掾、鎮守府將軍の平国香(良望)、下総介平良兼、鎮守府將軍平良将持)、上総介、鎮守府將軍の平良孫等のように、いずれも律令官職を負つての入部であった。特に、高望王の臣籍への降下と上総介任官については、桓武系三世孫としての、いわゆる皇親族の官僚化策との関連で注目されてきた。天長三年(八二六)、上総、常陸、

上野の三国が、国内支配の長たる国守に親王を以って補任するという律令国家の行政策が発表された。これには、さらに特殊な事情があったとみるのが、第二段階の論証である。高望王の東国入部を「群党蜂起鎮圧」の大任を負ったものとし、かつ一族の「任鎮守府將軍」にも言及し、群党鎮圧の功として任官に浴したとされる。そして、高望王のかかる大任の背景には、『平家勘文録』・『常陸大掾伝記』所引の民部卿宗章討伐譚を以って、高望王周辺の事件を予想し、寛平元年(八八九)の平朝臣の氏姓を賜わる因と結びつけてみる。

高望王の上総介任官は、群党蜂起鎮圧、郡内治安強化策の体現者であったとする、右の二段階論の中で、後者がきわめて積極的であることは言うをまたない。常陸平氏の成立を考える時、この後者の説は誠に好ましい論証である。高望の没後、氏族の本宗的立場は長子国香(良望)に集中し、同時に大掾職にあつた常陸へと移行したが、常陸大掾としての国香の政治的、経済的基盤がどの程度のものであつたかは判然としない。しかし、高望王より国香への指揮権交替の中で、嫡庶の族内的秩序がかなり進行していたらしく、『将門記』の記事でみる如く、国香の族長的存在は明らかである。常陸大掾という律令官職によつて、自らの精力的基盤を正當なものとし、かつ下総、上総両国にあつて自立して国務に従事した同族弟を氏族内統制下に置いた平国香の周辺は、群党鎮圧を主眼とした高望王の上総介任官時よりはるかに安定した段階に入った。常陸南部域に広大な営田を有したといわれる国香こそ、常陸平氏の基礎を定めたといえるのではないか。

常陸南西部、筑波山の西側の台地は、将門の襲撃をうけた常陸平氏本宗平国香の本領であつた。このうち石田が「石田庄」として『将門記』にみえるが、常陸では最古の荘園名で、国府所在地(現石岡市石岡)より隔つた常陸南西部での、しかも大掾の任にある平氏本宗家の特異な経済的立場が考えられ、常陸平氏の成立にとつては有益な徴証となり得る。平国香の再評価を主張することにより、常陸平氏成立への予見としたい。

## 二 常陸平氏展開の要因

前節では、常陸国司(大掾)として、また、鎮守府將軍として常陸南西部における経済的基盤を所有した平国香に至る氏族の動向を分析した。本節では国香により、氏族内統制をうけた常陸平氏一族がどのようにに権力を保持、拡大をはかったのかを眺めてみたい。

平氏一族の族内的統制力が機能する中で、国香、良兼、良孫等の国司任官が成就し、特に国香、良兼に代表されるように律令官人的性格が助長される反面、一族庶子の国衙傭兵化が望まれるようになったのではないか。つまり、群党鎮圧という国家的要請が現実作用していた高望王存生時は、少なくとも要請答申型の一族の族内的結合は幸いにも均衡状態が保たれていたが、国家的要請の後退と、恩典として氏族の国司任官が画されて、国香、良兼の主導が本格化した段階では、国司という公権を意識しての新たな族的結合が必要となつた。常陸平氏の動向も、国司任官に見られるように、順次、国衙支配体制への同化がはかられたわけで、その際、族内的結合の改変現象が伴つたといえる。将門は、この結合の改変に抗さざるを得なくなり、反氏族的行動に出た。「将門の乱」の本質がかかる中に存していたとみたい。



次に、国衙体制への同化を進行させることにより、後退した国家的要請に代わる権力発動の基盤を保持しようとした常陸平氏にとり、常陸土着の過程で考えておくべき他氏族との対応について述べる。常陸平氏の成立は、政事的無風の地に新たに樹立されたわけではない。国郡支配に關与する他氏族の存在はかなり留意しなくてはなるまい。国司系譜勢力との対応、郡司系旧勢力との在地での勢力交替は不可避的試練であったはずである。これらの徴証を得る史料は少ないが、『将門記』記載の源護があげられる。「前大掾」というから、国香に先立って常陸国司を歴任し、そのまま土着した氏族であろう。しかし、氏族の実態は、一字名よりして嵯峨源氏ともいわれるが明確ではない。国香、良兼との關係は「因縁」によって結ばれ、婚姻を通じての民族的友好關係と考えられている。他に「外縁」の語とも併せて、旧勢力と新勢力の両族が、婚姻という極めて通俗的關係により、勢力の均衡をはかり、土着の動機をより深く進行させる現象には注意を払う要がある。在地旧勢力の既成権力機構に十分接近することによって、現任官としての優位さを利用しつつ、より強力な支配権力を達成しようとする新入部氏族の画策とみてよい。『将門記』にみえる源氏の場合、かろうじてこの關係がはつきり浮き彫りにされた例である。しかし、実際には、これ程無難に進行したとは思われず、対立の果てに、新勢力の前に没落を遂げた場合も多いと思われる。

例えば筑波郡では、『常陸風土記』に言う「紀国」(筑波郡の旧称)国造筑算命の後裔、阿閉色命の存在が知られ、郡司系氏族としては、文部□弥万呂(少領)等が確認できる。そして、天長二年(八二五)には文部子氏女がみえ、先の文部□弥万呂(少領)の末葉と思われる。また、天長一〇年に、筑波郡人丈部長道がみえ、他の三人の丈部氏とともに、有道宿祢の氏姓を得ているが、これも、筑波郡司系氏族丈部氏と同族とみられる。他に信太郡司としては、一貫して物部氏系信太連氏が延暦年間まで確認できる。

常陸平氏成立時(九世紀末〜十世紀初頭)、これらの在地の氏族が郡支配の上で如何なる変転を辿ったのかは明らかでないが、新勢力としての平氏族との間に、何らかの対応策は避けられなかったであろう。在地の郡司勢力の弱体化を逆用し、「土着」の効果を最大限に高めたのが、常陸平氏であったとみてよいのではないか。

### おわりに

平高望、良望(国香)、そして良望の兄弟達(下総介良兼、鎮守府將軍良將、上総介、鎮守府將軍良孫等)は、少なくとも群党鎮圧という国家的要請に応える中で、氏族の統制をはかった。常陸、上総、下総と近接する東国諸国の国司権力を、半ば氏族世襲の公権とする程の在地有力氏族となり、やがて、分流氏族が自立した権力基盤を創出して、東国各地に拡大していくことになる。常陸平氏は、その系譜の進行の過程で、坂東平氏と総称されるように、氏流の生成、発展の上から活発化し、その中であって平高望、平国香、平貞盛などのいわゆる常陸平氏は、東国土着の桓武平氏支族の本宗であり、十世紀前半の「将門の乱」を、凡そ一〇年の争乱の後に收拾し、以後、十二世紀末に至る間の二〇〇年余にわたって、常陸国南半部を基点とした在地有力武士団の形成に邁進した。この間、常陸国内にあって、有力氏族の分出がみられ、国司職(大掾)を世襲

した本宗家を軸として、幾多の歴史的意義を内包する有力氏族に成長したのである。

## 第二章 常陸平氏の任官と所伝

### はじめに

常陸平氏が平安中期以来、常陸国大掾という国司職を世襲する中で本宗は大掾氏とも称され、中世常陸国における代表的氏族であったといわれている。

ところで、鎌倉幕府成立後も御家人として略大過なく氏族の繁栄を見、国内に庶流を分派させ、中世武士団として存続した常陸平氏にとって、その前史は国内の他氏族よりは特色ある歴史的経緯があった。周知の如く将門の乱研究を通じて明らかになったこの氏族の常陸地方への入部、土着、展開の過程である。この一連の経緯の中から、平氏族の政治的権力基盤に焦点を定め検討することも有効である。ここでいう政治的権力基盤とは、この氏族が帰属した律令制下の公権を意味し、九世紀〜十二世紀末の時期での平氏族への公権付与、及び平氏族の公権取得の状況を概観することが本論の主旨となる。その状況把握の中から「常陸平氏」と呼称されるこの氏族の権力構造の生成、展開の一端が検証できるものと考え、平氏族と公権との関係、つまり任官を中心に検討する。

### 一 任官所伝とその類型

大化以降平安末期に至る常陸国司への任官者一覧から、介任官者中に若干の常陸平氏族を見出せる。それは、天元四年(九八一)に卒去した元常陸介平維将以下四名の平氏族である。平維将、同維叙、同維時の四名は、『尊卑分脈』桓武平氏系図では全て平貞盛の子息となっている。(維叙、維時は養子で、維時は維将の子)。このうち、維将流は北条氏に、維衡流は伊勢平氏に連なり、常陸平氏族ではありながら本論で扱う氏族からは次第に隔絶していく。また、諸系図にみえる任官の所伝は、系図そのものの評価を行う中で検証されるべきものであり、また、引用の各系図が個別に独自性を有しているわけでもなく注意を要する。

これまで将門の乱研究の中で形成されてきた常陸平氏像は、ほぼこれら諸系図・諸記録の枠を越えるものではない。就中『尊卑分脈』・『常陸大掾伝記』・『常陸大掾系図』・『将門記』などは決定的な程常陸平氏像を規定している。これらの史料は、この氏族にとって貴重で、任官記事を概観する限り、高望、良望(国香)、良兼、良将(持)、貞盛、維茂、兼忠、維将、維衡などの任官はほぼ動かぬものであるともいえる。

高望王の「任上総介」は寛平元年(八八九)とされるが確証はない。また良兼の「任下総介」も「任上総介」と混同しているが、『将門記』の記述からすると前者である。そして、良望、良将、貞盛の「任鎮守府將軍」は、最もこの氏族の東国入部における所与の社会的条件を明示して

いる。つまり、九世紀後半以来の坂東における動揺した国政の鎮圧、前代よりの東北鎮撫の任務をこの氏族が負ったとする見方である。ところで、この氏族は、高望の嫡子良望がそうであるように、国司への任官所伝も見逃せない。上総、下総、常陸、上野、陸奥、出羽などの守・介・掾が主要である。このうち、常陸国司については、前述の貞盛の子息等の「任常陸介」を例外として、大少掾官への任官例が少なくない。従って、常陸平氏の大少掾(特に大掾)への任官は不動のものと拡大解釈され、この氏族の政治的権力基盤として「任常陸大掾」という公権が用意されていたとの定説が形成されている。特に常陸平氏本宗においてはこの感が強く、この「任常陸大掾」を重要視している風がある。諸系図によれば、大掾への任官は義幹に至るまで散見できる。

しかし、これまでのこの氏族に対する見方には「任常陸大掾」を意識し過ぎたところがあったと思われる、諸記録に見える官人表記の類例をも参照しながら、常陸平氏族任官の類型をながめたい。

## 二 考証

(1)高望、良望、良兼は、記録中に特別な任官の記事はなく、概ね諸系図の伝える域を出ない。

(2)良孫(繇)、良広、良文、良茂、良正の任官は諸系図による所伝のみである。良孫の「任鎮守府將軍」の他は、この状況のみでは任官の虚実を決し難い。

(3)貞盛は、一応の任官の履歴は判明しそうではあるが、「任陸奥守」「任鎮守府將軍」「任右馬助」「任左馬允」「任常陸大掾」などの所伝を考え、且つ、『将門記』で著名な彼の京都志向、及び彼の四人の子息等の所伝を思い併せるとき、常陸での在地性はむしろ薄い。

(4)繁盛の任官所伝は少なく、「任陸奥守」として二系図が共通している。『続左丞抄』所収の寛和三年(九八七)正月廿四日付太政官符は、同二年十一月八日付平繁盛解状を引用して「繁盛從幼若時、奉仕故九条右大臣、独載殊恩」という文言を伝えていることは周知のところである。この時、繁盛は「散位從五位下」の身分であり、文脈から見て東国(常陸)在住の身であったことは確かである。

(5)将門は、いずれも無官無位の所伝のみである。

(6)維幹は貞盛の弟繁盛の子であるが、系譜上は貞盛の養子となり常陸平氏本宗を嗣いでいる。ただし、「任常陸大掾」は『常陸大掾系図』のみの所伝で、『貞信公記抄』にいう「甲斐守維幹子」、『今昔物語』の「左衛門大夫平維基」、そして『小右記』にみえる「維幹」などの記事は、彼の必ずしも「任常陸大掾」らとらわれない側面を予測せしめる。

(7)維茂、兼忠は系譜上繁盛の二子であるが、維茂は兼忠の子で貞盛の養子となった所伝をもつ。維叙、維将、維敏、維衡も貞盛の子や養子といわれるが、維衡を除き諸系図の所伝の域を出るものではない。維衡は諸史料から「任常陸介」「任下野守」などの多国の国司履歴者であることは明白で、伊勢平氏の始祖となっている。

(8) 維幹の子為幹については、『常陸大掾系図乙本』と『石川系図』に任官所伝があるのみである。ただ為幹の名は『小右記』等に散見される。

(9) 繁(重)幹、致幹のうち、繁(重)幹は上総介(守)としての任官所伝をもつのみであるが、『永昌記』にみえ、繁(重)幹と当時常陸介であったと思われる源義光と組んで源義国と対立していたことがわかる。致幹も薩摩守任官を系図が伝えるだけである。なお、この致幹の舎弟に清幹(吉田氏の始祖)、政幹(石毛、豊田氏の始祖)、重家(小栗氏の始祖)がおり、庶流として国内外へ分立しているが、彼等の任官所伝は無い。

(10) 直幹、義幹についても任官所伝は、『常陸大掾系図甲本』と『石川系図』で「任常陸大掾」を伝えるのみである。そして、義幹については、『吉記』にみえる。また義幹が『吾妻鏡』の中で多気義幹、多気太郎と称されていることは、この氏族の本宗としての本拠地が、国内筑波郡多気(つくば市北条)の地にあったことを示すもの。

以上の分析から、常陸平氏族の必ずしも「任常陸大掾」に限定され得ない政治的権力基盤があったことを多少とも推測できないであろうか。この氏族が、「任常陸大掾」の有資格氏族であるとしてみれば、そしてその側面から常陸平氏⇨常陸大掾氏ととらえ、氏族の政治的権力の拠り所を「任鎮守府將軍」⇨「任常陸大掾」へ連続する公権とするならば、以上の如き迂遠な検証は全く無用である。

#### おわりに

ここでは、常陸平氏族が高望以降義幹に至るまで、いかなる公権を保持して氏族の政治的権力の基盤たらしめたのか考察したが、従来この氏族の国司任官が着目され、就中、維幹以後「任常陸大掾」の世襲を以って国内に有力な支配権を展開した、いわゆる在地領主の典型とされている。そしてまた、鎌倉期以降の常陸を代表する有力武士団大掾氏に展開したともいわれる。この時期確かに「任常陸大掾」の履歴を幾度か有した常陸平氏ではあったが、鎌倉後期になり、確実に国衙在庁官人として大掾職を世襲していった後裔にとつて、始祖良望(国香)の「任常陸大掾」の所伝は重要であり、同時に掾官等国司への任官の伝統も極めて有要なことであった。こうして可能な限り氏族譜の中に最低限度の必須事項が付会された側面もあるのではないだろうか。

貞盛、維衡の場合は、多様な国司歴任の中から、特に維衡が伊勢に基盤を移し、やがて氏族の繁栄を見、伊勢平氏族を成立させているが、他は結局常総周辺において氏族の分立を遂げつつ新たな展開をしようとしたと思われる。殊に常陸では、この間、良望より貞盛に伝えられた筈の氏族本宗の地位は、貞盛の舎弟繁盛系常陸平氏が義幹に至っている。この数代にわたる時期の常陸平氏族の在り様は、奇しくも諸系図が示しているように、国内外への庶流の分立に特色があり、本格的な対在地志向型とも言える氏族内発型の様相である。そこでこの氏族が志向したのは、国司任官による公権の保有以上に、それまで長期にわたって停滞していた郡支配の再編成であり、律令的郡務の再興ではない郡郷単位の一円領有化への道であった。従って、この段階では、必ずしもこの氏族にとり任官は必須の条件ではなかったと思われる。この時期、この氏族間には

郡司的側面を私権化の方向で充分に体现しつつ、国衙公権をはるかに優越し得るだけの領主的基盤が生成されていたといえるが、鎌倉幕府下の在地での混乱の中で、改めて大掾職世襲化の策を忘れなかったといえよう。

### 第三章 常陸中世武士団の在地基盤

#### はじめに

本章では、常陸の中世を一貫して存続し、根強い領主的基盤を維持した常陸平氏流武士団に対する再検討を行うことが目的で、まず馬場氏・真壁氏について言及する。その次は、鎌倉期の常陸守護であるいわゆる小田・宍戸両氏への注目である。小田氏については、改めて「常陸小田氏の成立」として検討し、「常陸小田氏」の前身なる考察を加えつつ八田知家とその庶流の分立について触れる。その庶流の一つである宍戸氏については、この氏族の茨城郡（小鶴荘）入部時の背景を再検討する中で、八田（小田）氏・宍戸氏として鎌倉幕府体制下の常陸国支配を主導的に体现したこの氏族の在地基盤に新たな所見を与えてみたい。

文治五年（一一八九）の源頼朝による奥州藤原氏征討時の論功行賞で、陸奥国小田保が八田知家（常陸国守護、東海道大将軍）に与えられたとする所説は、「常陸小田氏の成立」なる所論の前提となるもので、馬場氏・真壁氏の同様の陸奥進出とも関連し、さらには宍戸氏の名字の地「宍戸」所在地域の比定にともなって論証の対象化とされる。

彼等武士団を、結果としての鎌倉御家人と総括的に捉え、常陸国中世史の推移の中に位置付ける理解は不自然ではないが、建久四年（一一九三）政変への疑問をも含め、鎌倉幕府成立期の在地基盤は再考される余地がある。そして再考の結果として、伝統的常陸武士団といい得る平氏流氏族の国外への進出と、新たに守護の地位を通して国内に領主的基盤を形成した八田氏系氏族の競合関係が浮き彫りにされるのではないか。

#### 一 常陸平氏流武士団の分立

鎌倉幕府成立前、十二世紀半ばごろまでに常陸平氏流氏族の国内各所への分立は決定的であった。『常陸大掾伝記』・『常陸大掾系図』などこの氏族に関する後年の所伝を軸に、国内伝存の諸家文書によって分立の実態に迫るといふ手法により、この氏族の展開を捉えるに至った。国内吉田郡（那珂郡から分出）を北限として茨城郡・行方郡・鹿島郡・信太郡・筑波郡・真壁郡・新治郡そして豊田郡（下総国）に入部し、郡司職の体现以上に郡内での私領形成（所領開発）に専念し郡・郷・荘・保を名字の地（在地基盤）としたこの氏族の分立状況は武士団形成の典型として注目される。

しかし鎌倉中期以降、吉田氏系馬場氏が府中地頭としてかつ在庁官（大掾職）として氏族本宗的立場を保持したという点を強調して「常陸大掾

氏」という武士団把握が通行しているが、この氏族の分立形態は決して一様な本庶関係があつて分立していたわけではない。特に馬場・真壁両氏にみられる国外陸奥国への関わりを点検することによって常陸に限定されないこの氏族の在地基盤を検出してみたい。

『吾妻鏡』建暦元年四月二日条を唯一の証左とする馬場資幹の陸奥国長岡郡内地頭職在任についてはすでに別に論じた。この長岡郡が文治五年段階で畠山重忠に与えられた恩賞地であること、そして元久二年六月の北条時政による畠山重忠討伐直後にその遺跡が資幹に与えられたとの経緯は歴然とした馬場氏の国外進出の事例である。

資幹に関する所伝の一つは、建久二年（一一九二）二月四日条（頼朝の二所詣に先陣として従う）を経て建久四年（多気義幹所領の資幹への給付）に至る。同じく吉田氏流石河氏族の頼朝政権への出仕は特異ではなく、その在地基盤については不明で、「馬場」なる名字の地の実態もわからない。また建暦元年（一一二二）四月二日条をもって資幹の記事の最後となる。この条こそ、陸奥国長岡郡内の地頭職を畠山重忠に代って入手した「平資幹」の存在を示すもので、幕政の中枢に進出した北条氏による政策の所為である。

しかし、この資幹については、『吾妻鏡』建保二年（一一二四）九月十九日条の「大掾資盛」なる人物も「盛」は「幹」の誤記であり、馬場資幹の「常陸大掾」在任を認めうるものといえる。十九日条とは「十九日、庚辰、常陸国府中の地頭の間事、自今以後、大掾資盛沙汰を致すべしてへり、これ公家より在庁の解を下さるるによってなり」というものである。この場合府中地頭は資幹自身であり、この事実は資幹を通じて実現した鎌倉幕府の常陸府中支配のはじめての成果といえよう。

資幹の在地基盤に関しては右の二例、即ち、常陸国吉田郡を本貫とする馬場氏であるが、平安末期に吉田氏族としての分立過程を示す証左が得られず、従って吉田郡内での所領は把握できない。ただ、徳治二年（一一三〇七）五月付の平経幹申状案によれば、資幹の玄孫平経幹は茨城郡佐谷郷（旧千代田村村上、中・下佐谷）を「高祖父常陸大丞資幹墓所」所在の地と主張してその領有をめぐって舎弟時幹と相論している。この相論の結果は不明だが、経幹の論拠の中に佐谷郷における給主職と地頭職の常陸大掾による兼帯相伝の実状が語られ、特に大掾職と不可分の関係にある給主職保持が経幹には必須であった。しかし、この相論を通じて資幹流常陸平氏の府中近辺での在地基盤の一を「佐谷郷」と限定できる。

建久四年、多気義幹・下妻広幹という常陸平氏本宗系の勢力が没落したとの所伝は、北条氏による常陸平氏族への弾圧であり、同時に頼朝自身の対常陸平氏策の一環でもあった。少なくとも建久四年以前は南郡佐谷郷とは無縁であった（吉田郷内で地頭職に補任されたと考えられる）馬場資幹が、この年に佐谷郷地頭職を得、やがて元久二年（一一二〇五）の畠山重忠討伐後、陸奥国長岡郡内にも地頭職を得、そして建保二年九月に至りついに府中地頭の立場をも獲得する。

一方、馬場氏よりは本宗系に近い真壁氏の場合、十二世紀後半には真壁郡に入部し、多気義幹の舎弟長幹を始祖とする領主的基盤が形成されたという。御家人真壁氏の姿は、文治五年（正嘉二年の間、『吾妻鏡』に散見する。しかし、この記事から真壁氏の領主像は確認し得ず、むしろ『真壁文書』によって友幹↓時幹↓盛幹へと相伝された真壁郡内郷地頭職の真壁氏所帯の事実が明証される。ここでは、常陸国真壁郡内を根

本所領とする真壁氏の郡外における所領経営の実態に言及してみたい。ここで郡外とは常陸国内ではなく常陸国外のことで、真壁氏の場合、真壁郡外の常陸国内域に氏族の分立を実現し、在地基盤の拡大を図ったことは検出されてはいない。国外とはすなわち陸奥・美濃二国であり、陸奥は蜷河荘であり美濃は小木曾荘である。

陸奥国会津郡蜷河荘は、十一世紀末の立荘と考えられ鎌倉期の領家は近衛家、すなわち三条院皇女僊子内親王(冷泉宮)↓藤原師実妻麓子(京極北政所)↓藤原忠実↓同忠通↓同基実(近衛家始祖)↓同基通↓同家実↓の如く伝領された近衛家領の請所(地頭請所など)の一所であった。この蜷河荘域には矢目村・勝方村・政所・牛沢(以上会津坂下町域)・野澤村(西会津町域)などが南北朝期の村として確認され、このうち勝方村地頭として「摩賀辺小太郎政幹」すなわち真壁政幹がいる。政幹の地頭としての勝方村支配は觀応二年(一三五二)以前、足利尊氏による補任であることは容易に推量され、政幹親父高幹が尊氏より康永三年に北朝党としての軍忠を賞されたことと同時期と考えられる。つまり、南北朝内乱を高幹・政幹父子は北朝側に立つてきり抜け、本領真壁郡の安堵に加えて陸奥国会津郡内蜷河荘勝方村を与えられたのである。政幹は薄彦五郎国幹(森五郎とも称す)を代官として勝方村に駐留させているが、この時期真壁氏族の現地支配は確かに進化したのである。

しかし、会津真壁氏とも呼び得るこの氏族の蜷河荘入部は、南北朝内乱期に確認され、馬場資幹の場合と同様に、あるいはそれより以前の常陸平氏の国外進出を以って国内に限定されない在地基盤の確保・形成を知ることである。真壁氏における陸奥との所領的関わりは鎌倉期に果して検出され得るのであるか。宮城県宮城郡松島町五大堂鰯口の乾元二年(一三〇三)の銘文にみえる、又五郎入道とともに自己の息災延命を五大堂前に祈願したこの「真壁助安」を以って、即座に真壁氏族と断定することはできないし、会津真壁氏の場合のような地頭職を所帯してこの氏族の陸奥進出と看做すには不明すぎる。「助安」なる実名も「幹」を通字とする常陸平氏真壁氏族とは異なり、乾元二年前後、常陸真壁氏族のこの地での足跡は検出されていない。「武運長久」を祈願した「又五郎入道」が武家であることが想定されるように、「真壁助安」も武家とみたいが、それ以上の追求は困難である。

文治五年八月、陸奥国多賀国府において頼朝に参会した常陸武士は海道大將軍八田知家に率いられた諸士であるが、その中に真壁六郎(長幹)がおり藤原氏征討の軍忠は確かに遂げていた。多くの従軍の輩が後に陸奥国内で論功行賞を受けているが、真壁氏とて例外ではないのではないか。現状では、南北朝期に先行する真壁氏の陸奥進出を証明することは困難ではあるが、その可能性は全くないわけではない。さらにこの真壁氏のみ濃国小木曾荘・丹後国五箇保での地頭職保持の例を知り得るが、備中真壁氏のことも加えると常陸真壁氏の武士団としての在地基盤はとも論じ尽くせるものではないが、頼朝の奥州征討は多くの東国武士団に在地基盤の変動を与え、本領と新領の経営を付加させるものであった。

## 二 常陸小田氏の成立

ここでは八田知家に始まり常陸守護家として知られる小田氏及びその庶流宍戸氏の武士団としての性格を再考する。

保元の乱(一一五六)における源義朝配下の東国武士団の中に「八田四郎」の名がみえる。この乱における八田四郎の戦功は不明だが、下野国住人として参戦したこの人物こそ八田知家である。「武者所」「右馬允」なる知家の履歴所伝からは鳥羽院政および後白河政権下の在京武士であったと思われる。祖父宗円は下野国河内郡の古社宇都宮(『延喜式』所載名神大社二荒山神社)での奉斎権(座主)を得、父宗綱も「宇都宮座主」の地位を継承している。そして同時に彼等の私領形成(在地武士化)は顕著にみられ、宗綱が「八田権守」と称したように八田なる名字の地をその在地基盤とした。この八田を筑西市八田に比定する説が根強い。

友家(知家)の下野国本木郡内の地頭職補任は、治承四年段階での頼朝による本領安堵にもとづいて行われたもので、知家の下野八田氏族としての拠点(私領、すなわち本領)を明示する。ところで、この本木郷(郡)とは平安末期に芳賀郡より分出した中世的郷(郡)名である。しかし、この地域には名字の地「八田」なる場は見出せず、あるいは名乗の前提が「名字の地」ではないのかもしれない。

八田知家の常陸国守護補任ののち、国内での所領形成を筑波郡三村郷小田を拠点としたそれと結びつけていくのが通説であるが、この点については慎重に考えてみたい。現在、土浦市の等覚寺に建永年間(一一〇六～一一〇七)に鑄造された銅鐘が残り、願主は「筑後入道尊念」とあり、この尊念こそ八田知家の法名である。寄進先「極楽寺」は、後に三村山麓において小田氏の外護を得た「極楽寺」と同名である。所伝では藤沢(土浦市新治)の地に知家によって建立された寺とするが不明の点も多い。この銅鐘の銘文から知られる事実だけでは、知家の筑波郡入部は確実ではない。嫡子知重が強く大掾職就任を望んだように、この時期の八田氏は常陸国府掌握にこそ目標があった。

そのためにはやはり小鶴荘の守護所は重要な拠点であり、そこでの所領経営(在地基盤の確保)は必至であった。守護家八田氏の在国所領の経営は四男家政による管理がかなり教化され、家政の子孫が六戸氏として八田氏族の中では際立った勢力をもつのはここに起因する。この家政系八田氏(六戸氏)の小鶴荘支配の独占化は知重系八田氏(後の小田氏)の筑波郡入部を促したとも考えられる。

ここで改めて奥州征討の恩賞として八田知家が与えられたと推測される陸奥国小田保(宮城県遠田郡内)にふれておく。この小田保の知家―知重―泰知―時知への伝領はその実態こそ不明だが、「奥太郎泰知」なる泰知の系譜上の表記(「奥」とは「陸奥」の意ととれる)、そして時知による名字「小田」の使用は「陸奥国」「小田保」を前提に始めて理解が可能である。

前記の通り、八田知家の常陸国内での所領形成を追求しており、時知の筑波郡三村郷小田(南野荘小田)入部を捉えて常陸小田氏の成立と結論付けたが、この陸奥国小田保の八田氏(筑後氏)系氏族の伝領を考えると立論上整合性がなくなる。泰知―時知が知重失権後、陸奥八田氏(小田保住人)としてその在地基盤を常陸へ移遷しつつ知重系八田氏の常陸での所領保持に専念したとの想定も成立する余地はある。特に時知の小田名字使用はかなり唐突でもあり、その説明は今後の作業に委ねざるを得ない。



### 三 小田氏庶流高野氏の分立

雑訴決断所の文書群の発給責任者の中に「前筑後守藤原朝臣」「前常陸介藤原朝臣」の二名が確認できる。前者は小田貞知、後者は小田時知と理解されているが、正しくは高野貞知、高野時知である。いずれも小田氏族高野氏である。ちなみに高野氏は八田知家一〇男時家を祖とし、常陸国田中荘ないし下妻荘域の「高野」（つくば市大穂、豊里地区）を名字の地とする小田氏族とも陸奥国高野郡に住した小田氏族とも考えられる。そして高野氏の決断所への出仕（時知の記録所寄人としての出仕も認められる）を考える時、小田氏族の時局への積極的対応は明らかである。

ここで改めて高野氏の本領に言及する。在地基盤は未だ定説を得ていないからである。知家一〇男という時家の幕府への奉公ぶりは『吾妻鏡』嘉禎二年八月四日条を初出として以後子息景家とともに多出する。諸系図のうち、この氏族を高野氏としてその名字の地の所在を推測させるのは『尊卑分脈』・『小田一族大系図』・『小田一流系譜』などで、他は小田氏・北条氏（筑波北条の意）として把握される。高野氏の本領に特に言及するのは、前記二者を小田時知・同貞知と理解して幕末期の小田氏族の統一行動の一端とみることに疑問を禁じ得ないため、本宗高知（治久）や六戸氏などとはその領主的基盤をかなり異にする氏族ではないかと考えられるからである。『新編常陸国誌』では「筑波郡高野村ヨリ起ル」とあり、名字の地を筑波郡高野（こうや）村とする。

しかし、時知の子時綱が常陸守護代（宮本茶村『小田氏譜』では常陸守護とある）になったとの記事は北条（佐介）時綱のことである。気になるのは、駿河守ともなった時綱が正平年間に家人等をして陸奥国高野郡（結城氏領）を攻略したとの所伝である。高野郡はのち、小峯結城氏によって領掌されるが、白河結城氏族による高野郡領有の一端を知る。ここには先行して和泉守時知による領有があった。この時知こそ「小田時知」で、小田常陸前司時綱の父である。時知の高野郡内での所領保持は明白であり、この氏族の鎌倉時代の本領をここに求める蓋然性は高い。

#### おわりに

常陸平氏流馬場氏・真壁氏については周知の問題点を復唱したにすぎないが、未解決の部分は多く、武士団としての在地基盤の形成過程は今後の分析に俟つ。八田氏流の宍戸氏・小田氏についてはその名字の地の定立も含めて常陸国内での在地基盤の在り方にかんがりの検証を要するとの事由が提示できたと考える。陸奥国高野郡に分立した八田氏流高野氏の独自の武士団維持もどうか鎌倉期の実態として位置付けられそうである。

中世武士団の在地基盤は、確かに流動的でもある。一所の保持に懸命ではあるが、新恩所領の経営と氏族の分立の中で、後年彼等の系譜的認識自体にも誤認が生ずることは充分にある。常陸の中世史の理解には、佐竹氏など他の氏族も含めてこの点を明確にしなくてはなるまい。

## 第四章 常陸守護と小田氏

### はじめに

治承四年（一一八〇）八月十七日深夜から翌十八日にかけて、源頼朝配下の北条時政等士卒は伊豆国山木郷にある平兼隆の館を急襲し、館主兼隆の首級を手にした。夜討ちをかけたのが源頼朝。清和源氏の嫡流にして平治の乱（平治元年）で平清盛に追討された源義朝の嫡男である。乱の翌年捕縛され、伊豆国に配流された。亡父義朝に至る源氏は、十世紀以来武士団の棟梁としての武名を高め、義朝の代には相模国を中心にして勢力を張った。頼朝の知己の中には義朝との主従の縁をもつ者も多く、あるいは平氏政権を疑う者もいた。伊豆国田方郡の土豪北条時政も忠実に平氏政権下の京への番役を奉仕する坂東平氏流の小武家であるが、娘政子が頼朝の妻になるに及んで、この貴種頼朝を推戴して自己勢力の拡大をはかろうと傾いていた。

平家滅亡の後、建久八年（一一九七）十一月、頼朝には朝廷より権大納言兼右近衛大将の官途が与えられたが翌月辞任して鎌倉へもどった。既に頼朝は建久三年に征夷大将軍に任官している。さきに右近衛大将に任官した頼朝の居館は、通例に従い「幕府」と呼んだが（幕府は近衛府の唐名）、辞任して征夷大将軍のみともなっても引き続きこう呼ばれた。鎌倉幕府はこのようにして成立したのである。では、この鎌倉幕府の成立によって、常陸国の武士団はどのように変質していったのであろうか。

### 一 幕府成立後の常陸武士団

#### 1 常陸武士団の動き

将門の乱後の常陸国では、平国香の子息で乱鎮庄の功労者でもある平貞盛の系統が著しい氏族の展開をみせ、常陸国内の吉田郡以南の国内郡・郷・保単位に庶子家を派生させていった。この氏族を「常陸平氏」と呼ぶ。この氏族のうち多気義幹（佐谷義幹）・下妻広幹・東条忠幹・鹿島成幹・小栗重成・豊田頼幹（政幹の孫カ）など筑波郡・茨城郡・新治郡・信太郡・鹿島郡そして下総国豊田郡を本拠とする諸氏は頼朝挙兵時には頼朝討伐軍として動き平氏政権への奉公ぶりをみせた。

このうち新治郡は十二世紀前半までに郡の解体が進み、東郡・中郡・西郡・小栗御厨（伊勢神宮領荘園）に分立している。このうち中郡には後二条師通流大中臣頼継（上総介）の所領が成立し、子息頼経はこの郡を名字の地として中郡氏の始祖となった。頼経の養子三郎経高は保元の乱（一一五六）で源義朝に従軍するなどこの氏族は親頼朝派の常陸武士団となっていた。さらに南北両条に分立した新治郡では、南条・関郡ともいうに秀郷流藤原氏の大方氏（下総国豊田郡大方郷「八千代町」）が進出し関氏が成立し、北条（伊佐郡）には山陰藤原氏族の伊達朝宗（常陸入道念西）が勢力を扶植した。両氏ともに源氏方の常陸武士団として常陸平氏・佐竹氏とは異なっている。この他、那珂東郡から分立した国井保には頼信

流源氏の国井氏の支配が展開しているが、この時期武士団としての輪郭は不明である。あるいは新治東郡(笠間保)における宇都宮氏族塩谷朝業の子息時朝の入部は、時朝を始祖とする笠間氏の成立を思わせるが、頼朝挙兵の常陸武士団として扱うには不明の点が多い。

このように、源頼朝が挙兵し、平氏政権の倒壊をめざした頃の常陸武士団の動きは微妙であり、中でも反頼朝勢力の目立つこの国は頼朝の深く懸念する地であった。頼朝政権の推移を早々と見極めた小栗氏が佐竹氏追討後の頼朝自身の来館を得るなど、寿永二年(一一八三)二月の志太義広の乱における小栗重成の軍功は、常陸武士団の時局への対応を示すもので、八田知家の常陸国への関与とともに常陸国武家勢力関係の新たな始動と考えられる。

## 2 八田知家の登場

保元の乱に際して、崇徳上皇の白河御所への攻略に参陣した源義朝配下の東国武士は多く、その中に常陸の中郡三郎・関二郎とともに下野の八田四郎の名がみえる。この乱における八田四郎の戦功は不明だが、源氏武士団に属しつつ、下野国の住人として参戦したこの人物こそ八田知家で、知家は在京武士であった。この知家の兄朝綱(下野国御家人宇都宮氏の祖)も「鳥羽院武者所」「後白河院北面」を歴任したといわれ、この氏族の武士的映像が確認される。この知家の祖父と父は宇都宮座主の地位を継承し二代にわたって私領の形成と氏族の在地武士化の傾向を顕著に展開していった。このような勢力強化の拠点として、宗綱が八田権守と称されるように「八田」なる名字の地を想定できるのであるが、その現在地への比定は、従来の通説では説明できない状況である。

以上の点から、宗円父子の私領形成の場を常陸国内に求めることの不自然さを指摘しておきたいが、同時にこれに該当する地域は下野国内にも未検出である。この想定は通例に従って名字の地を比定する観点に立つての場合で、「八田」を地名に限定しないこの氏族の呼称とみれば比定地探しは意味がない。宗綱の子朝綱も八田を号したようであるが、その子成綱の代には宇都宮を名字とし、八田の名字は朝綱の弟知家の系統に相承されていった。

寿永二年(一一八三)二月に頼朝の叔父志田義広(義憲)が頼朝に抗して挙兵した。義広は平安末期の信太荘に勢力を有するが、この荘域へ関わった動機は明らかではない。幕府の命により、義広討伐軍は集結し八田武者所知家、下妻四郎清氏(広幹と同族カ)・小栗十郎重成・宇都宮所信房(宇都宮信房カ)等が小手差原・小堤の合戦で義広を東山道筋へと敗走させた(志田義広の乱)。二八日には義広軍の捕虜が頼朝の前に引き出され、征討軍の八田知家・小栗重成・小山宗成・下河辺行平等が頼朝に対面した。これが『吾妻鏡』の伝える源頼朝と八田知家の出会いの場面である。

元暦元年八月(同二年正月)にかけて知家・知重父子は平家追討使源範頼に供奉して九州の豊後国に渡っている。その後の行歴を『吾妻鏡』から多数抄出することができ、これらによれば、文治五年七月に始まる頼朝の奥州追討を目前にしたこの時期までに、鎌倉南御門に宅を与えられ、

かつ義経追討を伝える官使の入部をも許された八田氏の御家人としての立場が明瞭に描写されている。

## 二 八田知家と常陸平氏

### 1 常陸国守護八田知家

文治五年(一一八九)七月十七日、鎌倉の頼朝御所では終日奥州征伐のための軍議がひらかれた。頼朝の目的は奥州藤原氏政権の根絶にあり、その姿勢は治承四年(一一八〇)の佐竹氏討伐をはるかにしのぐ布陣である。この日の軍議では三手に分かれて奥州入りをする事となり、その一手東海道筋の軍勢指揮官(大將軍)に千葉常胤と八田右衛門尉知家が決定した。知家はこの時以前(その時期の決定は不明)に常陸国守護に補任されていたことが推測されるし、文治元年(一一八五)末において常陸国惣追捕使(後に守護と称す)となった可能性もあろう。事実、八田知家が引率した常陸武士は伊佐為重・同資綱・小栗重成・多気義幹・鹿島頼幹・真壁長幹などであり、いわゆる常陸平氏の面々を含む御家人たちであった。かくして八田知家の常陸守護職在任を確認したが、本来下野国御家人として平安末期の歴史に登場した知家が頼朝政権の形成に積極的に関与し、その論功行賞の結果として常陸守護の地位を手に入れたわけである。

ではこの知家の常陸での本拠(守護所)はどこに置かれたのであろうか。もとより常陸の武士でなかった知家が入部した地域としては筑波郡三村郷小田(つくば市小田を含む三村山「のち宝篋山ともいわれる」麓一帯)を以て通説とする。知家の子孫がここに城館を構え小田氏として発展することからみれば妥当な通説であるが、知家の常陸入部はそれほど単純ではない。それは常陸平氏流諸氏の分立状況からもわかるように、鎌倉初期のこの国では奥七郡において佐竹氏没落後の勢力交替があるのみで、那珂川以南での勢力交替はみられず特に国府所在の茨城郡や筑波郡では常陸平氏本宗多気氏及び同族下妻氏が圧倒的に優勢であった。このような勢力分布の中で、たとえ守護権を帯しても何の抵抗もなく知家が三村郷に入部できたとは思われない。

『吾妻鏡』にみえる知家の行動の中で、建久元年(一一九〇)十月三日条にいう「而して前右衛門尉知家、常陸国より遅参す、待たしめ給の間すでに時剋を移す、御気色はなほ不快、午剋に及び知家参上す、(中略)懈緩の致す所也と云々、知家所勞の由を称す」の「常陸国」は氣になる文言であるが、これだけでは知家の拠点を詮索する程の必要条件とはなり得ない。

### 2 再び八田知家の本領を求めて

建久三年(一一九二)八月には、すでに常陸国守護となっている八田知家に対して頼朝は、下野国本木郷内の地頭職を与えた。安堵の下文中に「右、治承四年十一月廿七日御下文」とあるように、文治五年(一一八五)の頼朝の地頭設置権掌握以前、藤原友家(八田知家)は下野国本木郡内で何らかの権限を挙兵直後の頼朝から安堵されていたのである。建久三年八月に当該郡内の地頭職が改めて与えられたことからすれば、治承四

年の下文の内容はまさに知家の本領安堵ではなかったか。とするならば、さきに言及した知家の下野八田氏族としての拠点(私領)はこの本木郡内と考えることができよう。

本木郡は「東真壁郡」とも呼ばれ、また「茂木保」ともいわれたことがわかる。特に「真壁郡」とは宇都宮神領を指す便宜上の用語といわれ、実際には河内・芳賀・塩谷三郡の総称的意味をもっていた。知家の祖父宇都宮座主宗円の管理下におかれた神領「真壁郡」の一遇に父祖相伝による知家自身の私領が形成されたともいえる。従って、常陸八田説は名字の地にとられすぎた八田氏発生譚ともいえるが、この「真壁郡」相当地内にもやはり名乗りの地は全く完全な理解とはいえないのである。

しかし、このように再度、八田知家の本領を求めることは次に述べる「建久の変」の重要な因子として不可欠な前提なのである。

### 3 建久の変と常陸平氏

建久四年(一一九三)五月一日、將軍頼朝は常陸鹿島社の二十年毎の造替遷宮造営遅引を嘆き、改めて守護八田知家に対し造営奉行として七月十日の同社大祭以前の完成を命じた。国内では伊佐為宗・小栗重成が造営奉行としてこの任に当たっていたが、多気義幹をはじめとする鹿島社領の知行人等の任役勤仕(遷宮造営費用の調達力)が懈怠していた。このことは將軍―守護―造営奉行―社領知行人(地頭)という関係で社の遷宮造営が進行するこの時期の鹿島社外護の一端を知り得るが、同時に將軍(幕府)の援護によって国内の伝統的氏族の上に立とうとする守護八田知家の新参入部者としての姿ともとれる。

ついで五月八日からは將軍頼朝による富士野塩沢での大規模な夏狩が始まった。多くの武士たちが供奉し、その中には知家四男六戸四郎家政もいた。長期にわたる夏狩は、武士たちの野戦訓練以上に武門の覇者頼朝・子息頼家の絶対的存在を示威する好機であった。しかるに五月末に及び狩場近くの旅宿において曾我祐成・時致兄弟による仇討ちがおこった。討たれたのは工藤祐経。曾我氏による私恨・私怨というが結局祐成も討たれ、頼朝暗殺をも画したと曲解された時致も即時成敗された。

六月五日、常陸にあつてこの騒動の報を得た守護八田知家は早速の富士野急行を企て、国内軍士を集める中、筑波北条多気に居住する常陸平氏本宗儀幹にも同道を求めた。先述の鹿島社遷宮問題でも両者の間には微妙な対立があつたように、義幹はかかる守護知家の下知にも従わず、むしろ知家の軍士徴集は自分を討伐する計画であると察知し、一族とともに多気山城(現在は城山と呼ぶ)に立て籠もった。知家は義幹を謀反人として幕府に訴え、やがて両者は鎌倉で対決(幕府法廷での決着)することとなった。その結果、幕府の変事に際しての不参の不忠は御家人として免れ得ず、筑波郡・茨城南郡・同北郡内の所領を没収され、身柄を岡部泰綱に預けられた。そして義幹の所領は同族の馬場資幹に与えられ、資幹の常陸平氏本宗としての地位が確定した。翌年十一月十九日に義幹は改めて歎状を提出し汚名を雪がんとしたが無駄であった。本来常陸平氏流吉田氏族である馬場氏の茨城郡への進出は、資幹による建保二年(一一二四)九月の「府中地頭」権入手によるもので、この場合として南郡(府

郡)所在の府中(常陸国府所在地)に限定されての入部であった。

加えて、南郡は寿永二年の志田義広の乱に際して郡司下妻広幹の義広方に立つての軍事行動が科となり下河辺政義に与えられ、以後政義は郡司職にも等しい惣地頭職を帯して郡支配に臨んだのである。政義自身の一時的失権も認められるが南郡はその支配下にあり続け、建久四年時点でもそうである。まして筑波郡・北郡が資幹に伝領された事実は全く認められず、この両郡こそ守護八田知家へ給与されたとか考えられない。ただ義幹の保持した平氏本宗の立場と大掾職任官の伝統的資格は馬場氏に移行したことは認めてよいであろう(後にこの馬場氏系氏族が大掾氏として府中で勢力をもつ)。

建久の政変はこの年十二月に入つてさらに重大な局面を迎えた。十三日、八田知家は下妻弘(広)幹を梟首(獄門)にかけて首を切り、さらすこととした。その理由は広幹がかねがね北条時政に敵意を抱いていたことが露顕したからである。つまり、常陸平氏本宗多氣義幹からの所領相伝も実現せず、あるいは本宗的立場および大掾職任官の資格も得られなかった。この下妻広幹の没落は、多氣氏の没落とともに常陸南半部における平安期以来の巨大領主の没落を意味し、常陸における古代の終焉、中世の幕明けを象徴的に物語る政変であったといえる。

#### 4 常陸の八田知家

こうして頼朝の將軍就任の翌年、常陸国内の平氏所領の多くが八田氏・小山氏へと移管され、南郡の下河辺氏の存在も含めて下野・下総の御家人の確実な入部がみられた。この傾向の中で最も留意すべき点はやはり守護八田知家の所領形成と拠点の確定である。

治承四年(一一八〇)段階で下野国本木郡(東真壁郡)内において本領安堵を得た知家がやがて常陸国惣追捕使(守護)としてこの国の武家支配に関与し、寿永二年の志田義広の乱後信太郡西条(信太荘)を手に入れたともいわれ、建久四年(一一九三)の政変では茨城北郡・筑波郡を確実に手に入れた。霞ヶ浦の西方一帯を所領としたのであるが、拠点(＝守護所)については前述のように筑波郡三村郷小田とみるのが通説である。寿永二年の信太荘の掌握が確実であればこの荘域は知家によって常陸で最初に取得した所領であり、地頭職を帯して荘域の支配に臨んだ筈である。またこの時、義広に加担した下妻広幹の所領のうち、本領下妻荘(広幹が保持する)・茨城南郡(下河辺政義へ)・村田下荘(小山朝政へ)を除く小鶴荘(もと茨城郡域で平安末期に崇徳天皇中宮皇嘉門院領として寄進立荘された可能性が高い)も知家に給与されたとみられる。

では、建久四年に知家はどこにいて多氣義幹に富士野への同道を求めたのか。それは小鶴荘内の「守護所」としか考えられない。政変の結果として筑波郡・北郡を所領とするが即刻にこの両郡に守護所を移す必要はなくしばらく小鶴荘を本拠として義幹旧領内の変後の動静を探った。知家の九男という知氏が田中氏の祖として諸系図にみえ、かつ御家人として幕府に出仕していることから、知家はこの知氏を田中荘に入部させたようである。筑波郡の一部が立荘(八条院領)されたこの荘の政変前の下司は多氣義幹であり、知氏の地頭としての入部は知家の試みた部内静謐の一策であった。

### 三 小田氏支配の展開

#### 1 八田氏から筑後氏へ

将軍頼朝の死去(建久一〇年(一一九九))後も八田知家父子の幕府への奉公は『吾妻鏡』に見る如くほぼ順調であり、この年四月には、将軍頼家の親裁が停止され諸事北条時政以下十三人の御家人の合議体制が決定したが、八田知家もこの合議に参加することとなった。幕政の中で知家の立場が理解できよう。

建仁三年(一一〇三)六月二十三日、知家は下野国において幕命に従い阿野全成(頼朝の異母弟)を殺した。北条時政・阿野全成(妻は時政の娘で実朝の乳母である阿波局)等による将軍頼家討伐計画の発覚であるという。頼朝の死去に伴って動き出した幕府周辺の権力抗争が顕在化した一例である。この頃、全成誅伐の功によってか知家は「筑後守」に任官した。

この任官を祝したかの如く、建仁四年(一一〇四)一月には嫡子朝(知)重は「筑後太郎」を名乗り始めた。以後この例は「筑後六郎(知尚)」「筑後左衛門尉知(朝)重」「筑後四郎兵衛(家政)」「筑後四郎図書助(時家)」などのように知家の子息たちの間に広まり建仁年間にまで及んでいる。知家自身も「筑後守知家入道」とか「筑後入道」と呼ばれている。このことから八田氏の筑後氏への転換がはかられたとみてよい。しかもこの任官を機に知家は入道出家(法名は尊念)して、守護職および惣領権を嫡子知重に譲ったと思われる。

諸系図によると八田知家(筑後入道)の死去を建保五年(一一二七)あるいは同六年とする所伝がある。しかし、承久三年(一一二二)五月のいわゆる承久の乱では、知家は宿老の一人として鎌倉に留まっておおり、その健在が証明される。この内乱では筑後知尚(知家六男)が西国軍(京方)として出陣し、宇治川の戦いで戦死した。知尚のかかる行動の背景は不明だが、守護筑後知重とは兄弟で対立する格好となった。幕府軍の戦勝は東国武士の西国への第二次的進出を招来せしめ、続々と地頭職(新補地頭)を得て、中には西下する武士も少なくなかった。そしてこの時期雌伏していた常陸佐竹氏とともに美濃国(伊志「自」良莊)に地頭職なる新恩を得たのが知家の二男有知(伊志良二郎)である。筑後氏への論功行賞であろう。

#### 2 常陸小田氏の成立

承久の乱後、筑後入道(八田知家)は『吾妻鏡』には全く見えなくなる。恐らく、乱後遠からず死去したのであろうがその時期はわからない。加えて承久四年(一一二二)以降の『吾妻鏡』の記事中に筑後知重もまた登場はない。嘉禎二年(一一三六)十一月二十四日、火災によって鎌倉の知重宅が焼亡したことがわかるだけである。知重嫡子泰知(諸系図では寛元年間に早世とあるが、不明)の幕府への奉公は知られず、乱後はずばら中条家長(知家養子)・筑後知氏(田中氏)・筑後図書助(高野時家)・筑後四郎左衛門尉(高野景家)・筑後左衛門尉知定(茂木氏)など知家庶子のごく普通の奉公の姿を『吾妻鏡』の中に見るのみである。守護筑後知重は全くの逼塞状況にあったのであろうか。

この間の事情を知る興味深い史料がある。安貞元年(一二二七)の鎌倉将軍家御教書案である。御教書は常陸前司ともいわれた筑後知重に宛てられ、知重の従前からの常陸大掾職就任の野望を厳しく停止している。訴人である常陸大掾平朝幹(馬場資幹の子)はその職の保持を許されたのである。知重はこれより先、常陸国の知行国主帥大納言(一条定輔)の力を借りて常陸介に任官した。

そして馬場資幹の本領佐谷郷および大掾職を取得しようとした。これに対して二位尼北条政子は「不易御下知」を与えて知重の非儀を正した。徳治二年(一二三〇)五月付平経幹申状案は長期にわたる知重の野望の推移をよく伝えている。鎌倉期の常陸では、大掾職を伝統的に保持して府中地頭であり続ける馬場氏(大掾氏)の体制と守護八田氏(筑後氏)の体制が二元的に存在するという他国に例をみない政治状況が出現したのである。

宝治元年(一二四七)六月に至り、北条時頼は雄族三浦氏を滅ぼした(宝治合戦)。この合戦では、妻が三浦泰村の娘であった嫡子泰知が三浦氏方に立って失脚し、宍戸耆岐前司家周(国家)の常陸守護就任が実現する。宝治二年四月三十日、家周は国内悪党の捜査を命じられているが、これは家周の守護である証左である。知重嫡男泰知の守護在任は確証が得られないが、知重失脚の中でその相伝はあり得たであろう。しかし宝治合戦での泰知の行動は知家が築いたこの氏族の基礎を動揺させずにはおかなかった。八田氏(筑後氏)本宗の立場は一時家政流宍戸氏に移ったとみてよい。この宍戸氏の守護職在任の中で復権を試みたのが泰知の嫡男時知であった。建長四年(一二五二)十一月十一日条を始めとして、以後将軍家の供奉人として『吾妻鏡』に多出する小田左衛門尉時知こそ小田氏の祖である。すでに八田知家の栄光も消え去り、知重・泰知による氏族の後退を北条氏専制の中でいかにして回復するかが問われた時期の人物である。この時知が「小田」を名乗る点が重要である。「筑後」の名乗りを捨てていることが知重・泰知の代への深い反省であることは理解できるが、ここではそれ以上に筑波郡三村郷内に名字の地を有した時知の領主的基盤を評価しなければならない。

嘉禎三年(一二三三)に造られた小田東方の東城寺にある広智上人座像に、永仁六年(一二九三)彩色したのは「南野庄小田之住人藤原氏」であった。この藤原氏が誰かは不明(小田氏には相違ない)だが、三村郷を含む広大な荘園南野荘域内に「小田」なる地名があったことは、時知の名字の地を筑波郡小田に比定し得る有力な証拠となる。常陸小田氏は始祖知家の栄光とは逆に、北条氏専制の確立に伴う民族的苦渋の中から知家の曾孫時知によって改めてその武家基盤が再興されたのである。

#### 四 北条氏と小田氏

##### 1 霜月騒動と小田氏

小田時知の御家人としての活動がいつ頃始動するのか、つまり三村郷地頭職補任の時期はわからないが、建長年間には幕府への出仕が認められるのでその勢力回復は比較的順調であったとみてよい。あるいは八田知家の余光と同族常陸守護宍戸氏の存在が大きいといわねばならない。



次項で述べるように、律僧忍性の来住による急速な小田地方での仏教の展開も時知らによる居館（小田城周辺の本領内経営の所為ともみられる。この時知が守護になったとの徴証は得られないが、弘安五年（一二二八）三月二十五日、鹿島社領大枝郷給主職をめぐる相論についてその現地での処理を幕府より命ぜられたのは常陸介小田時知であり、守護と認めてもよい立場である。とすれば、時知は再びこの氏族に守護の地位を回復したのであり、国内第一の武家となったことになる。

元の襲来に西日本が騒然とした直後の弘安七年（一二二八四）、執権北条時宗が死去し、ついでその子貞時が幼少で執権となった。この貞時のもとで安達泰盛は、内管領平頼綱と対立を深めつつ幕政改革を断行した。そして弘安八年（一二二八五）十一月、平頼綱は北条得宗家（北条氏正嫡の意。義時の法名徳宗に由来する）の御内人等を動員して泰盛を殺した。この時諸国の安達派の武士が多く北条氏の征伐によって没落している。この乱を「霜月騒動」という。十一月十七日、鎌倉で自害して果てた泰盛方の人々の中に田中筑後五郎左衛門尉・田中筑後四郎（知泰カ）・筑後伊賀四郎左衛門尉（高野氏流伊賀景家）があり、前二者こそ建久の変後田中荘に入部した知家の子息知氏の子孫である。田中荘は当然の帰結として北条得宗領となり、北条泰家に伝領された。

この田中氏の没落は、小田時知にとつて同族の没落という以上に本領三村郷に隣接する荘域に北条氏領が出現した脅威で、伊賀景家の所領を北郡内に比定すると、この北郡も没収されて得宗領となり、やがて北条貞時室（高時の母）大方禅尼へ伝領された。つまり、本領の東西域に北条氏所領が形成されたのである。時知による八田氏嫡流の小田氏としての再起は、北条氏専制の中でかろうじて守護職は回復したものの新たな所領拡大は殆ど期待できず、むしろ知家以来の権益の多くを失った。従つて守護というよりは地頭としての姿こそこの時期の小田氏には適切なほどである。

## 2 郷地頭小田氏の姿

文保二年（一二二八）五月、小田貞宗は一通の請文を守護のもとに提出した。これは正和四年（一二二五）の將軍家御教書の旨をうけて守護宍戸時家から国内地頭に対して出された総社造営に関する負担の有無の問い合せに対する回答である。ここで貞宗は筑波社（領）・三村郷についてはこれまで総社造営に課役を勤仕した例はないと返答している。文保三年（一二二九）の総社側でまとめたこの時の造営関係請文の一通に、「一通筑波社三村郷地頭小田常陸前司請文」とあるのが小田貞宗請文である。貞宗が地頭職を保有する両所が明記されており、鎌倉期の小田氏本宗の地頭職保持が確実に認められる史料は他にはない。

では貞宗の所領「筑波社三村郷」とはどのような場所であろうか。筑波社は筑波社領の意味で、筑波山神社の社領である。この社領は筑波山南山麓（筑波郡の北塚）に所在したと考えられるが、実態は不明である。建久四年（一二九三）を以て多気義幹から八田知家に筑波郡の支配は移るが、その時この筑波社領も同時に知家の知行下に入り以後地頭職は知重・泰知を経てやがて小田時知に伝領され小田氏の本領の一所となった。

知家子息明玄(為氏)が別当として入山し、この子孫から筑波氏が台頭する背景もここにあったと思われる。

三村郷は令制下の筑波郡三村郷に比定されるが、鎌倉期に入っこの郷域の広がり不明である。大田文(弘安二年)にも記載はなく、宝篋山(小田山)南麓の桜川(筑波川)左岸一帯を指す地域と思われる。別に「南野庄小田」といわれた地域こそこの時期の三村郷であった可能性が高い。つまり、筑波山南麓から多気(つくば市北条)を経て宝篋山麓小田に至る桜川左岸で筑波山系西側の一帯(大田文記載の「筑波北条」にほぼ相当する)が貞宗の時の小田氏本領と考えられる。この本領のうち三村郷には居館(小田城)が設営され、時知以来政治的にも宗教文化的にも小田氏はこの郷にあって命脈を保ったのである。

小田貞宗が筑波北条の本領でのみ地頭として勢力を保持している間に、常陸守護職は宍戸時家から北条氏の手に移った。守護となった人物は北条時綱である。時綱の守護在任は幕末まで続き、この間守護代の常陸での活躍・台頭もみられ、これまでに形成した多くの北条氏所領の安定した経営が存続した。

### おわりに

以上のように鎌倉末期の常陸国内には北条氏による守護体制が確立し、八田氏系小田氏・宍戸氏の守護権力回復は完全に断たれた。筑波社領および三村郷の郷地頭として本領の維持をはかる小田氏にとって北条氏とのこれ以上の対立は避けなければならず、否、北条氏の圧制を何としても本領内に入れてははらなかつた。

正中二年(一三二五)、陸奥での安藤季長の郎従季兼はなおも反抗を続け、幕府は再び征討を決定し下野の宇都宮高貞と常陸の小田高知(治久)を蝦夷征討使に任じた。一族のみを引率して行われたこの津軽合戦は、宇都宮氏ともども本領所職を固守するための試練の行軍で、北条氏の圧制に屈服しないための正念場でもあった。

嘉暦三年(一三二八)十月に至って和議が成立し小田高知は宇都宮高貞とともに帰国しているが、この出陣による論功行賞は何もなかった。本領所職の安泰こそ恩賞ともいべきものであった。正中の変で顕然化した後醍醐天皇の討幕の意志は強く、元弘元年(一三三一)八月には再度討幕の兵を挙げた。この挙兵を鎮圧するために西上した幕府軍の中に小田氏の人々がみられ、やがて政局の推移を判断しつつ、この氏族のといった様々な行動が展開することになる。

## 第二部 常陸中世武士団の展開

### 第一章 大掾氏本拠としての常陸国府

はじめに

治承四年(一一八〇)十一月四日、源頼朝は自ら常陸国府に入った。十月二十七日に、佐竹秀義追討のため鎌倉を進発して以来の行動であった。この年四月二十七日、伊豆国田方郡北条に居住する頼朝の許に、平家打倒を指令する以仁王の令旨が届けられた。準備の後、八月十七日に伊豆国目代山木兼隆を討って挙兵の嚆矢とした。以後、頼朝は石橋山での敗戦から紆余曲折の末、軍勢を立て直して鎌倉に入り、やがて常陸国の佐竹氏への攻略にかかった。佐竹氏は、当時平氏一門に従属しており、知行国主平氏族と常陸源氏佐竹氏の基本関係を絶つため、頼朝軍の本営は常陸国府に置かれ、ここを拠点とした軍事行動こそ平氏政権への反抗であった。

佐竹氏追討ののち、同年十一月八日、頼朝は国府を出て、鎌倉への帰途、「小栗十郎重成が小栗御厨の八田館」に入ったという。この時、常陸平氏族小栗氏と頼朝派の人々との間にどのような関係が結ばれたのかは不明だが、国府からこの御厨への巡歴では、佐竹氏に武威を示した以外、特に国内諸氏族(特に常陸平氏族)に対する指令や契約はなかった。やはり、佐竹氏領の処分が注目される中で、その真意は平氏政権下の国府機能の奪回・保持が目的であった。後年の奥羽征討時、佐竹氏が頼朝軍に復帰し、常陸平氏族がともに従軍している姿からも、治承四年の頼朝の国内巡歴の意義をこのようにとらえたい。

以下鎌倉期以降、大掾氏の本拠となった常陸国府について、国府官人の系譜を引く人々との関係などに言及しながら、検討していきたい。

#### 一 常陸国府と鎌倉幕府

佐竹氏討伐後の源頼朝政権は、寿永二年(一一八三)以降、その合法性を求めて次々と運動していった。この十年ほどの国内の動向は、頼朝主導の施策である点は明白で、特に頼朝の鹿島社への積極的崇敬が注目され、同時に小山・八田・下河辺氏等の他国武家の常陸国内での諸職(守護職・地頭職)給与も重要である。

この間、頼朝政権は全く国衙機構に介入していない。治承四年の佐竹氏攻略時、その本営を国府に置いた頼朝であるが、そのこと自体、国府機能の完全奪取ではなかった。補任時期こそ不明であるが、下野武士八田知家を守護とした(文治五年以前)ものの、守護所は国府ではなかった。鎌倉で政権(幕府)の中枢に参画した八田氏ではあるが、常陸国内に守護在駐の拠点をもちとめることは至難であった。研究史的にも守護家八田氏

三代(知家―知重―泰知)の国内居館は不明である(小田城は小田時知以降の小田氏居館の遺構である)。

『吾妻鏡』建保二年(一一二四)には、「常陸国府中の地頭の事、自今以後、大掾資盛沙汰を致すべし、これ公家より在庁の解を下さるによつてなり」とあり、幕府の裁定を記している。この時以前、この地(府中)に幕府が補任した地頭帯職者がいたことは確認できないが、幕府は府中地頭補任を実現すべく人選に当たった。この動きに対して常陸国府は在庁官人の解を在京の国司(介)を通して公家(太政官カ)に差し出し、公家は幕府にその旨を伝えた。解の内容はわからないが、幕府はその意向に添って大掾資盛(常陸大掾平資幹と判断される)に地頭のことを沙汰するように指示した。解釈の困難な文言ではあるが、資幹自身が地頭になったとは解せない。むしろ、例外的措置として、常陸府中の地頭は大掾の地位にある平(馬場)資幹による人選を優先するとの意にとれる。この結果、誰が地頭になったかはわからない。あるいは人選はなく、資幹がその任務を代行した可能性も高い。いずれにしろこの府中地頭の件は幕府と国府の権益保持に絡む接渉の過程であり、国府は幕府の支配原則に対してその例外性を守備したといえる。

さらに次の事態が注目される。つまり、幕府は安貞元年(一一二七)十二月二十六日付で平朝幹(資幹の子息)の主張を認めた。その主張とは、「(常陸)大掾職は、始祖(平国香)以来の家職であり、父資幹は源頼朝殿の承認を得つつ、私(朝幹)にこの職を伝えた。に拘わらず、(守護八田知重は自ら国司(常陸介)の列に加わり、今また大掾職を望んでいるがこれは不当である」というものである。この主張に対して幕府は「(朝幹)の主張通りであれば、それは新儀の申し様であり、通用する道理はなく非分の望みとして許容できない」とする鎌倉殿(将軍下藤原頼経)の裁定を常陸前司(前常陸介)八田知重に伝えたのである。ここでは同時に知重からの弁明を求めているので最終決着ではないが、少なくとも常陸国府に対する幕府の基本的理解の一端が判明する。

こうして常陸国府の中世的立場が形成されつつある過程が知られるが、その立場とは大掾職を家職として継承しつつ、しかも幕府権力から一定程度自立した平氏系氏族の国府での拠点化に他ならなかった。この間の事情を一層雄弁に語る史料が徳治二年(一一三〇)五月日付の平経幹申状案である。必ずしも「闕所」発生の背景は明らかではなく、しかもこの申状自体、光幹子息間の遺領相続争いの感が深い。しかし、常陸大掾職を固定的に継受しているこの氏族の立場は公認されている。前述の安貞元年の鎌倉将軍家御教書案とともに考察する時、資幹―朝幹―孝幹―光幹―経幹の家系が保持した国司(掾官)の地位は明らかである。

幕府は、常陸国守護の国府介入をしりぞけ、また平氏族の幕府官人化(地頭職補任)を期待しながらも、なお、この氏族の大掾職世襲を認めざるを得なかった。ここに、鎌倉期の常陸国府の自立した様相の一端をみないわけにはいかない。

## 二 国府と在庁官人

既に何度も用いてきた「国府」なる文言が、律令制下の地方支配のための行政拠点の意味することは言うまでもない。そして、常陸国の場合、

その所在地が石岡市の恋瀬川左岸台地上に比定される状況も然りである。国分寺・国分尼寺・総社など国府所在の徴証群も明瞭で、加えて、大掾氏・税所氏・清原氏など関係官人層の所伝も比較的多く残っている。従って、常陸国府の史的性格は現在でも種々推察可能と考えられがちである。

しかし、冷静に国府の歴史を見ようとすると、その設置時期・規模・場所などの全体プラン、あるいは官人層と組織、そして行政次第など不明の点があまりにも多い。現在、中世の常陸国府については次のような解釈が得られている。

(1) 十三世紀段階で「古国府」と称される旧国府空間が所在した。

(2) 鎌倉〜南北朝期にかけて、「府中」とも呼ばれ、留守所(国庁)・大掾館・税所氏屋敷・在庁官人屋敷・国分寺・国分尼寺・総社などからなる国府空間が所在した。

(3) 国分寺・国分尼寺は、その遺構発掘成果から創建以来移転の事実はない。

(4) 総社は国府内で移転している。

(5) 十二世紀末〜十三世紀初の頃に常陸平氏族が在庁官人の頂点に立つ。

大略、このような解釈であり、(1)については仮に「茨城国府」、(2)については「石岡国府」と区別し、前者から後者への移転を想定できる。移転時期は十二世紀末〜十三世紀前半である。

この機関を郡中枢部に設置された国府とみる時、それが七世紀末〜八世紀初にかけて諸国に設けられた国府(便宜、始原国府と称する)であるのか、それとも二次的存在としての国府であるのかはわからない。つまり、常陸国の始原国府をやはり「石岡国府」域に比定するという如き想定もあり得る。しかし、現状ではこのような想定は慎むべきで、(1)の「古国府」に比定され得る「茨城国府」の実態解明が必要である。

#### (イ) 茨城国府想定所見

十三世紀〜十四世紀段階に在庁官人であった税所氏の経済的基盤は、「稲久名」と呼ばれ、この中には「古国府西殿本畠」が含まれていた。また、税所相伝所領中に「古国府弥太郎在家」があり、しかも「稲久名」は総計二十八丁七段六十歩の田籍とされ、この中には「茨城」が加え定められていた。以上から、税所氏は「古国府」と呼ばれた一帯(「茨城地区」を含む)を「稲久名」と称して支配していたことがわかる。

他種々の考察を勘案すれば、この地における十〜十二世紀の間の常陸国府の機能が推測される。「目代」の下で「留守所」体制が進行し、税所・健児所・国掌所などの所職によって国務が分掌され、国府城内にはそれぞれ所職に關与した氏族の居住区、すなわち在庁官人屋敷が配置されていたと推測も可能。しかも、各屋敷は所職執行の、つまり公務の場であると同時に名経営によって生活を成り立たせる私宅でもあった。いわゆる「在庁名」とは在庁官人によって経営が進められた所領的存在とみてよい。税所氏の稲久名、大中臣氏の香丸名の如くである。これが「茨

城国府」の景観である。しかし、やがてこの地での国府機能は衰退し、そしてその段階でこの地は「古国府」とよばれるようになった。

(ロ) 「石岡国府」 想定所見

「府中」内に所在する百済氏族平岡家成所有の「元久名」はいわゆる在庁名であり、従って平岡氏も在庁官人である。家成はこの名中の田と在家を嫡子重成に譲っている。そして譲与対象所在地として、木地・大町屋・桶地・飯地・鬼越・藤木とある。このうち木地は府中二丁目の「木之地」、鬼越は市内染地から旧八郷町(現石岡市)根小屋へ越す小丘一帯と考えられる。また、この平岡家成は「府中」所在の元久名田畠と健児所検断職の永代管領を認可されている。あるいは税所詮治と思われる人物が、「青屋之内田畠」などの府中の地を売却している。この「青屋」こそ、府中二丁目所在の青屋神社に係わる地である。そしてまたこの地は、正安二年(一三〇〇)段階の「宮部・高根・青屋」にも通じており、いずれも市内若宮・総社地区と染谷地区に比定される。以上、「府中」内に所在する諸地がどうやら茨城地区の北方ないし西北方に集中することから、この時期の「府中」の位置が推測される。他の種々の考察により、少なくとも十二世紀以降のこの地に行政の中心があり、それは「府中」とも呼ばれ、大いに「現国府」を想定させるに足るものである。

このように二つの国府の所在を「茨城国府」「石岡国府」として措定することはかなり有効である。

### 三 在庁官人の経済的基盤

国府域およびその周辺に居住していた官人たちの経済的基盤は、十一世紀以来、国衙財政からの支出というよりは国衙納税対象地の分有支配にあった。名(みょう)と呼ばれる単位がそれであり、国府行政上は「在庁名」とか「別名」といわれた。例えば既に言及した弘安二年(一二七九)常陸国作田惣勘文(大田文)には、在庁名として総計一五四丁四段三〇〇歩が登載され、常安佐谷名・稲久名・石光名・稲貞名・米吉名・石宗名・香丸名・金丸名・稲国名・元久名・稲富名・延吉名・恒岡名の計十三名が知られる。特に、百済(税所氏)が稲久名と元久名を基盤としていた事実がある。つまり、個々の名が在庁官人層の生活を支えていたのであり、百済氏(税所氏)などはこの名からの納税こそが官人としての経済的保証であった。

ちなみに「別名」として、福真・三郎丸・大橋・弓削・柴高・子野代・久吉の七名があるが、福真・久吉の二名は佳字を用い、三郎丸は実名、大橋は地名(カ)、弓削は官人の氏名を用いている(他の二名は命名背景が不明)。

かかる命名方法によって生まれた土地呼称は、後世に及んでも地名として残る場合が多く、「香丸」「金丸」の地名が市内に存するのはこのためである。しかし、この名の所在範囲を把握することは困難である。常安名が佐谷郷に、香丸名・金丸名が府中に、そして稲久名が茨城地区(「加茨城定」とあることによる)に、大橋(郷)が東大橋地区に、とそれぞれ想定するくらいである。官人たちがどのようにこれらの名(所領)を日常生活の中で支配していったのかをみる中でその輪郭の一部が浮上する程度である

延応元年(一二三九)段階、百濟氏(税所)某は稲久名内の田畠(田一丁・垣内一所・古国府西殿本畠)に関して、同氏長常の知行主張を斥けて、その領地を留守所(目代)から安堵されたという事実以降、貞和四年(一二七五)清原師家が相大夫に補任されるという、およそ一二〇年間の在庁官人の経済的基盤に係わる動向から、在庁官人たちの経済的基盤の日常実態である。「名」の保持・相伝、屋敷地の分布、総社神主・供僧の私領保有および職掌にまで及んでいることを確認できる。また、府中内での許認可・訴訟などが、時には在京の国司(守・介)の裁定も加わって決着をみている。例えば、官人(含総社神主)個々の田畠譲与は、最終的には大掾・税所両氏の保証の下で履行されるなど、ここに府中の都市的小世界が垣間みられる。

#### 四 常陸「国府文書」

ここでいう「国府文書」とは、平安末期〜戦国期(いわゆる中世)の国府の状況を伝えている古文書の意である。特に「国府文書」として一括する場合、国府機能と所管文書がともに後世に存続・伝存しなかった日本では、現実に反する取り扱いであるが、文書の授受関係と内容からは、伝来状況を吟味した上でこのように呼称すべきである。つまり、『常陸国総社宮文書』・『税所文書』は代表的な「国府文書」といえる。国庁・国衙・国府へと広がる景観については既に言及したが、国務の行政系統について、在庁官人の系譜と生活について、という具合に「国府文書」の世界は独特である。ここに「国府文書」の一括は意味があり、現実に『常陸国総社宮文書』『税所文書』の残存は、全国的にみても白眉である。

以上の「国府文書」の存在を踏まえて、次には関係する二種の文書群の性格を紹介する。

##### (イ)『常陸国総社宮文書』

総社(宮)の起源は、平安期に求められるが、国毎には国内諸神(六〜八柱)を国府域に併せて勧請し、国府の守護と国司による崇拜対象とされたものである。従って神官・僧侶層は、やがて在庁官人の一部として国務に奉仕した。ことから総社(宮)や関係神官の許には「国府文書」が保管される確率が高く、常陸国総社宮の場合などはその代表例で、国司庁宣や留守所下文をはじめとする、国衙機構に係わる文書の伝来が顕著である。

総社(宮)の存続背景を考える時、残存の中世文書は極小であるが、それでも鎌倉〜南北朝期、すなわち常陸国府機能存続時期に対応して文書がある意味は大きい。国府機能に保証されて総社機能があると考えればこれが当然であるが、「国府文書」にふさわしい。

##### (ロ)『税所文書』

税所氏が百濟氏族として常陸国司の系譜をもつことについては、言及した。国司系氏族の百濟氏がいつ在庁官人として「税所」職を専任とし

たかは不明だが、国衙の「所」の発生が十一世紀である一般的傾向から略推察可能である。鎌倉期にはその一流が血縁的にも系譜的にも常陸平氏流馬場氏族に帰属しつつ、職掌「税所」を名乗り平氏系税所氏が成立する(百済氏族としての意識からは、新たに平岡氏として在庁、健児所検断職を世襲した)。

特に税所氏は、南北朝内乱期には大掾氏を惣領とする府中武家の一員として動き、その立場は北党であった。室町期、税所氏の伊勢役夫工米徴収等の任務は続行しているが、以後在庁官人としての立場は国衙機能の衰退の中で不明となる。しかし、戦国末期の大掾氏の滅亡時にも命脈を保ち、江戸期では茨城と室貝に屋敷を有し、万福寺を外護する府中の名家(六郎右衛門)として存続している。

文化四年(一一八〇七)には、水戸藩士立原翠軒による家伝文書の採訪があり、しかもこの時点で文書全体が三帖に仕立てられた。これらは、唯一伝来した在庁官人の文書群で、「国府文書」そのものである。特に中世文書の中には、常陸国の国務を知り得る貴重なものが多く、「大掾氏文書」など、他の在庁諸職保有者の文書伝来がない中で、かかる「国府文書」の存在は貴重である。

### おわりに

おわりにあたり、国府の在庁官人の組織について言及し、まとめたい。既にこれらに在庁官人の経済的基盤については、素描してきたが、平氏流大掾氏を頂点とする在庁官人の組織的な在り方について再度確認を行う。既述のように「茨城国府」「石岡国府」に国守は不在(在京)で、「目代」主導の「留守所」体制こそ中世常陸国府の最大特徴である。加えて国介も在京となると実際上の国府は、事務官によって国務が保たれた感が深い。この事務官集団を「在庁官人」と呼ぶ。そして、彼等は国府域およびその周辺で世代を交代する氏族で、それぞれに国衙内で「所」という専門部局を担当し、その権益を「職」として世襲していた。「職」に対応した給田こそ「名」と呼ばれた田畠の集積地であり、これを「在庁名」「別名」と把握しつつ、在庁官人の経済的基盤が公認されていた。

税所氏の「稲久名」や同氏族平岡氏の「元久名」はかかる基盤である。では、このような在庁官人はどの程度存在し、そしてどのように国府(国衙)内で組織を形成していたのであろうか。元応元年(一一三九)十月日の常陸国在庁・供僧等訴状断簡(前欠)は、在庁官人の中の相論(訴訟)文書の一であるが、この訴状に多くの官人が名を連ね、掾官・中座・書生・一分・御子・国承仕・国掌・国雑色・国舎人など、合計四五人にのぼる。これに加えて庁供僧・惣社供僧并最勝講衆・惣社最勝講衆としての僧計一六人(国衙直属の僧と国分寺所属僧からなる在庁僧)を加えれば総計六一人を数える。訴状の性格上、立場を異にした人々もいた筈で、これが在庁官人層の全てとはいえないが、その内容は把握し得る。この中で特に掾官に注目すると、計八人の中で最高位に署名している平氏がいる。「大掾」としてこの時の訴訟人集団の長であり、同時にこの時期の国府在庁官人の首位に立っていた。時幹はかの馬場資幹の五世孫に当り、この系の人々に「大掾」の地位が与えられた例証といえる。この時幹に次ぐ左衛門尉平氏幹は、時幹の同族とみるのが自然であるが、その系譜は純然たる平氏系というよりは百済氏系税所氏とみるべきである。



国務上に大掾職をほぼ固定化させた常陸平氏族（資幹系）は自ら大掾を名乗りつつ、実質的に在庁官人の頂点に立ち、同時に税所職を通して国務を領掌してきた百済氏にその職権を留保しつつも、官人組織上は当然の如く大掾の下位に立たせたのである。しかもこの時までには婚姻等を通して百済氏の平氏族化が急速に進んだと思われる。「税所「新」左衛門尉」とはその象徴である。

中世の常陸国府では、守・介は在京のまま、現地では国掾として十三世紀には常陸平氏流馬場氏系が固定的に就任し、在庁官人の首位に立っていた。そしてこの大掾氏を中心に掾以下一部の所職などを含めて「掾官」グループが結成され、指導力をもっていた。さらに「健児所職・検断職」に関わる人々を軸として「中座」グループが「書生」（文書筆写と校正）グループ、「一分」（史生、公文書の清書と四等官の署名をとる）グループ、そして「御子」以下下級役人とともに職掌を分担していた。加えて僧侶たちも国務上必須な官人層ということになる。この限りで中世の常陸国府はその行政機能を充分にもっていたといえるのである。そして、この地域に常陸平氏流大掾氏は、支配の拠点を扶植し、支配を展開していったのである。

## 第二章 中世陸奥の常陸平氏

### はじめに

大掾氏をも含む多くの武家によって常陸の中世的政治支配が推移したといえるが、常陸平氏族の国内諸地域への分立の様相などを考える時、やはりこの氏族の当国中世史上における存在は多面的にみて重い。

しかし、そのための証明は多様で、作業の行程は緒についたばかりである。常陸平氏の系譜（系図論も含めて）を整理しつつ、当面その氏族論（氏族的関係）を追求しようと考えているが、本稿もわずかに得られた知見を以てこの作業の一端とするものである。その知見とは、宮城県石巻市の三宅宗議氏より寄せられた二基の板碑と一面の懸仏に関する所見で、三件の刻銘がいずれも常陸平氏と深い関わりがあるのではないかと、いう提案である。

### 一 弘安三年在銘板碑と平行幹

この板碑は、現在、宮城県栗原郡高清水町仲町三八の福現寺（曹洞宗）境内に所在するが、江戸期に旧古川市（現大崎市）小野の羽黒堂より移転されたものである。

以下に掲げる実測図等でその全容は理解できると思われるが、地表部分の全長は約一九〇センチメートル、最大幅は約七五センチメートル、厚さは約一四センチメートルである。銘文は以下の通り。

光明遍照  
先考幽霊

右奉為  
成仏得道

(種子)

歳次庚辰

「キリク(阿弥陀)」

念仏衆生

弘安三季

季春上旬

撰取不捨

平行幹  
敬白

種子(キリク、阿弥陀如来)以下、堂々たる刻銘は、自然石塔婆としての当地方の鎌倉期板碑にみられる特色をよく表現していると思われるがいかかであろうか。形状・刻風などからみて鎌倉期の東北の板碑としてよいであろうと思われる。この板碑について願主平行幹を常陸大掾氏とみることが現地では行われている。銘文によれば、行幹は弘安三年(一二八〇)季春(三月)上旬、先考(亡父)の菩提を供養するためにこの碑を造立している。造立されたもとの場所を大崎市小野羽黒堂としても、願主平行幹はこの地といかなる関係をもっていたのであろうか。平姓であり「幹」の一字を名に負うところから常陸大掾氏との所伝も生じようが、これだけでは決定的要因とはならない。

平安期陸奥への常陸平氏進出は、所伝の限りでは「任鎮守府將軍」「任陸奥守」として桓武天皇四世高望王の子孫たちにもみられるが、このことからその末裔が陸奥に残留して「陸奥平氏」を形成したという説もなく、「幹」の一字を名に負う桓武平氏族は「維幹を始祖とするいわゆる常陸平氏族が唯一著名である。では、この維幹流平氏の中で、時に陸奥へ進出を遂げた人物がいるのであろうか。『吾妻鏡』建暦元年(一二一一)四月二日条には、建暦元年前後の頃に平資幹なる人物が陸奥国長岡郡内の地頭であったことを伝える。この資幹こそ『吾妻鏡』建久四年(一一九三)六月二十二日等にもみえている常陸平氏族の馬場小次郎資幹であるとみてよい。資幹は大掾氏の始祖とされる人物。従って資幹の本貫は常陸国で、この資幹の陸奥国長岡郡内への地頭職を得ての進出がいかなる状況を背景にして実現したのか興味深い。建久四年事件以後、北条氏与党として傾斜した馬場氏が、元久二年(一二〇五)六月の北条時政による畠山重忠の討伐に際してその遺領である陸奥国長岡郡内に地頭(恩賞)として進出の機を得たと理解される。

長岡郡小林(宮城県大崎市宮沢字小林)の新熊野社住僧隆慶と資幹との神田をめぐる争論のいきさつもこのように考えて特に矛盾するところ

はなく、『吾妻鏡』の所伝は、馬場資幹の陸奥進出を確実に伝えていいる。資幹の長岡郡内地頭職補任の事実とその時の入部が、以後はたしてこの地におけるこの氏族による領主的関わりとなって存続したのであるうか。板碑の願主行幹はこの資幹の子孫なのであるうか。

『吾妻鏡』建保二年(一一二四)九月十九日条に、「常陸国府中の地頭の間の事、自今以後、大掾資盛沙汰を致すべし」とあって、この大掾資盛を資幹とみれば資幹の『吾妻鏡』所載記事の最後がこの常陸府中地頭としての姿で、同時に常陸大掾として公権をも兼帯した姿でもある。『常陸大掾系図』が伝える資幹の系譜には、資幹の子孫中行幹の名は見当たらないばかりか、陸奥国に居住したとか地頭職を得たなどの所伝はない。

銘文中の「先考」の名が不明であることも残念であるが、『常陸大掾系図』の資幹の系には該当する人物はいない。馬場資幹の長岡郡内での地頭職補任という常陸平氏族の陸奥進出の確かな事実をとらえて、あるいはこの氏族の帰属する可能性をもつ「平行幹」をその系譜中に位置付けようとしても無理である。『吾妻鏡』中にみえる「行幹」は、宝治二年(一一四八)より弘長元年(一一六一)の間に同一人物として計五ヶ所に散見する「佐藤民部丞(民部大夫)行幹」(引付衆)のみで、明らかに平姓ではないので該当しない。

この他常陸平氏諸流の系譜に無作為にこの「行幹」と同名の人物を探索してみると、真壁氏族中に二人程確認できるが、この二人の「行幹」の存在はあくまで系図的表現の枠を出てその存在が確実に証明されるものではなく、考証によっても該当する人物とは特定できない。

では、平行幹とはいったいどのような人物なのか。資幹流平氏という現地での伝承こそ常陸平氏の陸奥への進出を考える上からは捨てがたいが、種々の考察をしても特定の系譜を決定することは不可能である。しかし、この行幹の系譜の上限に長岡郡内に地頭職を得た常陸大掾平(馬場)資幹の存在があることは否定できないし、大崎市内宮沢と小林という東西指呼の距離を保つ地理的空間はそれを有力なものにしていると考えられる。やはり資幹流氏族の当地での存続の有無を問われる史料である。

## 二 嘉慶二年在銘板碑と妙幹

この板碑は、宮城県大崎市宮沢馬田裏丁の長久寺(日蓮宗)境内に所在する。前項で示した新熊野神社と同じ宮沢地区内にあり、寺域は社地の東北方に相当する。そしてこの寺域西北に接して宮沢城跡が残り、所伝では常陸大掾氏の居館といわれている。城跡の形状はわずかに土塁状の築堤跡がみられる平城、即ち館跡ともみられるもので、低い丘陵地帯を館に造成した感が深い。従って戦国期特有の城館跡ではない。板碑所在地の外観は以上であるが、この板碑はいわゆる題目板碑である。

自然石塔婆としては前項で紹介したものと同じであり、当地方の特色を兼備しているであろう。銘文は、

右志者為妙幹聖靈

孝子

南無妙法蓮華經 嘉慶二年四月廿八日

敬白

第三ヶ年所修白善也

とある。すなわち嘉慶二年（一三八八）四月二十八日に願主（不明）は妙幹（亡父であろうか）の三回忌に際してその菩提を供養しており、法名「妙幹」と宮沢城主の大掾氏なる所伝とが重なり、加えて前掲の行幹造立の板碑までもが関連してこの造塔も資幹流氏族の所為かといわれている。嘉慶二年といえは南北朝の内乱も終末期に入った時期で、この頃資幹流氏族が当地方に政治的基盤を保持していたかどうか想像もできないが、真壁氏流の長岡氏中の長岡妙幹を考察の対象とするにしても、長岡氏族の陸奥入部譚は得られない。

この板碑の場合にも、やはり現地伝承に反して常陸中世史からの検証は困難であるといわざるを得ない。「妙幹」法名も強いて「幹」にこだわらなければ、資幹流に固執する必要もないが、周囲の歴史的状況からこのような推測に到達するのであろうか。

### 三 弘安二年在銘懸仏と平盛幹

この懸仏は宮城県指定重要文化財であり、所蔵者は大崎市宮沢字館内在住の長沼勉吉氏（東北歴史資料館保管）の所蔵。銘文は、

御祈所

藤原氏女

平朝臣盛幹男女子息等敬白

弘安貳年（太歳、己卯）二月 日 〱 割書

とあって、弘安二年（一二七九）二月、平盛幹の妻子等が、恐らく亡夫（父）盛幹の菩提を供養するために発願したものであろう。長沼氏への伝来の背景が不明で、奉納先もわからない。この長沼家は藤姓の下野小山氏長沼氏の裔と称し、会津移遷の後伊達氏の支配下に入ってこの宮沢の地に入部したとの家伝があるが、この懸仏との関係は不明である。「藤原氏女」を藤姓長沼氏の人物ともみることができ、問題は「平盛幹」である。弘安二年頃に没したこの盛幹は、平姓であることと「幹」の一字を負うことから、加えてこの懸仏が長沼氏の移遷とは無関係に長岡郡内で造像奉納されたものであるならば、「平行幹」と完全に同世代の同族である可能性が高い。つまり、資幹流の常陸平氏族という推測を共有することになり、この氏族の陸奥国長岡郡での存在は改めて現実味を帯びる。

『常陸大掾伝記』には、資幹六世の嫡孫に「盛幹」がみえ、この他にも「吉田盛幹」・「麻生盛幹」・「立原盛幹」などがいる。また真壁氏の

『当大家系図 全』中にも「真壁盛幹」がいて興味深いが、ともかく資幹六世の「盛幹」は、時代的に妥当しない。

### おわりに

以上三件の史料を紹介したが、単に二基の板碑と一面の懸仏をめぐるその刻銘と旧陸奥国長岡郡域に残る常陸大掾（平氏）氏の伝承を整理したにすぎない。この三件の史料と大崎市の宮沢城主譚などが何故常陸平氏（大掾氏）に関するものなのかといえば、『吾妻鏡』の伝える馬場資幹の長岡郡内地頭職拝領の事蹟に影響されたか、『吾妻鏡』所伝と民間伝承が奇しくも一致したかのいずれかである。

「平行幹」・「妙幹」・「平盛幹」と聴くだけで、常陸の中世史では大掾氏族（常陸平氏）に即応させて考察するのは当然であるが、その背景は大掾氏族、否常陸平氏の新たな民族的展開の糸口を見出せるかもしれないとの期待の故でもある。かかる史料群の存在は、常陸平氏の研究にとつては何よりも驚きで、今回の考察では資幹を軸にしても「陸奥平氏」と「常陸平氏」の有機的なつながりは得られなかったが、常陸平氏族に関する紀年銘を有する金石資料が乏少な常陸国の状況からみると、鎌倉く南北朝期の明確な紀年銘のある金石文資料は貴重である。

## 第三章 八田知重と陸奥国小田保

### はじめに

本稿第二部第二章は、常陸中世武士の国外移遷について論じたものである。この視点を踏まえ真壁氏（常陸平氏流）の場合について陸奥国蜷河荘（近衛家領）における「会津真壁氏」の成立に言及した。そして同時に乾元二年（一三〇三）銘の松島五大堂鰐口銘文中の願主真壁助安の紹介も行った。

一方、鎌倉期の常陸守護家として知られる小田氏族（八田氏、宍戸氏、小田氏、高野氏など）についても、八田知家の常陸守護職を帯しての筑波郡三村郷小田を拠点とした小田氏成立譚に疑問を呈した。特に高野氏については八田（小田）氏系との所伝を認めつつもその在地基盤（名地の地）が陸奥国高野郡（福島県東白川郡の古称）であることを推論した。その論証の過程で最も留意すべきこととして注目したのは、一連の東北中世史研究の成果である。なかでも鎌倉期の陸奥国小田保において八田氏系氏族の在住が確認されるとの所説は、常陸小田氏成立に関わるもので、八田知家の常陸国入部について解釈の整合を得ていないとする筆者の立場からは驚きと魅力を増大させている。

このように、常陸中世武士団の基礎的研究は、鎌倉期の陸奥国を無視しては成り立たたらず、ここではいくつかの事例のうち、陸奥国小田保に焦点をあて、八田知重（知家の息）系の人々が保内に勢力を得て「陸奥小田氏」を形成し、やがてこの系から小田時知が鎌倉幕府御家人として台頭し、常陸国守護職を得て国内に入部の後「常陸小田氏」として勢力を扶植するという所見を展開したい。

## 一 奥羽征討と八田氏

文治五年（一一八九）七月十九日、源頼朝は自身、藤原泰衡征伐のために奥州に向けて鎌倉を進発した。これに先立って七月十七日には征討軍の部署が定められ、八田右衛門尉知家は東海道大將軍の一人（他の一人は千葉常胤）として一族ならびに常陸国内の勇士等を引率して北上することとなった。八田氏のかかる従軍内容は常陸守護職を帯びた立場での従軍とみられる。頼朝軍（大手軍）は途中陸奥国伊達郡阿津賀志山で泰衡軍を撃破し（八月十日）、八月十二日に多賀国府に着き、この日東海道軍も合流した。將軍知家の配下には子息八田太郎朝重・多氣太郎義幹・鹿島六郎頼幹・真壁六郎長幹等がいた。常陸平氏族が八田知家に従属していることになろう。

以後頼朝による奥州仕置は急速に進み、九月九日には遅れて京よりの後鳥羽天皇宣旨が後白河上皇院宣とともに頼朝のもとに届けられ、藤原泰衡征伐は結果として大義となった。九月一四日に至り、奥・羽両国に対して頼朝は「省帳・田文已下の文書」提出を命じて実質的な二国支配を開始。そして九月二十日には平泉において「吉書始」とともに勇士等への論功行賞が執行され、千葉常胤（行方・亘理二郡地頭職）、畠山次郎重忠（葛岡郡地頭職）等が恩賞に浴したという。しかし、『吾妻鏡』は「果して皆数ヶ所広博の恩に預る」「このほか面々の賞、勝けて計ふべからず」と記すのみで勇士等への恩賞の具体的内容は不明である。この限りでは八田知家・同息朝重等への恩賞の有無も不明。九月二十二日、葛西三郎清重が「陸奥国の御家人の事」を奉行するように頼朝から下命を受け、同二十四日には「平泉郡内の検非違使の事」を管領すべき源頼朝下文を賜るとともに「伊沢・磐井・牡鹿等の郡已下数ヶ所」を拝領したという。

治承五年（一一八二）閏二月二十三日の武蔵国小手差原・小堤等の合戦で志田義広を敗走せしめた人物として初めて『吾妻鏡』に登場する「八田武者所知家」は、子息「八田太郎知重」とともに頼朝に近仕する武士として以後の『吾妻鏡』にも頻出するが、『吾妻鏡』の幕府記録としての個性の故か登場する御家人の描かれ方には多大な制約がみられ、御家人の系譜・所領等については記すことはない。従って頻出する八田氏族のことも御家人として鎌倉へ奉公する場面はかなり克明であるがも彼等の武士団としての実像となるとむしろ『吾妻鏡』から得られる情報は皆無に等しい。従って傍証史料、特に家伝の古文書を残す武家は例外として、八田氏（小田氏）の如き家伝史料のない武家の場合はその系譜・所領等に関する言及が極めて困難である。通説に矛盾を感じても、あるいは通説を再考する時にも確たる根拠がなくてその実像に迫り得ない。

ここでの主眼は、奥羽征討に際して八田知家・同息朝重の従軍を確認した上に、更に恩賞の内容を知ることにあるが、『吾妻鏡』は後者については何ら語るところがない。知家とともに東海道大將軍として参陣した千葉常胤が第一に恩賞を得たことに比して特に大過があったわけでもない知家が息朝重とともに恩賞に漏れたとは思わない。

つまるところ筆者の意図は、東北中世史研究の成果として示された陸奥国小田保内で確認される八田氏系の人々を、改めて「陸奥小田氏」と位置付け、かつこの小田氏の常陸国への係わりが「常陸小田氏」の成立をみるとの解釈を得ることにある。そのために、八田氏系の人々の小田

保内での確認の背景となる遠因を源頼朝による奥羽征討時の恩賞（論功行賞）に求めようとしたのであるが、『吾妻鏡』に当該関係記事はなく、利用し得る八田氏関係史料にもその傍証は見出せない。

しかし、鎌倉期の陸奥国小田保内の八田氏系の人々が指摘される唯一の根拠である『吾妻鏡』の記事は十分検討に値するものと考えられる。あるいは仮に『吾妻鏡』中に八田知家ないし同息朝重が恩賞として小田保を賜ったと明らかに記述されたとしても、かかる文言のみでは筆者の意図する論の展開は不可能に近く、むしろ立論上からは、次項で考察する『吾妻鏡』の記事こそが極めて貴重な史料といえるかもしれない。

## 二 陸奥国小田保と八田氏

問題とすべき『吾妻鏡』の記事の紹介に入る前に興味深い他の古記録を紹介しておきたい。その古記録とは永正十一年（二五二一）頃年成立したと推定される記『余目氏旧記』である。内容は陸奥国留守職の地位を世襲した伊沢氏（留守氏）の歴史を叙述したもの。十六世紀初頭の編述とはいえ、陸奥国内の武家の濫觴を語る誠に興味深いものがある。濫觴の中でも、いわゆる坂東武士団の北遷（陸奥移遷）譚こそは本論でも注目したい部分がある。

それによれば、小田保内に塩釜社領が存するということや、伊達氏が文治五年（一一八九）に関東伊佐（常陸国伊佐郡「伊佐荘」から移遷したこと、更に小田保・荒井七郷（比定地未詳）が文治以来給主の知行下にあることなどが指摘できる。特に給主とは、文言の意味あるいは奥羽征討時の被授与者とみるのが自然である。

さて、この古記録は誰人を以て「給主」としたのであるか。東北中世史研究の成果は共通して八田知家を以て給主と推察しているが、当該記録の文言のみからは判明不能であり、推察の根拠として言及している十三世紀初頭頃の諸史料に散見する下野宇都宮氏系山鹿氏（特に遠田郡地頭職や長世保内木万塚村地頭職としてみえる山鹿遠綱）の事例が小田保給主を同系八田氏だとする必然性はない。ここで注目したい史料が『吾妻鏡』仁治二年（一二四一）五月十日条で、この記事に、明瞭な背景はわからないが、問注奉行大江以康は自身の失勤によって所領一所を没収された。その理由は陸奥国小田保住人紀伊五郎兵衛入道寂西と同七左衛門尉重綱との間に起こった保内追人・若木両村に関する相論についての下知（裁許）によることという。この記事にみえるように、当時の小田保内に「紀伊氏」なる武士（御家人）が居住していることに留意したい。ここでは相論以上にかかる氏族が住人として確認されることが重要であり、彼等は前述の山鹿遠綱同様地頭職（保地頭か村地頭かの区別は不明）保持者であることは想像し得よう。先行研究が山鹿氏を下野宇都宮氏族とみたように、この紀伊氏についてもその系譜を見極めなければならぬ。

一見して「紀伊」とは「紀伊国」のそれであり、転じて国司任官時の国名である。すなわち「紀伊守」「紀伊介」の如くである。国司任官に伴って国名を冠した人物呼称が始まる例は多く（国名）殿、（国名）入道の如くである。本論で言及している八田知家の場合、建仁三年（一二二

○三)の六月か七月頃右衛門尉(大尉(従六位下)か少尉(正七位上)かは不明)から筑後守(従五位下相当)に昇進した。この昇進を祝して以後この一族は好んで「筑後」を冠して自己を名乗り、あたかも筑後氏族の新生を呈する感が深い。この知家の子息(嫡子)知重も「筑後左衛門尉」と称されているが、もちろん知重自身筑後守任官の事実はなく、彼に関する任官所伝は「左衛門尉」「常陸介」「紀伊守」である。「紀伊守」を知重の得た極官とすれば、これも従五位下相当の官職で親父知家と同位である。知家同様に知重が「紀伊」を冠して自己の名乗りとした例は『吾妻鏡』にもみられず(同書は一貫して筑後を冠している)、『尊卑分脈』に「母(不明)、法名蓮定、号小田、承久乱之時紀伊前司」とあるくらいである。

しかし、紀伊前司も称した八田知重の「紀伊守」任官を前提とすれば、この系につらなる人々の中から「紀伊」を冠して名乗る人物が存在しても奇異とはいえず、知家の場合が好例である。陸奥国小田保内の紀伊氏を八田知重系のそれとみることは他氏の系譜にその出自を求める以上の蓋然性と合理性があると考えてみたい。この試論が成り立つならば前述の小田保給主Ⅱ八田知家なる所説も妥当なものとなる。

知家の新所領小田保への係わりは、子息知重もそうであるように在鎌倉の父子には遠隔すぎ、加えて父子共に常陸守護職の重任を帯しつつ、下野武家として改めて常陸国経営を余儀なくされた筈である。文献上の徴証こそないが、八田氏系氏族が代官として小田保へ入部したことはあり得ることであろうし、知重子息等の中から「紀伊」を冠して小田保の支配に当たった者が出たとの理解は成り立ち得る。ただ、小田保の惣領職は知家―知重―泰知と継承され保内郷・村単位に例えば知重庶子系の人々が地頭職を得て入部した可能性は高く、追入村・若木村の地頭として紀伊氏が二名、記録に留められたのではなからうか。『尊卑分脈』に「号小田」とある知重の場合、この「小田」を通説の拠る常陸国三村郷内の「小田」ではなく陸奥国「小田保」のこととすれば、ここで「陸奥小田氏」の成立を考える必要がある。

八田(筑後)知重が小田知重と称し称された例は見当たらないが、知重子息(嫡子)泰知について『尊卑分脈』が「奥太郎」としていることは、容易に「奥」が「陸奥」の意味であることになろう。知重―泰知父子が「小田保」を確実に名字の地としたとはいえないが、常陸守護所の設営がままならない状況下で、かつ在鎌倉の生活をも余儀なくされつつ、同時に陸奥国の新所領も放置することなく宝治年間に及んだ。

宝治元年(一二四七)六月、三浦泰村の娘を室とした八田(筑後)泰知は三浦氏とともに北条時頼の攻勢に敗退した。敗退の内容は不明であるが常陸守護職が宍戸耆岐前司家周(国家)に移ったことは明白である。知家以来三代に及んだ八田(筑後)氏族本宗の常陸守護の地位は断絶したのである。この宝治合戦による八田(筑後・奥)泰知の失脚と宍戸家周の常陸国守護職補任という二つの政治的事態は北条氏体制下の常陸国支配に新たな局面を呈示したといえる。宍戸家周に次いで常陸国守護職に補任される「小田左衛門尉時知」の存在が適確に位置付けられなければならぬし、そのことよって「陸奥小田氏」「常陸小田氏」の関係が明らかになるはずである。

知家―知重―時知なる系譜関係をもつといわれている「小田氏」であるが、「小田」を名乗りとして『吾妻鏡』に登場する人物は時知が初例であり、『吾妻鏡』の編纂条件に種々の留意すべき点があったとしても登場人物(武士)の表記には一定の型があり、「小田左衛門尉



時知」なる表記は「八田右衛門尉知家」「筑後左衛門尉知重」などのそれと明瞭に区分されて考慮すべきと考える。時知は「小田」を名乗る武士で、当時の幕府は「小田」なる地名をいわゆる名字の地とする武士を御家人として認知し常陸国守護職への抜擢も行ったのである。時知が通行の系譜類の如く泰知の子息であるならば当然その遺領のうちに陸奥国小田保があったと考えられ、幸いに宝治合戦での累坐も乗り越えてむしろ北条氏体制への参入を果たし得たと思われる。これは「号小田」といわれる知重を祖父にもち、保内には同族紀伊氏を村頭に据え置いた小田保惣地頭小田時知による八田氏系の政治的復権をみる思いがする。陸奥小田氏はこうして実在したのである。しかし、時知の常陸経営は自身の守護職補任を最強の梶子として、知家以来の国内での布石をも頼りとして、やがて国内筑波郡筑波郷・三村郷を拠点とする常陸小田氏への転身がはかられた。ここで、前守護宍戸氏の系譜と守護就任の経緯、家周から時知への守護職交替、時知以後の守護家小田氏と守護所などの理解が必要となるが別に委ねることとする。

仁治年間の陸奥国小田保で確認できる紀伊氏族を八田知重系の人々とみなし、遡って八田知家の小田保拝領を推察し、降って小田時知を小田保惣地頭に出自する存在と判定した。八田氏族の鎌倉前半期の陸奥国とのかかる係わりをみることによって八田知家以来常陸の地でいけば無難に守護家として存続したといわれる小田氏の展開過程に大胆な推論を投じてみた。「陸奥小田氏」なる新たな武家呼称も今後一層考究される必要があるが、鎌倉期の武士団研究の一例として示しておきたい。

#### おわりに

西茨城郡岩間町上郷の龍光寺（現在は真言宗）蔵木造大日如来座像膝下墨書には「安貞二戌正月 從五位下紀伊守知重入道蓮定」とみえ、本像の伝来経緯や造像時期も未詳であるが、中世以来のものである。特に墨書から「知重入道蓮定」が本像の造像願主の如き理解も成立する余地はある。小鶴荘故地内に比定し得る岩間町上郷地区で本像銘文にみられる如き八田知重譚に接し得ることに注目したい。

小田時知の常陸国内での在り方に比して、八田知家・同知重・同泰知等のそれは史料的には極めて乏しく、宍戸家政・同家周についても同然である。泰知に替わって常陸国守護となる宍戸家周の場合もその父家政同様本来国内小鶴荘に内部成長し来った存在だとみる考えは、明らかに再検討を要するもので、八田知家を始祖とするこの系の人々と常陸国との係わり方を改めて問い直すことが望まれる。この時期、守護職在任の確認と当該氏族の在り方を一致させて考える必要はなく、常陸国にあつては知重と国府官人（常陸平氏系大掾氏）との間の激しい対立にみられるような鎌倉幕府による常陸国内支配の困難さが指摘される。

鎌倉政権の構築当初に常陸守護職を入手した八田知家の場合、多くの子息等に対しても地頭職を軸とした所職を入手させているが、本領下野国茂木保は例外としても他は決して常陸に集中する傾向にない。国内所領を基盤として幕府への出仕が明らかなのは田中荘（筑波郡）地頭と認め得る第九子知氏のみである。

知家の筑波郡三村郷（南野荘）域への守護職を帯しての入部を説く考えに反して「三村」「南野」を名字とする氏族（御家人）は成立していない。三村郷（南野荘）内に「小田」なる地名が永仁六年（一二一九）段階で確認されるが、ここを八田氏族が名字の地とするには狭隘である。以上の状況判断から小鶴荘においても根本領主たりえなかった八田氏族本宗の拠点を陸奥小田保に求める理由としたい。この場合八田知重の動向は重要であり、特に「紀伊氏」の確認は陸奥小田氏と常陸小田氏の段階的成立を関係付ける根拠となる。家周以降宍戸氏との名乗りを変え、ことなく深く小鶴荘域内にその領主的基盤を固定させることとなる「常陸宍戸氏」によって意識された鎌倉幕府成立期の守護家八田氏に対する理解（伝承）の所産ではなかるうか。つまり、宍戸氏の認識の中にも八田知重の本格的な小鶴荘入部の事実確認はなく、府中を掌握できない知重による小鶴荘内での仮設的守護館の経営などを推測させる情報の一つとしてうけとめておく。

#### 第四章 宍戸氏支配の展開

##### はじめに

鎌倉期から戦国期の間、いわゆる中世の友部地域（旧茨城県西茨城郡友部町、現在は笠間市内）の領主は一貫して宍戸氏である。宍戸氏は八田知家の四男家政を始祖とする。『尊卑分脈』をはじめ江戸期の常陸国内に流布した小田・宍戸両氏関係系図によると、八田知家嫡子知重（太郎、小田氏）の弟たちのうち、有知（二郎）は伊志（自）良氏（美濃国山県郡）、知基（三郎）は茂木氏（下野国茂木保）、家政（四郎）は宍戸氏（常陸国宍戸荘）、知尚（六郎）は浅羽氏（筑後氏、入部地不明）、明玄（八郎、為氏とも所伝される）は筑波氏（筑波山中禅寺別当）、知氏（九郎）は田中氏（常陸国田中荘）、時家（十郎）は高野氏（入部地不詳）の始祖とされている。

右の八氏のうち筑波氏以外は『吾妻鏡』の中でその存在と幕府への奉公の事実が確認されるし、筑波氏についても南北朝期に武家としての組織が知られることで鎌倉期に遡及してのこの氏族の存在した蓋然性は高い。ただ各氏の在地領主としての動向は変化に富み、承久の乱（一二二一）で京方に参陣した宇治川で戦死した筑後知尚、霜月騒動（一二八五）で安達氏方に立って鎌倉で自害した田中氏（四郎知泰と五郎某）の場合はその好例である。

さて、ここではこのうち宍戸荘を領した宍戸氏を中心とし、この地で展開された宍戸氏の支配について考察する。

##### 一 宍戸氏の成立

###### 1 常陸宍戸氏

前述のように宍戸氏は家政を始祖とする。従来常陸宍戸荘を入部地（名字の地）として宍戸氏が成立するという通説が唱えられてきたが、こ

の通説には根本的に矛盾がある。

「宍戸荘」との呼称は文献上十四世紀のことで、この荘域は十二世紀以来九条家領「小鶴荘」として鎌倉期を経過している。つまり、家政の時代に涸沼川流域を「宍戸荘」と呼称したことはなく、家政がこの地に入部して小鶴荘を名字の地とすれば八田氏流小鶴氏が成立する筈である。これは、茂木保に入部した知基が茂木氏、田中荘に入部した知氏が田中氏を成立させた如くである。さらに付言すれば小田氏が陸奥国小田郡(保)を、高野氏も陸奥国高野郡(荘)を名字の地としていたとの説をも踏まえ、小鶴氏とは名乗らなかつたこの宍戸氏を、家政の段階で否応なく茨城郡内に分立した氏族とする必要はない。事実、この郡内に「宍戸」なる地名はいかなるレベルでも確認されず、「宍戸荘」と呼称された十四世紀以後にあつても「宍戸」は地名にその名を刻まなかつた(「小鶴」は現在の茨城町に大字として残る)。

では家政が名字の地とした「宍戸」なる地名はどこに存在しているのか。残念ながら未だ見つかつていない。建暦三年(一一一三)五月二日・三日にわたつて鎌倉で発生した和田合戦で幕府方に立つて討たれた人々の中に「筑後四郎兵衛」「老岐兵衛」「同四郎」の宍戸氏三名がいる。このうち「筑後四郎兵衛」は宍戸家政に比定され、たとえ幕府方として始祖家政のかかる死去はこの氏族の一次的没落も推測される。

家政の『吾妻鏡』への登場は建久四年(一一九三)五月八日条とこの和田合戦の二ヶ所のみで、家政の死去後三十年間はこの氏族の奉公は不明。その後家政子息家周(常陸国守護)及びその子息家氏の幕府への奉公が確認されるのは寛元二年(一二四四)であるが、この時点でも宍戸氏の本貫地は不明である。

ここで、筑後(奥)泰知の宝治合戦(一二四七)での失脚について注目したい。安貞元年(一二二七)、常陸大掾職就任を望んで停止された筑後知重であつたが、翌安貞二年(一二二八)の常陸国守護職在任は明らかである。やがて知重の失脚及び死去(年次不詳)にもなつて嫡子泰知に守護職が移つたが、この泰知が遭遇した宝治合戦での失脚が宍戸家周への守護職補任を現実のものとし、知家以来の常陸国守護所(比定地未詳)の経営が家周に委ねられることになつた。『吾妻鏡』宝治二年(一二四八)四月三十日条に、国内悪党捜査を幕府から命じられた宍戸老岐前司の姿があり、宍戸家周の守護在任が明証される。従つて、この家周の常陸守護補任をもつて宍戸氏の成立とみておきたい。

## 2 御家人宍戸氏の奉公

御家人宍戸家政の入部地(名字の地)を明らかにし得ないことは残念であるが、八田氏(筑後氏、小田氏)族の宍戸家周の常陸国守護への就任と小鶴荘入部が成り、その結果筑波郡での小田時知の復権(筑波郡三村郷「南野荘」域への本格的入部が実現)があつた。この立場を前提として御家人常陸宍戸氏の幕府への奉公をながめてみたい。

和田合戦(一二二三)の宍戸家政の幕府側に立つての死去はこの氏族にとってかなり打撃的で、以後三十年に及ぶこの氏族の雌伏を余儀なくさせた。子息家周(老岐守)及び孫家氏(二「次」郎左衛門)の復権活動は功を奏し、寛元二年(一二四四)六月十三日には家氏が將軍頼嗣の

御行始に際して鎌倉市中甘繩にある秋田城介義景の家に入御の供奉をしている。『吾妻鏡』によれば、この年八月十五日には父家周が一族の高野時家等とともに頼経父子の鶴岡放生会参詣に供奉し、翌十六日には鶴岡流鏑馬の儀において一六番の立となつている。これで宍戸氏の御家人としての立場は明らかである。『吾妻鏡』寛元四年（一二四六）八月以降、弘長三年（一二六二）八月まで、宍戸氏の鎌倉御家人としての姿を断続的に見る事ができる。

このうち、家周二男家氏の奉公が目立つが、やはり父家周の常陸国守護としての「悪党捜査」と「賭博禁制」は見逃し難い。家周のこの国の守護職補任の時期を宝治元年（一二四七）中とみて、小田時知による本宗としての守護職回復を建長四年（一二五二）頃と考えると、家周の守護職保持はこの間数年程であつたといえる。小田時知が回復・入手した幕府への奉公と常陸国守護職は嫡子宗知に継承されるが、小田氏本領三村郷の隣接地田中荘では地頭田中氏が霜月騒動（一二八五）で安達氏に連坐して没落し、やがて北条泰家の田中荘地頭職入手が成つた。北郡において八田氏族伊賀（高野氏流）景家の所領が没収されて北条氏領（後に北条貞時室大方禅尼領）となるなど小田氏領の近接地に北条氏の侵攻が認められる。

このような小田氏窮状の中で守護職は再び宍戸氏に移ることとなつたようである。正和四年（一三一五）九月、宍戸耆岐前司（時家）は幕府より常陸国総社の社殿造管役を負担すべき国内地頭の調査を命ぜられてゐる。この時家の任務は明らかに常陸国守護としてのそれであり、正和四年以前の補任を推測し得る。しかしこの宍戸時家の場合を最後としてこの国の守護職もついに小田・宍戸両氏の手を離れて北条氏に奪取され、文保年間（一三一七〜九）には北条氏族佐介時綱の在任が確認される。守護人時家以外のこの氏族の御家人としての奉公は宍戸氏領の保持とともに鎌倉末まで存続はしているが、具体的な所領内での農民支配などについては不明である。

## 二 守護所と支配拠点

### 1 守護所の検証

宍戸家周の常陸国守護への就任は、すなわち家周の居館が常陸国守護所としての機能をもつことである。そして八田知家以来の常陸国守護所の所在地は小鶴荘域内であり、家周の小鶴荘入部の経緯もまた前代の守護所の継承を推測させる。守護所、それはまさにその国の守護の行政的中核であり、守護職を得た武家の中心的居館でもあつた（守護館ともいう）。この場合、守護人が国司を兼帯すると守護所は国府内に設けられたが、多くは国府外の地に設けられた。鎌倉期の守護所は全国的にも不明の国の方が多く、判明している国は極小である。

時知によつて復興された守護家小田氏の居館は筑波郡三村郷内に設営され、後年「小田城」と呼ばれる場所（つくば市小田）が守護所であつた可能性が高い。この小田城（館）に先行する守護所を小鶴荘（涸沼川流域）内に求める時、八田知家・同知重等によつて設営された可能性のある居館は伝承の世界にも皆無で、確認の方策は殆ど存在していない。従つて、まずは戦国領主となるまでこの地域で中世を一貫してその領主

支配を貫徹した宍戸氏の居館に注目したいが、実は明瞭な宍戸氏居城（館）なる遺構も把握しにくい状況である。慶長七年（一六〇二）、出羽国へ移封された佐竹義宣に従って宍戸氏も北遷し、宍戸領へは出羽国より秋田実季が領知五万石で入封した。この秋田氏が居城とした宍戸城跡が町内旧陣屋地区一帯に残っている。

しかし、秋田氏の四十年を越える在城のためか、あるいはこの居館が秋田氏による新規の築城のためか遺構自体に明確な宍戸氏関係の伝承が得られない。ただ、この遺構中の本丸部分は方一五〇メートルの居館空間がみられ、加えてこの本丸跡の東側水田（堀跡と思われるがその形状は不整形）に東方より突き出した舌状台地上に東西一六〇メートル、南北一五〇メートル程の整形部分が確認できる。「古館」と呼ぶこの地形は北・西・南を低湿地（現状は水田）で囲まれた半島状の舌状台地で、要害としての利用は可能である。南方には至近に澗沼川が東流し、西方には国府、笠間を結ぶ古道も確認されるなど水陸交通の至便さは格好である。これらの遺構を守護所に比定するにはあまりにもその徴証に欠けすぎるが、秋田氏・松平氏の入封時の拠点となった当該地の歴史的求心性は町内に残る城館遺構の中では最も注目される。

小鶴荘域内に鎌倉期の八田氏・宍戸氏の居館、すなわち守護所を求めることは大きな課題であるが、この地域内に所在したことは確実であろう。この前提を踏まえて紹介したい遺構が岩間町上郷にかつて所在した。

遺構所在地は岩間町大字上郷（昭和二十九年（一九五四）以前は岩間上郷）小字堀之内及び小字御正作である。「堀之内（ホリノウチ）」は一般的に中世領主の居館の呼称で、「御正作（ミシヨウサク）」は領主直営田の呼称と解される。この二種の地名を同時に残している岩間上郷（以下旧大字名を使用する）の遺構は当該地が小鶴荘の故地に含まれることを考えれば、中世のある段階での宍戸氏関係の居館である可能性は高い。小鶴北荘が特に「宍戸荘」とも称された。背景には、宍戸氏居館を含む宍戸氏本領がこの遺構をも内包する一帯であったということができる。このように考える時、岩間上郷の遺構はすこぶる興味深いものとなる。

岩間上郷の立地は、難台山（標高五五三・〇メートル）の東麓を東流して澗沼川に注ぎ込む桜川と随光寺川に沿って形成された緩やかな扇状地形に最大の特徴がある。そして北側には館岸山（標高二五六メートル）と金毘羅山（標高二二八・四メートル）が東西に並び立ち、南側には愛宕山（標高三〇六・四メートル）がこれに相對している。西側と南北両側を山に囲まれ、東方にのみ開けた東西約一・五キロメートル・南北一・〇キロメートルの盆地状の地域空間が特に注目され、難台山東麓でこの盆地西端には羽梨山神社（『延喜式』神名帳所載の「茨城郡三座」のうち「羽梨山神社」に比定される）が鎮座する。この地は熊野社の鎮座地ともいわれ、羽梨山神社の他所よりの遷座も所伝される。

さらに近傍には別当普賢院（真言宗、本尊十一面観音）、安国寺（曹洞宗、本尊釈迦如来）などがあり、難台山は南北朝末期の小山若犬丸・小田五郎の挙兵地として知られ、館岸山の城館跡（戦国期）及び西麓一帯（小字西寺付近）での古代寺院跡の残存など古代・中世的世界を多分に検証し得る空間である。さらに愛宕山南麓の泉城跡は結城合戦（一四四一）直後に結城氏朝方に立った宍戸持里が挙兵した地でもあり、難台山東麓一帯はやはり宍戸氏と無縁の地ではない。

この岩間上郷の遺構をもって小鶴荘域内に設営された守護所跡であると考えることは危険だが、これ程の好条件に恵まれた地理的・歴史的空間に確認される「堀之内」「御正作」は他の類例を凌ぐものであり、宍戸氏研究の一助のためにも紹介しておく。

## 2 堀の内と御正作

小字「御正作（ミシヨウサク、ミソサク、ミゾサク、ミソザクなどと呼称）」は酒沼川流域では岩間上郷でのみ確認されるが、「堀之内（の）内（ホリノウト、ホンノウチ、ホンノウジなどと呼称）」は友部・岩間町内でも数例は確認される。特に「堀の内」とは文字通り一定の方形に近い土地の周囲を堀割りがめぐらされた地形を共通の条件としていることが多い。堀割りは地形と築造年代によって差はあるが、低湿地における微高台地上にあつて水堀（水田として残存）を主とし、舌状台地上や山地内では空堀（水を溜めることは目的ではなく主に防禦中心）として造作された。このような遺構は村落に居住して農民とともに共同体を運営・維持する宿命をもった指導者、つまり在地領主の居館であることが多く、全国的にみられる中世社会の貴重な歴史的所産である。いかに有力な農民でもその居住形態を知る遺構は少なく、鎌倉期に遡及してその痕跡を見出すことは至難である。そこで領主館の確認は、その立地・景観などから水系・古道の条件をも考慮しつつ、土地の開墾状況も勘案して領主にとっての「所領」、農民にとっての「村」を復元する重要な状況証拠となるのである。これらの類似の事例として、桜川市真壁地区所在の長岡郷をあげておきたい。両所の地理的条件の酷似に驚かされ、加えて「堀の内」「御正作」を併せもつ共通性は岩間上郷の歴史的條件をほぼ決定するものであり、長岡地内で不明な「堀の内」の輪郭も岩間上郷ではかなり明瞭である。さらに長岡の「堀の内」の北方加波山麓には寺院（円鏡寺、五輪堂など）と神社（加波山三枝祇神社）があるなどの史的空間も岩間上郷の典型的な領主支配の世界を浮上させるに足る。

さて、岩間上郷の小字「堀之内（の）内」は「ホンノウジ」とも呼ばれ、小字「仲通」（ナカドオリ）の東方随光寺川左岸台地上に所在している（基盤整備前の状況で表現する）。小字の区域は必ずしも方形区画を限定してはいないが、ここに小畔及び小溝で区画された東西約一〇二メートル・南北約七八メートルの区域を見出し得る。現状は大部分が陸田化していて、堀と平地部分の明解な地形上の区分はみられず、特に出土遺物なども報告されていない。江戸期に畑地のかんりの陸田化が進んだと考えられ（明治期以前の村絵図の確認は見聞せず）、中世の地表的原形は失われている。この「堀の内」の西脇にある二等辺三角形の珍しい不整区画が小字「御正作（ミソサク）」である。東南辺は随光寺川左岸低湿地との間に一メートル程の落差をみせており、この「御正作」の区画が極めて人工的な耕作地であることを思わせる。現在でも水漏れのない良質田であるとの状況は、あるいは領主直営田以来の技術と伝統に裏打ちされた耕地状態なのであるか。この「堀の内」「御正作」を中心にして「郷中（ゴウナカ）」（岩間上郷の中核「本郷」の意カ）「随光地（ズイコウジ）」（随光寺の所在も推測される。堀の内に居住する領主の外護下の寺カ）、「竹花（タケハナ）」（館花↓館鼻↓館端と解しやはり領主館に付随した小字カ）、「縄初（ナワハジメ）」（領主館の所在に左右された検注・検地の基点の意カ）などの小字名が残り、これらもまた見逃し得ない領主館周辺特有の中世的遺称地名とみられる。

一国を代表する守護クラスの武家館の規模は方二町（二〇〇メートル四方）程の大きいものもあるが、必ずしも方二町とか方一町（一〇〇メートル四方）に限定されるものではなく、地形におうじてこの中間規模の居館も多くみられる。ただ基本的プラン（方形および長方形）を中心にして室町〜戦国期に改修・拡大される場合も多く（小田城などが典型である）守護権力の保持と地域支配の集権化が進むにつれて館周辺の城下町化がみられる傾向は、この岩間上郷の領主像に一定の制約を与えることになる。八田・宍戸氏の守護在任は全く鎌倉期に限定されており、この限りでは彼等の設営した守護所が城下町化することはなかった。その意味では、長岡氏の場合と同様に、自然地形に依拠した牧歌的ともいえる村落共同体の維持を最優先にした計画的占地の中で営まれた居館がふさわしい。山からの谷水を所領内に管理的に配水する機能がこの居館によって体现されたとする説は長岡郷の研究の所産であり、それは同時に岩間上郷にもあてはまる。

ただ宍戸氏の守護在任は鎌倉期の一時であるが、在地領主としての生命は戦国期に及ぶものであり、戦国領主としての宍戸氏の居館はどこかに所在したはずである。もちろん岩間上郷に求める必要もなく、あるいはやはり旧友部地区の旧秋田氏居館跡に比定されても不自然ではない。その東隣の「古館」としての名の通り八田氏居館の宍戸氏への継承であったかも知れない。八田・宍戸両氏の守護職歴任を前提として彼等の設営・居住した居館を「守護所」とみることが許されるならば、その地を小鶴荘内のどこかに見出すことも可能と思われる。岩間上郷の「堀の内」 「御正作」遺構が、その地理的・歴史的条件をあまりにも良く具備しているために参考までに注目しただけである。

永享七年（一四三五）八月九日付の常陸国中富有仁等人数注文写によると、この時期岩間郷には黒田左衛門三郎なる富有仁（有徳人）が住み、この郷の知行人は鎌倉府奉公衆の一人竜崎弾正少弼である。宍戸氏は「山尾道場」の知行人として所載され、旧友部町域に相当する山根地帯に支配の拠点が移っていたようである。果たして岩間郷における富有仁黒田氏の居館が岩間上郷の「堀の内」であったか、あるいは知行人竜崎氏の居館に比定されるものか不明である。

真壁郡長岡郷との比較から、岩間上郷の「堀の内」 「御正作」が極めて中世前期の領主館の立地条件を備えた遺構であると思われる印象は大切にした。建長三年（一二五二）十一月二日付の平忠幹注進状写は、平望幹なる人物が所有地の田一町を要用のため僧修挙房に売り与えたが、修挙房が殺害の科で「守護所」に召し籠められてしまったと伝えている。宍戸家周の守護在任中とも考えられるし、小田時知の復権が成りあるいは守護に補任されていた時のことかも知れない。いずれとも決し難い微妙な時期の修挙房の罪科であるが、確かに鎌倉期の常陸国守護所は実在しているのである。

岩間上郷の遺構を紹介しながら、その性格付けを明言し得ないことは残念であるが、小鶴北荘（宍戸荘）域内における最良の中世前期の領主館遺構との推測から、鎌倉期八田氏・宍戸氏による居館設営過程での所産の一つとの試論にとどめておきたい。

## おわりに

以上、宍戸氏の成立を中心とし、また守護所の探索をも含めて考察してきた。おわりにあたり、宍戸氏の庶子であった岩間氏の西遷について新たな知見を披瀝し、むすびとしたい。この事実の提示は、宍戸氏族の族的展開の一端を示すことになると思われるためである。

『和名類聚抄』によれば、常陸国茨城郡内一八郷の一つに「石門」郷（高山寺本）・「石間」郷（古活字本）とあり、すなわち古代「岩間」郷の存在が確認できる。この地域（岩間郷を含めて平安末期に九条家領小鶴荘域となる）に鎌倉前期、宍戸氏が入部する。『尊卑分脈』には、宍戸家政の四世孫知宗および五世孫胤知を岩間氏と所伝している傾向がある。

康永三年（一三四四）十二月二十七日、足利直義は小鶴南荘の年貢の納入をめぐる領家九条家雑掌と地頭「宍戸上野四郎知連」代官賢心との間の相論に決裁を下した。知連は年貢抑留の科を免れているが、この知連こそ知宗系宍戸氏の人物であり、すなわち岩間知連とみられる。

ここで舞台は播磨国矢野荘別名（相生市、この荘の例名西方は東寺領である）に移る。この地へは、数百人からなる「悪党」が打ち入って殺害・刃傷・放火・狼藉をはたらき、さらに数百石の年貢米を奪い取った事件が発生する。この「悪党」の構成は多様で「寺田悪党」とも呼ばれる程、在土土豪寺田氏の一族・家人を中心に近隣の地頭御家人等も加わった。この近隣の地頭の一人に「小犬丸地頭岩間三郎入道道貴」がいる。この鎌倉期の小犬丸保地頭岩間氏を常陸宍戸氏族岩間氏とみて論述することにするが、この岩間氏がいつこの地に入部したかはわからない。想定されるのは承久の乱による論功行賞であろうか。三郎入道道貴の実名も不明である。東国の常陸国宍戸氏族以外に特に岩間を名乗りとする当該期の武家が他に見当たらないので、ここでは右のような見解を示しておく。この前提に立つ時、見逃せないもう一つの史実がある。越前島津家（薩摩島津家・若狭島津家と同族）の周防三郎左衛門尉忠兼が貞和五年（一三四九）に与えられた播磨国布施郷地頭職は本来「岩間四郎左衛門尉跡」なのである。「跡」とはこの場合は没収地の意であるから、この時岩間氏はこの職を奪われて、この地を去るか、没落するか、といった状況であるが、この岩間氏を悪党小犬丸（保）地頭岩間氏と同一ないし同族と考えると、ここに宍戸流「播磨岩間氏」が浮上する。

西遷御家人宍戸氏族岩間氏に関する所見は以上に尽きるが、前述の小鶴南荘における九条家との相論の主体「宍戸上野四郎知連」は「布施郷内小犬丸保」に在住した「岩間四郎左衛門尉」と同一人物であろうか。つまり西遷した岩間氏は代官をたてて本領常陸国の小鶴南荘の所務にも当たったとみられる（小鶴北荘（宍戸荘）の地頭は家時系宍戸氏の相伝）。そして、この相論の直後小犬丸保地頭職は没収され、没落したのではないか。以後、この地にも小鶴南荘にも岩間氏の活動は認められない。ただ、既述のように岩間上郷に残存した「堀ノ内」「御正作」は宍戸氏族岩間氏の居館跡（少なくとも鎌倉期であるが）として注目したいが、宍戸氏の守護所としての擬定地としても今後の再検討が望まれる。



## 第三部 常陸中世武士団と史料

### 第一章 常陸平氏の系譜をめぐって

はじめに

本章は、常陸平氏流各氏族の動向を追うのではなく、この氏族に関する諸系譜の成立と伝来に焦点をあて、特に平安期常陸平氏の研究に見られる系譜への絶対視とも思われる現状を再考することにある。平安期常陸平氏に関する研究は、平将門の乱と相乗的に注目されつつあり、私も間接的には将門の乱の歴史的位付けに及ぶことは今後の願望でもある。そこで作業の順路として、将門を含む平氏族の経緯を再検討する中から、平安期の常陸平氏に限ってその民族的展開の跡付けを行う要を感じ、既に二、三の問題を呈示した。

その結果、高望王の臣籍降下に始まり、平(多気)義幹の常陸大掾職失墜に至る九〇十二年末の間の常陸平氏の系譜には、通行の解釈のままでは実態に迫り得ぬ後世の付会が残り、思いもよらぬ常陸平氏系譜が定着してしまう危惧がある。加えて、平安期以来のこの氏族を以って常陸大掾氏と命名してきた事実は「任常陸大掾」の世襲の実態と、その在地領主としての性格を精査した上で、峻別されなければならない。

以上の観点に立ち、本章では、現在利用されている常陸平氏族の系譜について若干の考察を加える。

#### 一 常陸平氏流系譜の諸本

平安期の常陸平氏本宗に関わる系図の主なもの、左の通りである。

- (a) 『尊卑分脈』所収『桓武平氏系図』
- (b) 『統群書類従』所収『尊卑分脈脱漏平氏系図』
- (c) 同書所収『桓武平氏系図』
- (d) 同書所収『常陸大掾伝記』
- (e) 同書所収『常陸大掾系図』〔村上本〕
- (f) 同書所収『常陸大掾系図』
- (g) 『統群書類従』所収『石川系図』

この六本の系図は利用度が高く、これまでの研究にも必備の書として知られている。一方、常陸平氏の支流系図としては、

- (h) 同書所収『小栗系図』
- (i) 同書所収『磐城系図』
- (j) 同書所収『岩城系図』
- (k) 同書所収『北條系図』
- (l) 同書所収『北條系図〔浅羽本〕』
- (m) 同書所収『伊勢系図』
- (n) 同書所収『勢州系図』
- (o) 同書所収『伊勢系図〔別本〕』
- (p) 同書所収『千葉系図』
- (q) 同書所収『千葉系図』
- (r) 同書所収『相馬系図』
- (s) 同書所収『相馬系図〔総州本〕』
- (t) 同書所収『奥州相馬系図』
- (u) 『新編常陸国誌』所収『畑田系図』
- (v) 同書所収『石川系図』
- (w) 『相馬文書』所収『相馬之系図』
- (x) 眞壁博氏旧蔵『眞壁氏系図』
- (y) 『千葉大系図』

などがあげられる。これら本支流に関わる諸系図は、個別の氏族に関係した論考の中では博引されているが、常陸平氏流という観点に立ってその系譜間の脈絡を辿るという作業はまれである。もとより、系図を操作して系譜の成立を探ること自体至難の業であり、また少例を除き無意味ともいえる結論に達する場合が多いことは先学の指摘の如くである。この点を念頭に置いて、各系図を概観した成果によれば、常陸平氏支流系図の選定に問題が残ると思われるが、一応(g)本以下に代表させて置くことができる。結果として、現存の常陸平氏関係系図は、(a)本、(b)本に中世に遡って、それまでに伝存していた系譜の姿が想起されるもの、系譜としては「為幹」で止まり、他の諸本、特に(f)本などとの関連はわからない。

平安期の常陸平氏を考える中で利用されるのは常に(d)・(e)・(f)の三本であり、かかる諸本を羅列したことにどれ程の意味があるかは前述

の通り、結果として不要とも言えるが、中世に遡って伝存が確認され得る系図が判明しない今日、現存系図の全体像を眺めて置くことこそ手順の一つと考えた。次節ではこれら諸本記事間の若干の異同について言及しておく。

## 二 諸本内容の異同

鎌倉初期までの常陸平氏の任官については本論第二章において検討したが、任官以外の記事を任意にとりあげて比較の材料とする。

(i)本～(t)本は常陸平氏を意識下にもたず、この氏族の系譜はない。また本稿で意識している常陸平氏とは為幹―重幹―致幹―直幹―義幹、及び重幹―清幹―盛幹―家幹―資幹―朝幹と；続くとされる氏族であるが、この系譜自身、(d)、(e)、(f)、(g)、(u)、(v)、(x)、(y)本によつてのみ知られるという、いわば限定された系図からの把握である。比較するわずか一〇項目の記事も、平安中末期の常陸平氏の記事に終始しているが、これらの記事の異同から何を問題点とすべきであろうか。

前掲(a)本は、常陸平氏が為幹で止めてあることに着目し、『尊卑分脈』編纂主体の各氏族への関心を推測してみた。その点に再度もどつて考えた時、分脈の拠つた平氏系譜は何であるのかがどうしても疑問として浮上する。『尊卑分脈』所収の原系図探索という途方もない命題である。しかし、桓武平氏流系図全体にとつて、『尊卑分脈』においてその体系化が為されたわけで、そのためには諸記録はじめ平氏流各氏系図が集合された筈である。問題は常陸平氏の系図(大掾氏系図など)がその中であつたかどうかである。(b)本に関しては、伊勢氏の所伝が近世初頭に『尊卑分脈』へ補入されるべき機会があつたことに触れた。伊勢氏はいうまでもなく桓武平氏流であり、遠祖維衡は平貞盛の子といわれる。この伊勢氏の所伝の中で、前述の伊勢貞孝、同貞良の記事からどれ程遡及させて『尊卑分脈』への影響付けがあつたかは即断できない。

しかし伊勢氏所伝の如き系譜が『尊卑分脈』に対しての補入行為があつたという見方は、他にも同様の関係を想起させる。むしろ諸系図の体系化という長期に及ぶ事業にとつては自然でさえある。しかるに、常陸平氏流はおよそ『尊卑分脈』中への後補の機には恵まれず、為幹以後は歴代が付加されることはなかった。一覧すれば常陸平氏の系譜上の記載内容の異同こそ示すものの、常陸平氏の系譜を相乗的に産み出すような諸本間の相互作用は感じられない。それ程に個々の系図は一見類似性をもつようであるが、独自性が強い。(a)～(h)と(u)～(y)(wを除く)の諸本と(i)～(t)の諸本に見られる如く、貞盛及び舎弟の系譜中の記載の有無、維幹・為幹の記載などから二様に分かれるのも面白いが、他に、系譜上に始祖を選ぶその態度、人名の称、位階の微妙な差異等々にも容易に比較対照を許さないものがある。

結局は(f)本の成立をめぐることで常陸平氏系譜の考察を深めることになるが、それにしても平安期常陸平氏研究にとつては、これら諸本により深い総体的点検が望まれる必要性はなお強い。これらの作業は全て今後の課題であるが、その作業の中から諸本中に残る諸氏の帰属伝承とともに、常陸平氏系図復原に有用な要素が新たに析出しないとも限らない。

ところで、平安期常陸平氏の系譜について考察する本稿の意図は最初に述べた通りであり、系譜の人脈も例えば(f)本のような記載で略問題

はないと思う。しかし、その所伝の中で、特に鎌倉初期までの任官履歴には再考の要を捨てきれないでいる。さらに、現存の常陸平氏流系譜の成立が殆んど近世初期ということとを踏まえると、なお一層中世段階での系譜の在り様が問題となる。

戦国期まで常陸平氏本宗の地位を保守した大掾氏、及び国内諸域に分散し命脈を保った支流諸氏族が、それぞれに常陸平氏族を意識し、一族結合のために伝承を重んじ、子孫に伝え、時折系図作成に当たると想定することは至って自然である。系図作成の背景が常陸平氏においてはどうであったのか、不明である。一般に系図作成の動機付けにはかなり政治的背景の色彩が強いともいわれ、系図は必要に迫られて作成される面を濃厚にもち、決して初発から氏族の生成展開と並行して歩を進めるのではなく、氏族への強い外圧が生じた時の所産ともいわれる。

表 常陸平氏の系譜上にみる記事の異同

	始祖	高望の呼称	国香の呼称	貞盛の位階	貞盛の舎弟	維幹の父	維幹の位階	維幹の子	為幹の子	維衡の位階
y	桓武天皇	高望	良望							
x	桓武天皇	高望王	良望	從四位下	繁盛	兼忠		為幹	重幹	
w	桓武天皇	高望王	良望			貞盛		為幹	重幹・賢幹	
v	良望	高望	良望	從四位上		貞盛		為幹・為賢	重幹	
u	葛原親王	高望	良望							
t	高望王	高望								
s	桓武天皇	高望親王								
r	桓武天皇	高望王	良望							
q	高望	高望								
p	桓武天皇	高望王	良望	從五位下						從四位下
o	桓武天皇	高望王	良望王	從四位下						
n	桓武天皇	高望王	国香	從五位上						
m	桓武天皇	高望王	国香							
l	貞盛	高望王								
k	貞盛	高望王	良望	從四位下						
j	桓武天皇	高望王	良望王							
i	桓武天皇	高望王	良望							
h	繁盛		良望			繁盛		為幹	重幹	
g	良望		良望			貞盛		為幹・為賢	重幹	
f	良望		良望			繁盛		為幹・為賢	重幹	
e	桓武天皇	高望王	良望			貞盛			重幹	
d	桓武天皇	高望親王	良望	從四位上	繁盛	繁盛			重幹	
c	桓武天皇	高望王	国香		繁盛・兼任	繁盛				正四位上
b	桓武天皇	高望王	国香	從四位下	繁盛	繁盛	從五位下	為賢・為幹		從四位上
a	桓武天皇	高望王	国香	從四位下	繁盛・兼任	繁盛	從五位下	為賢・為幹		從四位上

### 三 常陸大掾氏とその系譜

鎌倉期以降のいわゆる大掾氏族の動向については未調査の部分があるが、わずかに知り得た当該氏族本宗に関する史料から「(常陸)大掾氏」の成立について考えてみたい。

(d)、(e)、(f)各本の表題にある「常陸大掾」とは、国司職としての大掾官を世襲した家という意識とともに、官名「大掾」を本宗の氏名に負った家という鎌倉期に入って以後の、この氏族の系譜と対応する。もちろんこの三本は、ともに近世初頭で命名された系図名ではあるが、大掾氏の動向からみて中世にあっても系譜上の意識は同様であったといえる。残念乍ら、中世の系図が伝存しただけである。ここで注意したいのは、例えば(f)本『常陸大掾系図』に見られる大掾氏の人々のうち、良望より直幹までは大掾を名乗った例はなく、問題は義幹以後、諸史料での彼等の自他両面での表記である。試みに年次を追って掲げてみると『吾妻鏡』文治五年(一一八九)八月十二日条の「多氣太郎(義幹)」以降、貞治四年(一二三五)十一月十五日・沙弥浄永(大掾高幹)請文にみえる「常陸大拯入道」(端裏書、浄永、高幹)まで、断続的にこの氏族のあり方を示す史料を得ることができる。十三世紀以後は全て自然に「(常陸)大掾(丞・拯)」を氏に負った呼称に定着している。しかも、安貞元年(一二二七)の鎌倉將軍家御教書によれば、大掾朝幹は幕府への申状に含めて、大掾職相伝の由緒を自らの系譜に位置付け頼朝下文が親父資幹への当職相承安堵を明鏡にし、今又自分が相伝していることを確認している。この現状に対し、八田知家の子八田知重の当職競望のことがおこり、朝幹に代表されるこの氏族の在庁官人としての勢力の基盤が動揺していると伝えるが、先の知重の大掾職競望事件は、一連の常陸守護家八田氏(後に筑後氏・小田氏を称す)の勢力伸長の線上で生じたものである。

ところで、朝幹の主張の如く、当時のこの氏族にとり、在庁への関与の有無は自己の勢力の根幹を左右する問題であり、資幹―朝幹と相承されたという大掾職は、遡って「始祖相承」の職であるという。多氣義幹に続く常陸平氏本宗の系譜からすれば、資幹―朝幹は支流吉田氏の支流の石川氏に属する。この支流に属する資幹、朝幹が常陸平氏本宗として、同時に在庁有勢者として大掾職を保持することは、氏族内の対立こそあれ、新参の守護勢力に対応する無二の権勢保守の策であった。

鹿島社七月御祭における大使役勤仕の規定は、常陸平氏七流の奉仕形態(巡役)を示しており、祭儀に先行してこの氏族内の当役者が内の昇殿を許され、改めて官途を賜ったという。そして、先例に依って、当役勤仕の輩が大掾官に補せられたともいわれることから、この時期、常陸平氏流大掾氏にとり常陸大掾職は必ずしも家重代の世襲官として存在したわけではなかったといえよう。『鹿島大使役記』は、この七流の巡役状況を伝えるが、真壁、小栗、吉田、東条、鹿島、行方六所(六氏)と国府の計七所(七氏)を当役負担の地と差定している。

国府では、国府佐谷左衛門尉、国府岩代、国府石河六郎幹親、国府大掾時幹、国府大掾跡、国府長岡などあり、他の六氏が、郡郷荘保の地名を負う氏族として展開していることを併せ考えると、いわゆる資幹流氏族は「国府氏」とでも呼び得る七流の一であった。しかるに、この流は、大掾を冠して氏名の如く使用する態度が目立ち、それにより本宗たらしとする意識はかなり積極的であった。

さて、この氏族にこれ程まで「常陸大掾」を意識させたのは何であったのか。既述のように常陸大使役当役者の大掾任官の例からすれば、七流の「任常陸大掾」は異例ではない。そしてこの七流が全て大掾氏と呼称されても不思議ではないが、資幹流のみが官名大掾を冠して大掾氏と称した背景は、現実の大掾職任官もさることながら、国香以来常陸平氏本宗に付帯して相伝されたという常陸大掾任官の古例が強く影響していた。それに鹿島大使役の古例と重なり、加えて、八田氏の大掾職競望にみられる他門の在庁進出に直面し、常陸平氏の伝統を守るためにも本宗意識の高揚は必死であり、大掾氏の私称も次第に定着していったと考えられる。

常陸大掾氏成立は、かかる鎌倉期の氏族の動向に拠るものであり、『常陸大掾系図』の祖本の成立もこの次第を踏まえてのことではなかったか。その成立時期こそ不明だが、中山信名本の底本（江戸初期カ）、及び、他の数本もこの域を出るものではなからう。(f)本は、良望を始祖とし、将門を記載せず、ひたすら常陸大掾を世襲した体を崩さず、石川氏流資幹の系を中心に景幹に及んでいる。資幹流の所伝がみごとに『常陸大掾系図』として伝存したわけである。

こうして、極めて冗長に過ぎる検討の後で常陸平氏系譜に関して気が付くのは、前掲諸本の中央的所伝と在地的所伝の明らかな差異である。

この差異は、(c)、(k)、(l)が北條氏、(d)、(e)、(f)、(g)、(u)、(v)、(x)が大掾氏流、(m)、(n)、(o)が伊勢氏、(p)、(q)、(r)、(s)、(t)、(w)、(y)が千葉氏、相馬氏というように、常陸平氏流では全くとらえ得ない独立氏族の所伝を内包することにもよる。

或いは、(a)、(b)本を中央的所伝とし、他を全て地方的所伝ともいえようが、所伝の実否は決し難い。検討の成果としては、『将門記』など平安期の諸記録の分析とともに、鎌倉以後の関係史料の深い読解が急務と思われる。平安期常陸平氏の所伝（特に国香を除く人物の任常陸大掾の所伝）は、多分に資幹流氏族の付会があつたのではなからうか。その付会は資幹流が大掾氏として常陸平氏本宗の地位を保持し続けるための必須の策であつたといえよう。

### おわりに

本章は、特に平安期常陸平氏についての系譜的所伝を再考するという観点で論を進めた。が、再考の結果は今後の綿密な論証を必要とするものである。平安期常陸平氏の任常陸大掾の虚実を研究の一課題とすべきではないかとの提案に終始したが、主に系図の問題であるため論証過程での矛盾を危惧する。本章の軸となった現存系図諸本の点検、底本の追求、文書・記録等との対比照合を続けることにより、当面する関心をより確かな課題としていきたい。

## 第二章 常陸国田文の史料的性格

### はじめに

中世の土地台帳として重視されているいわゆる諸国大田文の中で、常陸国に関するものとしては鎌倉期の二種が知られている。すなわち、弘安二年（一二七九）と嘉元四年（一一三〇六）のそれである。これら二種の「田文」についての考察は、他の諸国田文の場合と同様に、作成目的、作成主体、作成過程、記載内容などの究明に力点が置かれてきている。ところで、このような田文の歴史的史料としての取扱い方に全く問題はないのであろうか。常陸国田文に則して考える時、前掲二種の「田文」はかなり文言のみが注目され、利用、分析の際に当然考察されなければならぬ史料の現状や原写本間の伝存関係などが甚だ軽視されていると言わざるを得ない。現状で一般に通用している二種はともに原本（正文および案文）ではないという前提を踏まえるならば、まずもって現在利用できる「田文」底本のテキストとしての史料性格の位置付けが肝要となるのではあるまいか。

諸国大田文研究の現状と問題点を自身の大田文研究との関連で展望した中野栄夫氏は、これまでの研究史を概観し、研究の視角を五つの類型に分けている。中野氏の提言の中で、特筆されることは、研究の前提として史料学的考察という基礎的作業に立ちもどる必要があるということである。ここでは、中野氏の提言を踏まえ、二種の常陸国田文についての史料学的考察を行ない、論証の各段階で、先学の田文利用状況にも触れてみたい。

### 一 「弘安田文」について

この「田文」は、『税所文書』所収の一本として存するものを以って相当させ、「右弘安二年作田惣勘文大略注進如件」という末尾文言から、最近では、「常陸国作田惣勘文」などとも命名されている。しかし、結論から言えばこの末尾文言から判断されるように、そして、この現存文書自体の性格からもそうであるように、古文学書学的には「注進状案」が妥当である。現在利用し得るいわゆる「弘安田文」の状況は、おおよそ左の通りである。

#### (一) 原本（底本）の現状

茨城県石岡市山本家蔵『税所文書』（帖仕立）中の一本として残存する。前欠で現存料紙は一〇葉から成っている。前欠であることと、前掲本奥貼付の文書から、作成目的が不明であるだけでなく、弘安二年作成のいわゆる田文正文でもなく、また、案文でもあり得ないことは明白である。さらに、料紙継目裏花押計一箇が、江戸時代の水戸藩の学者立原翠軒の表装による結果、不鮮明とはなっているが判別され得る（花押主体は後述の如く大掾詮国である）。すなわち、表装の際に裏打ちとした料紙の上端に模写されたものと花押が原文書継目裏花押である。

(二) テキスト

『税所文書』中に現存唯一の底本が残存する以上、諸種の写本について言及する要はない。今は主要な刊本のみ掲示して、史料としての性格付け、特に命名の態度などに留意したい。

- (a) 『続群書類従』(巻九七七)「常陸太田文」として所載。
- (b) 『新編常陸国誌』(中山信名編、栗田寛増補)
- (c) 『常陸国郡郷考』(宮本茶村著、一八五九年成立)
- (d) 『茨城県古文書集成 第二 税所文書』(宮田俊彦編、一九六二年)
- (e) 『茨城県史料 中世編Ⅰ』(茨城県、一九七〇年)『税所文書』より「常陸国作田惣勘文案」として所載。
- (f) 『鎌倉遺文』(古文書編第十八巻) (東京堂出版、一九八〇年)

一三八二四号文書に「常陸国作田惣勘文案」として所載。

原本(底本)及びテキストの検討から、この「田文」は注目度の高い史料であることが再確認されるものの、現存史料を点検してみると、テキストとして再録する場合の当事者間の姿勢には、命名などにも避け難い差異がある。次に、この「田文」を利用した主要な研究の状況を同様の観点から検討する(発表年次不順。また、後のため「嘉元田文」についても併せて検討しておく)。

- (一) 石井進「鎌倉幕府と律令制度地方行政機関との関係―諸国大田文の作成を中心として―」(一九五七年)
- (二) 島津久紀「中世常陸の国衙」(一九六六年)
- (三) 鴨志田昌夫「常陸国弘安二年『作田惣勘文』の一考察」(一九七一年)
- (四) 錦織勤「大田文の重層型記載と並列型記載について」(一九七八年)
- (五) 内田(高田)実「東国における在地領主制の成立―中世的郡郷の成立と在地領主制」
- (六) 網野善彦「常陸国における荘園・公領と諸勢力の消長(上)(下)」(一九七二年)
- (七) 山崎勇「鎌倉時代の東国における公田」(一九七四年)
- (八) 中野栄夫「荘園制支配と中世国家」(一九七五年)

などをはじめとして、この「弘安田文」を引用した論考は多い。この様な研究状況の中からも、「弘安田文」が『茨城県古文書集成』『茨城県史料』『鎌倉遺文』といった刊本史料集にその出典を求め、かつ、史料そのものの便宜的な呼称とはいえず、各者間に微妙な認識上の差異を生ぜしめていることは否定できない。従って、これまで一覽した「弘安田文」をとりまく実情を総合的に判断し、その上で以下の如き新たな視点をもつことが必要かと思われる。



それはやはり呼称(史料名)についてである。弘安二年(一二七九)当時の田文原本(あるいはその案文、つまり延文六年に書写進進した時の底本となった「原田文」)の今日への伝存はなく、『税所文書』所収の延文六年五月三日付大掾詮国書状によって確実にその関係が想定される同文書所収の「注進状案」を通して、「原田文」がかなり復原され得るのが現状である。これまで「弘安田文」「弘安大田文」「弘安二年作田惣勘文」「弘安二年作田惣勘文案」などと命名されてきたが、これはあくまでも便宜的命名といわざるを得ず、「注進状案」末尾文言の「右弘安二年作田惣勘文大略注進如件」を勘案するとしても、「大略注進」とあることや、後述の私見をも併せ考えて、まずは「弘安二年作田惣勘文注進状」などとすべきではなからうか。さらに『税所文書』所収の現存注進状は明らかに案文であることから、許されるならば「弘安二年作田惣勘文注進状案」とでも命名する方がこの文書の実情に最適かと思われる。

このように私が執拗に名称にこだわる理由は、後述のようないささかの疑問点を持つているからであって、「大略」の文言からこの注進は「原田文」の抄出であるとか、あるいは「原田文」の二重写しではないと断言しているのではない。つまり、ここで小宮山楓軒によってすでに指摘されているごとく、詮国書状を浮上させればさせる程、あるいは鴨志田氏も説くように、書写注進によってかろうじて副次的に残存したともいえる「作田惣勘文」なのであるが、「常陸国太田文事、任被仰下候之旨、一卷写進覽之候」の文言は、この間の事情を微妙に示唆しているとも思われる。文言の意味することとして例えば、「常陸国太田文」なる実体を意識したのはこの時点で誰か、そして何をもっての把握であったのか。かりに「一卷」を「一卷を」とよめば「弘安二年作田惣勘文(案)」一卷を写した意ととれるが、「一卷に」とよめば国衙内部にあったかとも思われる。「作田惣勘文(案)」を用いて、この時点での下命に叶った「常陸国太田文」に代替せるものにしてしようとした詮国等の判断とも受け取られ、必ずしも「常陸国太田文」Ⅱ「弘安二年作田惣勘文」と断定できる状況ではなからう。

この点は、かなり慎重な論証を必要とし、現状では問題点の提起のみで速断はできない。そして同時に、延文六年段階で「嘉元田文」ではなくむしろ「弘安田文」が詮国によって選択された理由も問われなければならないが、これも今は鴨志田氏の説を現状唯一の重視すべき説として確認するにとどめる。ともかくこの「注進状案文」(これこそが「税所文書」として現存し、かつ一般に「弘安田文」と認識されているものの実体である)をもって疑念なく「弘安二年作田惣勘文」とする態度を是正して、その上で伝存しないながらも「弘安二年作田惣勘文」の実像に迫り、さらには、「田文」とも称し得るものなのかどうかといった初歩的かつ基本的作業に及ぶべきである。

さて、結論は以上であるが、このような視点をもつに至った動機とささやかな疑問点を述べて置かなければならない。それは、実際にこの「注進状案文」に接して得られた印象に起因するもので、活字本では判別し難い所感である。そして、この印象は、少なからず前述の基本的作業とも密接に関係するのではないかと思われる。

表 大田文 記載順序

嘉元田文	弘安田文
奥郡	(鹿島郡)
鹿島郡	下妻庄
吉田郡	東郡(新治)
東郡	中郡庄(新治)
中郡庄	真壁郡
真壁郡	小栗保
西郡	西郡(新治)
筑波北条	筑波郡
南条方穂庄	河内郡
下妻庄	南条方穂庄
田中庄	村田庄
村田庄	田中庄
河内郡	大井庄
大井庄	信太郡(庄)
信太郡(庄)	(茨城)北郡
小鶴庄	小鶴庄
南庄	南野牧
北郡	(茨城)南郡
南郡	(在庁名)
(在庁名)	奥郡
行方郡	
小栗保	

疑問とすべきは、まず「注進状案文」中の異筆部分についてである。現存部分第三八行目「下妻庄 三百七十町」の一行は、全体に墨色が他よりうすく、「庄」の書体も他に異なり明らかに異筆と見られる(他にも、「一 奥郡」「同南條栗野廿四丁五段大」「竹原」の傍点を付した書体は異筆である)。また、この行のみ「丁」とせずに「町」と書いていることも、気になるところである。そして、次には、「下妻庄」の記載位置が鹿島郡と東郡(新治東郡)の間にあつて、「嘉元田文」及び中世常陸の行政単位の位置関係との比較からかなり記載順序が不自然といえる。これに比して「嘉元田文」は、注進の動機からしても伊勢御厨である小栗保を末尾に置くことは理解され、その他は概して自然に常陸国内の郡庄を地理的にも順序立てて記載している。「田文」二本の相違は左のごとくである。

さらに、この一行は前後の各行の共通した筆致と合わず、いかにも行間への後補と察せられる。後補とすれば、それは大掾詮国自身によるものなのか、そして単なる記載漏れなのか、あるいは書写の底本、すなわち「作田惣勘文」などには記載がなく、例えば錦織氏説のように「嘉元田文」からの補入なのか。にわかには結論は出し難いが、「案文」であることを理由にして、全ての文言がそれなりに底本の枠内であると許されるものではない。すなわちこの「下妻庄三百七十町」をも含めて、ごく自然に全体をそのまま「弘安二年作田惣勘文」と認定するにはやはり困惑を感じるのである。

以上、いわゆる「弘安田文」について、当該史料の現状、利用研究の状況を点検した上でその実態に想を馳せてみた。そして結果として、実はその呼称に象徴されるところの書写本(実は注進状案)をめぐっての認識が、以外にも現実離れをしていることがわかった。

この認識の整合こそが、今日通用しているいわゆる「弘安田文」とっては、欠かすことのできない史料の性格を判断する際の前提条件なのである。しかし同時に、これまで「弘安田文」として広く利用されてきた『税所文書』所収の当該文書を、かかる側面でのみその性格を主張する余り、土地台帳としての重要性を後退減少させてはならないし、そのための尚一層の論証が望まれよう。本論は当該史料に関わる必須の基本的条件を改めて原本に則して指摘したわけである。最後に、この作業から、新たな「弘安田文」論が続出することと望むばかりである。

## 二 「嘉元田文」について

この「田文」も「常州田文」「常陸国田文」などと命名されて、前述のようにならかなり利用度の高い史料である。「弘安田文」作成よりは二七年後の嘉元四年(一一三〇六)八月十日に成立、造伊勢<sup>神</sup>宮役夫工米の賦課を目的とした収取基礎台帳として、税所、大掾、目代等国衙在庁によって注進されてい

ることが文言より確実である。この限りでは「弘安田文」ほどは問題とすべき理由はないようであるが、やはり底本に関する点検を行なってみると伝存についての意外な帰結を得ることになる。前節でも述べたように、この「嘉元田文」を利用する場合、『安得虎子 三』と『佐竹古証文』からの引用が多い。未だ定本としては活字化されておらず、また底本と見られるものも判然としていない。ただ、近年、中野栄夫氏によって活字化の試みがなされ、ようやく底本への言及が開始されたことは特筆すべきである。そこで、この中野氏の労作にも範を置きつつ「嘉元田文」の史料的性格について再考してみよう。

「嘉元田文」の原本（正文及び案文）はこれまでその所在は確認されていない。従って、伝存する数本の写本を底本として利用している現状である。これら写本の特色と伝存状況は左の通りである。

- (一) 『所三男氏持参文書』所収本
- (二) 『佐竹家蔵文書』所収本
- (三) 『古文書抄田制部』（全二冊）所収本
- (四) 『佐竹古文書』（上中下 全合綴一冊）所収本
- (五) 『安得虎子 三』（全六冊）所収本
- (六) 『秋田藩家蔵文書』（家別「真壁」）所収本

以上が、「嘉元田文」として刊用可能な写本についての伝存状況である。これらの検討により、「嘉元田文」の伝存過程を考察してみたい。全写本より得られる「嘉元田文」としての本文・田数等文言には若干の異同が見られるが、それはともかくとして文頭の「税所殿よりの田文案文」なる文言に注意する必要がある。この文言から本書が元来「案文」であること、そして、常陸国府在庁官人税所氏より某氏へ送付されたものとすることができる。この文言は「田文案文」についての税所氏と某氏間の授受関係を示す語句なのである。そして、この文言こそは、「田文案文」の受取人である某氏の註記と見ることで、「田文」本文とみては釈然としなかつた関係が氷解する。写本が（一）を除き、全て「田文」本文の事書きの直前にこの文言を置き、底本（原本）の実態を完全に無視していることが誤りであった。そしてこの文言の記載位置もまた見逃し得ない。さらには、「田文案文」本文の書体とこの文言の書体の異同も留意されるべきであるが、（一）を除く写本では望むべくもなかつた。

以上、問題点をこのように列挙したことで、ここで行なおうとしている「嘉元田文」への予測の条件は満たされたかと思う。実は、前掲数種写本中に、意外にも底本として厳然たる性格を有するものの写本があるのである。すなわち（一）がそれである。（一）を見ると、前述の授受文言が「田文案文」の端裏書であることを如実に影写しており、本文と書体を異にしている二点がかかるうじて判別される。残る疑問は受取人と端裏書及び本文の書体の時期如何ということになる。この影写本が、かなり底本を忠実に書写していることを認める時、端裏書と本文の書体は異筆ながらも、ともに鎌倉様と思われる。底本（佐竹氏所蔵本）との照合は叶わずにいるが、この（一）はすこぶる良質な、かつ古様の「田文

「案文」を底本にしているとの感が深い。

さて、写本のうちで成立の古いもの一つは(六)で、正確な書写年次こそ明らかでないが、宝永七年(一七一〇)迄には書写が了えていたことになる。しかも、唯一、この写本群のみが、中世以来の底本の所蔵者を明記し、家わけとして分類している。「常州田文 壹通」は前述の如く家わけでは真壁甚太夫安幹家蔵文書の一本であった。秋田藩佐竹氏にあっては、家臣伝来の文書群の中から、佐竹家譜編纂という大名目の所為か、秋田史館を媒介として、古文書、古記録を採訪書写しその過程で一部それらの召上げを行なっている事実も見逃せない。『秋田藩家蔵文書』作成後、大概は『真壁文書』の如く返却するのを例としたが、同時に『真壁文書』でさえもその中から召上げられた例は一、二ではない。

こうして、江戸期の佐竹家には、常陸時代以来の純然たる佐竹氏伝来文書の他に、慶長七年(一六〇二)の秋田国替以降、特に文書所設置後に家臣各家よりの召上げによって襲蔵されるに至った文書群があることを改めて確認しなければならない。(一)の影写本所収文書にも、朱筆端裏書として「……差上之」とあるものが一点含まれている。真壁氏伝来文書として少なくとも宝永七年時点では確認された「常州田文 壹通」は、かかる佐竹氏の策によってある時期に召上げられた公算は大である。「常州田文」はこうして真壁氏の手を離れたと考えられる。

一方、佐竹氏が『秋田藩家蔵文書』の一本として書写した底本「常州田文」でもあるこの文書は、以後藩の勘定所に襲蔵されたと考えて不思議ではない。水戸藩彰考館が採訪した「常陸国田文」も実はこの勘定所襲蔵本であったわけで、このことから、各写本の成立の経緯とその性格はおのずと明らかになる。

驚くべきことには、写本例の(一)として掲げた『所三男氏持参文書』の出所が佐竹氏本家であることと、良好な影写本によって推定される「田文」底本の状況が、正に鎌倉様の中世文書であることを勘案した場合、真壁氏伝来の「常州田文」(「田文案文」)そのものの今日への伝存を思わずにはいられない。嘉元四年八月十日付けで注進されたいわゆる「常州田文」の案文の一通が、税所氏によって真壁氏に送付されたと考えたい。すなわち、案文であることより正文と略ぼ同時作成とみても支障はなく、案文受領に際して真壁氏は端裏に「税所殿よりの田文案文」と備忘文言を記したのである。『真壁文書』中に現存する「真壁郡内田数目録案」(宝永目録では「検地目録」とする)は、この「田文案文」より真壁郡のみを抄出したものであり、書体、紙質よりこれも案文受領直後の書写抄出覚とみられる。

以上、写本として利用し得る「嘉元田文」について、底本の来歴中にみられる佐竹氏伝来譚の共通性と写本間に一致する文頭文言「税所殿よりの田文案文」(実は端裏書)の語義、そして(一)に掲げた写本の底本への注目等々の検証から「田文案文」の伝来過程をたどってみた。この「田文案文」を『佐竹七冊』は「常陸国田文」、『安得虎子』は「常州田文」、『古文書抄』は「常州田文」と命名しているが、『秋田藩家蔵文書』では無名(宝永目録では「常州田文」)であり一様ではない。写本(一)で見る限り、文頭第一行目に「注進」とあることから「注進状案」と呼称してもよいが、本論で論じた「弘安田文」とは異なり、今となつては正文とも呼び得る程の価値を有するいわゆる「嘉元田文」の案文そのものである。

「嘉元田文」の底本をめぐる検証から得られた意外な帰結とは、「田文案文」の現存を確認できたことである。この案文が写本(一)として、昭和二十五年(一九五〇)に影写された後の伝存事情については未確認であるが、今後も意を尽して探査照合してみたい。ともかく、(一)に示した影写本は案文原本と同等に利用されなければならないし、中野氏の試みた活字化は、『安得虎子』本との対校を不要のものとしてみれば相応に利用検討されてよい。

### おわりに

本章で論じた常陸国田文の史料的性格とは、まさしく「個別大田文それ自体の史料的性格」に尽きる。常陸のこの事例が必ずしも他国の場合には懸念するに及ばないかもしれないが、史料操作上の一般論からすると特殊であるかも知れない。論旨を限定した本章の枠内においても、「弘安田文」原文の措定は皆無で、また、「嘉元田文」案文の真壁氏入手の背景、あるいは、鹿島社に伝わる「鹿島神宮領田数注文案」との関係などから生ずる案文作成の実態など残された課題は重大である。真壁氏が単独で例外的に、かつ特殊な事情で「田文案文」を受領したとの断定は慎重にならざるを得ないが、江戸時代の佐竹氏が勘定所の備品として、当時の藩政には無縁と思われる「常州田文」を襲蔵固守した以上に、中世常陸の在地領主間にあつては課税賦課の基準台帳は必備の様相であつた筈である。

しかるに、真壁氏を除く他の氏族の關係文書中には、かかる書類の写本の片鱗すらも見当たらないが、真壁氏内では重書とも見られる程に扱われて伝存したことを考えると、佐竹氏が召上げた動機も一理ある。それ程に、当時の在庁税所氏と真壁氏の關係で、特に真壁氏の側の動きに在地領主としての所領経営に臨んでの積極的姿勢があつたのであろうか。

## 第三章 『真壁文書』と真壁氏

### はじめに

『真壁文書』が本格的に中世史研究の対象となつて四〇年以上が経過した。そしてこの研究は在地領主真壁氏のそれであり、常陸国真壁郡・真壁荘に対する歴史地理学的考察のひろがりをも見せている。特に、一九九四年に真壁城跡(桜川市真壁町)の大半が、国指定史跡となつたことは戦国期真壁氏に至るその民族的歴史性が改めて問われる重要契機となつている。

かつて小山靖憲氏は「真壁地方の中世的(中世の真壁地方に)支配者として君臨した真壁氏とは、一体いかなる一族なのか。また、その在地領主制は、いかなる規模と構造をもつていたのであろうか。かかる真壁一族の存在形態そのものを追究したのであるが、真壁氏に関するまともな研究が皆無であるという事情を考慮して、やや詳細な分析を試みる必要がある。」と前置きして、「真壁一族の所領について」(中世

村落をめぐる領主と農民」に論究した。小山氏が真壁氏の研究に期待したのは、鎌倉幕府開設に結集した御家人、いわゆる「在地領主層」の（自己）権力基盤解明で、しかもどちらかといえば無名の武家のそれであった。『真壁文書』の利用はこうして始まり、そして四〇数年が経過したのである。右の小山氏の研究成果が、その後の研究を左右し、真壁氏自体、否中世真壁郡（荘）が東国武家の典型的な研究フィールドとなった点は否定できず、加えて、自治体史編さんの本格的取り組みが進む中で、『真壁町史料 中世編Ⅰ』に『真壁文書』が写真掲載された意義は大きい。そして右書の口・目では町内外に伝来所在する文書群（聖教奥書と金石文を含む）が収録され、『真壁文書』と併せて総計四四五点が把握されている。

かかる作業の常として未確認史料の存在もあり、また古記録類からの関連史料の検出があるが、これは『同Ⅱ』に結実した。こと古文書に関してはその内容が紹介されたと思われる。従って、この段階で改めて在地領主文書としての『真壁文書』がその利用上、いかに有用であるか、そして限定的伝来史料であることを超えて関連文書とともに何を示し得るかを再点検してみたい。

#### 一 真壁幹重をめぐる

鎌倉期の列島規模で動いた政局に対応した真壁氏族の姿は知り得ず、幕府内に要職を得た徴証もなく、一般御家人としか言い様がないが、『真壁町史料 中世編口・目』を通覧すると、鎌倉期に係わる史料群は三〇点を超え、総点数で四〇点程になる。この編年史料群の中で、例えば真壁盛時は正応三年（一二九〇）に那珂氏とともに幕府両使をつとめ、また正安元年（一二九九）十一月には年貢未進の咎によって真壁郡竹来郷地頭職を没収されたことが判明する。

盛時自身、正安元年十一月二十三日に讓状を嫡孫幹重に発給して、しかも「竹来郷」を含めて讓与しているので、「竹来郷地頭職」没収はこの直後のことと思われる。『当家大系図 全』には、盛時の没年を正安元年十二月四日（根拠不明）とし、乾元二年（一三〇三）二月五日関東下知状は、浄敬（盛時）の「遺領」をめぐる嫡孫幹重と一族間の相論に対する幕府裁許（嫡孫幹重の相伝を是とする）である。このように十三世紀末から十四世紀初頭の真壁氏嫡系をめぐる相続問題と幕府による真壁氏への保護と圧力（「竹来郷」への北条氏族江馬氏の進出）が微妙に浮上する。あるいは、この真壁幹重について『真壁文書』の他にその実態を求めると、興国元年（一三四〇）七月日・長岡妙幹外題安堵申請言上状案に、沙弥法超、即ち真壁幹重に置文を預けたことを伝えている。当時の長岡妙幹は嫡子平慶虎丸に「長岡郷惣地頭職」を讓与するに際し、自己への所領相伝の由緒に言及している。つまり、「惣郡（＝真壁郡）」は平国香以来の相伝であり、曾祖父真壁実幹が「当郷（＝長岡郷（真壁町長岡）」）を伝領した（『真壁文書』）にこのような真壁氏族の系譜と所領相伝に係わる認識を知る文言はないが、この文言により、平国香流真壁氏族長岡氏の家系が一举に理解され、鎌倉幕府も仁治三年（一二四二）十二月十四日下文（現存せず）で認知したという。

さて、妙幹親父政光は、元徳元年（一三三一）九月二十九日（カ）に置文を「惣領」である「真壁入道殿法超」に預けて同年十月五日に死去

したという。この「真壁法超」こそは真壁幹重であり、惣領として真壁氏族を統轄した真壁盛時嫡孫と見てよい。ほか、特に幹重については『真壁長岡古宇田文書』のいくつかに、姿を現しており、また『白川結城文書』には、白川（陸奥国）の結城親朝に宛て常陸国内の内乱の様子を報じつつ、南朝方に立った軍功を促している様子がわかる。興国四年（一三三三）四月五日発給で、すでに北畠親房は関城（茨城県筑西市〔旧関城町〕）に、春日顕国（時）は大宝城（茨城県下妻市）に移り、真壁城の近辺は極めて緊張した状況下に置かれ、幹重の主張は多岐にわたるが、結城親朝の挙兵を強く促している。この幹重書状に北畠親房御教書等を併せみると真壁城（真壁幹重）の南朝方に立つ様相が明らかとなる。

## 二 内乱期の真壁氏

以上が、『真壁文書』では把握できない真壁幹重の素描であり、十四世紀初頭に真壁盛時嫡孫として家督を継いだ後の実像である。とすれば、『当家大系図 全』所伝の真壁幹重（元徳元年〔一三二九〕十月十四日卒とする）の履歴は事実に戻し、法名西念道安も合致しないことになる。それよりも、『真壁文書』には南朝方に立ち、惣領として君臨したとされる真壁幹重に関わる譲状などの関係文書の伝来はない。興国四年（一三三三）に極度の危機を感じた真壁城主真壁幹重であるが、翌康永三年（一三四四）七月二日、真壁高幹は足利尊氏によって真壁郡内九ヶ郷の地頭職を安堵されている。伊佐々郷を除き、他の八ヶ郷は全て真壁幹重が祖父盛時から譲与された所領に相当し、この高幹も真壁氏惣領の地位にある人物である。「参御方、依軍忠拔群、所宛行也」とある如く、高幹の足利尊氏軍への参陣と並行して推移したとしか考えられない。

内乱期真壁氏の南北両党に分立しての軍事行動は興味深い。『真壁文書』にはこの関係文書はなく、真壁高幹系氏族の足利政権よりの受給文書二点が伝来するのみである。ここでは幹重と高幹の間に惣領家としての順当な父子関係は認め難く、南朝方真壁幹重の没落、別系同族真壁高幹の惣領への台頭が想定される。この時期を扱った山田邦明氏の研究によれば、「幹重から高幹への代替わりの事情は明らかではないが、幹重が長年南朝方にあつたにもかかわらず、高幹が本領をそのまま安堵されているところを見ると、あるいは高幹は幹重とは別に足利方に属していたのでは、と想定もできる。（略）高幹あての幹重の譲状がないのは以上のような事情によるのかもしれない。ただ系図にみられる高幹は幹重の子であるという記載は今のところ信じてよいと思われる」として両人間に父子関係を認めている。

また「真壁高幹が政幹の子ではなく孫であり、かつ政幹は高幹の子ではなく、小木曾真壁氏とも称すべき真壁の庶子家の人物である、ということをおよぼすまでの考察によって推定した。（略）これが正しいとすると、真壁本宗家の家系は高幹の代で絶え、高幹のあと（おそらくその死後）、山田郷を領して常陸にいた小木曾流の高幹が真壁本宗の家督を継承したことになる。」として真壁高幹死後、庶流の本宗継承を指摘する。さらに「確証はないが、真壁高幹が高幹のあとをついで真壁惣領家の家督を継承したことはほぼ明らかであろう。」とも重ねて付言している。ここで幹重と高幹を父子と認めにくいとする立場からすれば、山田氏の理解のうち、高幹の代に真壁本宗家が絶える背景が不明である。やはり、南朝方に立った幹重で始祖以来の本宗家が絶え、足利政権下にあつて別系同族の台頭がみられたのではないか。

『真壁文書』には前述の足利尊氏袖判下文以下、室町幕府執事高師直施行状とともに、北朝方に立って軍忠を重ねた真壁政幹代官の着到状・軍忠状計四点が含まれている。薄国幹・森国幹・薄景教と名乗る真壁氏族と思われる人物が陸奥・出羽二国で北朝方に立って転戦している（貞和三年（一三四七）〜観応三年（一三五二））。そしてその主人真壁政幹は「奥州会津蜷河庄勝方村地頭」であるのみならず、美濃国小木曾荘地頭を兼帯し、さらには「常陸国真壁郡内山田郷」を「譜代相伝所領」としていた。

山田氏は、この真壁政幹を同一人物と見、三ヶ所の散在所領（「山田郷」に關しても地頭職保有とみられる）のうち、政幹が小木曾荘（長野県木曾郡）から真壁郡山田郷へ居を移しつつ、しかも観応三年（一三五二）十二月十三日には孫の広幹へ山田郷を譲与し、同月二十三日に至りこの広幹と光幹（政幹の子息の一人か、あるいは兄弟か。広幹の父は南朝方に就いて「不忠」者とされ、しかも光幹の「檀那那智山師職」なる立場が正和五年（一三一六）段階で認められるので兄弟（「弟か」の公算が強い）との間に山田郷・小木曾荘内所領の相博を実現させていると説く。つまり、光幹系小木曾真壁氏と広幹系常陸真壁氏（山田郷真壁氏）が峻別されるといえるものである。この間の経緯を論述した山田氏の叙述は複雑であるが新鮮である。

山田説によれば、南北朝内乱期に、真壁氏の家系が大きく交替したことを示すものであり、同時に真壁氏研究（特に中世後期史）に新局面を生み出すこととなる。こうして足利尊氏袖判下文以下の『真壁文書』の、関連文書を加えての検討からは、ますますその伝来の状態がそれ以前とは異なるのではないかと思いが深くなる。薄国本着到状等四点・真壁光幹置文等の『真壁文書』としての伝来理由が改めて判明し、「藤原氏（真壁友幹妻）」に宛てられた例の寛喜元年七月十九日藤原頼経袖判下文の伝来理由も納得が行く。恐らく『真壁文書』は、二系統の氏族が伝来したものである。想定される傍流真壁氏（庶子家）の真壁郡での領主的基盤（本宗）の継承が実現し、室町幕府・鎌倉府への対応が展開する『真壁文書』はかろうじてその経緯を示唆している。しかし、さらに残存する文書群への然るべき検討が必要であり、その結果がもたらす真壁氏の実像は予断を許さない。既に観察した『真壁文書』も、関連文書（含記録）の一層の発掘と文言内容の理解の進捗如何で再々考察の対象となる。前に寸言した『能野那智大社文書』にみえる真壁光幹を小木曾真壁氏とする観点からは、やはり真壁政幹の周辺が気になる。この政幹の小木曾荘への係わりを一層明らかにする史料として美濃国小木曾荘雑掌地頭代連署和与状がある。

この史料によれば、地頭真壁政幹の検注勘料・年貢の抑留を伝える貞和二年三月七日足利直義下知状をさらに踏み込んだ形で真壁政幹の実像が迫り来る。本文書から、政幹の父を「宗幹」といい、同じく「小木曾庄地頭」の立場は明瞭である。これで鎌倉期における小木曾真壁氏の動向を改めて検討する視点が得られた。山田氏も想定するように、真壁山田氏とも呼称し得る真壁氏族がいつ小木曾荘地頭職を得たかは課題である。真壁宗幹は元徳元年（一二二九）段階ですでに死去していることから、あるいは宗幹祖父某（真壁山田氏）の頃に、承久の乱の論功行賞として小木曾荘地頭職に補任されたものであろうか。後考を俟ちたい。



## おわりに

本章で示した内容は特に目新しいものではないが、主要先行研究に多大の刺戟をうけ、それらを自分なりにトレースしてみたものである。前記山田氏論文の外に、この時期にかかわる真壁氏の研究は、小森正明・海津一朗各氏の論文がある。そして、齋藤慎一・市村高男各氏の論文は室町・戦国期の真壁氏研究にさらに新たな視点を投じている。加えて国指定記念の『真壁氏と真壁城―中世武家の拠点―』が総合的に真壁氏研究の現状と展望を示しているし、目下進行中の真壁城跡(国指定史跡)発掘(史跡真壁城跡整備計画)は、まさしく現地での地道な証明作業である。冒頭で、“歴史地理学的ひろがり”といったのもこの謂である。ここでは鎌倉―南北朝内乱期に終始したが、これだけでも豊かな研究フィールド像が明らかで、かつて小山靖憲氏が指摘した「幕府権力の根底を支えた一般御家人(典型的な領主層)の存在形態の究明」は、今に展開持続しているといえよう。それにしても、この稿を作成してみても、文書群の在り様とその伝来の整序を考えることを怠っては一点毎の理解に恐るべき誤解を招きかねないと悟った。当り前のことではあるが、しかしこのことは体験を通して現実となる。中世古文書の多面的研究が盛況である(花押論、形態論、機能論など)が、伝来論も相応に日本史料学(古文書学、古記録学)上の基軸であるべきと考える。

## 第四章 中世棟札と武士団

### はじめに

地域史(自治体史)の編さん過程で利用される史・資料は多様であるが、考古資料を除けばその大半は文献として一括される古文書・古記録が主である。かかる既知の文献に加え改めて確認・発見されるものの数量も多く、今後の地域史叙述、否研究に耐え得る史料の入手こそが貴重でもある。多くの史・資料をベースにしての歴史叙述も、結局は概要としてみ公表される場合が多いことからすれば、より以上に蒐集・蓄積された史・資料の全てこそが貴重である。

さて、以下では『新修 日立市史』編纂の過程で収集した中世棟札の紹介を行ない、そこに姿をみせる中世の領主層について言及し、棟札研究の有効性を提示する。棟札とは建造物の棟上げに際して、工事の名目と時期・願主・施工者などを記した木札であるが、中世の寺社等については外護者(檀那)名が特に注目され、日立市域のように当該時期(中世)の古文書・古記録が極少の地域ではその価値はすこぶる高い。幸いにして日立地方にはまとまった中世棟札群が残っていた。金石文・絵画・過去帳等も含めて、棟札は古文書・古記録とともに有用な中世史研究の材料である。近年、金石文が写真・拓本・釈文・図解などを伴って史料集として公表されている例は増えているが、近世―近代まで含めるとかなりの数量に上る筈の棟札集成報告書は少ない。ここでは、歴史研究・地域史叙述にとってかけがえのない豊かな情報を提供する棟札への注目を喚起したい。

## 一 日立地域の中世棟札

日立市郷土博物館には以前から一枚の中世棟札が展示されている。これは泉神社（水木町）所蔵で「享祿三年（一五三〇）九月吉日」の年記をもつものである。記載文言から左記のような情報が得られる。

① 享祿三年（一五三〇）に「泉大明神社」殿が造立された（「造立」の意が新規再建か部分的修理かは不明。以下同じ。）

② 「造立」に際して佐竹義篤（常陸国守護家）が「大旦那」として筆頭外護者となっている。

③ 青山延久（佐竹氏被官か）が神馬一疋を献納した。

④ 長照院宥喜（泉神社別当寺住僧）が本工事の発願者（発注主体）である。

⑤ 大工職として石橋・葦原両氏が工事を請負った。

⑥ 鍛冶職人として次郎衛門・弥五郎の名がみえる。

深い詮索を省略しても以上の事実が確認できる。②③からは佐竹氏の当地域（常陸国佐都東郡内）への支配実現を、⑤⑥からは中世後期の常

陸国内の職人の在り様の一端を知り得る。以下同様にして市内の他の中世棟札を概観し、そこから得られる情報に迫ってみたい。

○吉田神社（森山町）蔵棟札

（一）応永二十年（一四一三）九月十日付

この棟札にみられる「大檀那」平氏（常陸平氏と思われる）の系統は未詳である。源茂幹も「幹」のつく名前より同系の人物とみられるが比定は難しい。しかし、佐竹氏とも断定し難く、むしろこの時期の当社の外護が常陸平氏族によって行われていることを重視すべきである。

（二）延徳四年（一四九二）十月二十日付

この棟札にみられるこの時期の日立地方の国―郡―郷―村という行政単位が注目される。また、大檀那源通光の氏族的系譜は未詳であるが、佐竹氏族ではなさそうである。

（三）大永二年（一五二二）四月一日付

佐竹氏本宗の当社への係わりの初例であり、泉神社より八年早いこととなる。日立地方での佐竹氏による支配が改めて再考されなくてはなるまい。

（四）天文十八年（一五四九）十一月十五日付

佐竹義昭・藤原隣藤ともに花押を据えている点が貴重である（前掲の泉神社棟札にも佐竹義篤のみごとな花押がみえる）。

(5) 天正十四年(一五八六)十一月十二日付

○鹿島神社(大久保町) 蔵棟札

慶長九年(一六〇四)三月二十二日付

慶長九年(一六〇四)は佐竹義宣の出羽国移封後二年、江戸幕府成立の翌年であり、本棟札も中世的社會構造の所産とみることが好ましいと思われる。むしろ中々近世移行期の史料として貴重である。

○臚神社(旧十王町友部) 蔵棟札

(1) 明応四年(一四九五)四月十九日付

佐竹氏重臣小野崎氏(藤原氏族)が多珂荘内友部櫛形城(山尾城)を拠点とするのは南北朝内乱期であるという(『図説日立市史』)。この親通の系譜は目下検討中であるが、この時期、分流赤須氏とともに臚神社遷宮を外護したことは自然である。銘文にみえる「地頭」「政所」なる在地支配の立場は検討を要するが、本庶関係の複雑なこの氏族の佐竹氏領内での分立状況説明が急務である。

(2) 永正十年(一五二二)三月十日付

(3) 大永三年(一五二三)十一月二十四日付

(4) 天文三年(一五三四)三月三日付

以上一点が中世棟札として注目すべきものである(上限が応永二十年(一四一三)、下限が慶長九年(一六〇四))。約二〇〇年間にこれ程集中して棟札が残存する例は県内にはなく、しかも、いわゆる中世後期の佐竹氏研究上極めて重要な史料と評価できる。久慈川以北の常陸国は平安末期以来多珂郡・佐郡東郡・同西郡・久慈東郡などに分立して中世的行政体制に移行した。このうち現日立地方が一部佐郡東郡域に比定されることは吉田神社蔵棟札(2)(3)からも明瞭で、また一連の棟札中に散見する壇(旦)那が佐竹氏本宗・小野崎氏・大窪氏であることを併せ考える時、これらの棟札から得られる史的情報は結果として佐竹氏領となる中世後期常陸国「奥七郡」の特に東辺部(太平洋沿岸部)の中世史説明に大きく貢献する。多珂荘(多珂郡)から佐郡東郡、そして那珂東郡に広汎に分立して国人領主として優勢をほこった藤原秀郷流小野崎氏の場合、佐郡西郡小野崎を名字の地としつつも佐竹氏被官として奥七郡内の各所に庶流を分立させている。南北朝期には本宗も多珂荘内山尾城主(山尾小野崎氏)となり、他に石神城(東海村)・額田城(那珂町)・相賀城(日立市)などに支族を配している。この小野崎氏がいわゆる十五世紀末の「佐竹の乱」において反本宗派に属して佐竹義舜に抗しつつ佐竹氏領を侵犯したことは著名であるが、臚神社蔵棟札中にこの時期の本宗小野崎親通等の在地支配の一端がうかがえることは注目される。

総じて、残存の棟札にみる限りではあるが、大永二年(一五二二)の佐竹義篤による佐郡東郡所在八幡宮への外護に先行して、明らかに非佐竹氏系領主の確実な自立した在地支配が確認されるのである。小野崎氏も含めてその諸領主の実像究明は今後の課題であるが、以下若干の参考

とすべき観点を付言指摘しておきたい。

## 二 考察

一群の棟札を、日立地方の歴史叙述のために利用する上で必要な傍証の一つに『久慈郡薩都宮奉加帳』がある。これは永正十四年（二五二七）二月吉日付で佐竹義舜以下一門、小野崎親通以下一門、そして社掌・番匠等が願主藤原（小野崎分流赤須氏）勝通を支援して薩都宮（常陸太田市里野宮町）に奉加した折の交名帳である。交名中の小野崎氏族の部分は艦神社蔵棟札四点とも深く関係する。その史料を概観すれば、艦神社蔵棟札四点と略同時期の史料であることも幸いして小野崎氏（山尾系）・赤須氏ともに共通した人物が見出せる。棟札にみえる「当地頭小野崎藤原親通」「大旦那藤原朝臣親通」は奉加帳中の「山城守親通」であり、「通載」「息男通載」は同じく「同 藤原通載」に相違ない。さらに「当政所赤須内匠助通家」も奉加帳中の「同内匠助」と考えられる。前述の「佐竹の乱」後の所為か、佐竹氏本宗義舜とともに奉加の列に加わった小野崎一門の健在を示す好史料といえるが、人物比定にとどまらず、これらの史料分析が中世後期の領主による在地支配の実態把握に一石を投じることが願う。特に棟札中の「地頭」「政所」なる文言には再度注目を望みたい。

さらに小野崎氏に関わる基本史料として『小野崎権大夫通貞家蔵文書』が知られ、正長二年（一四二九）を上限として計四〇点余の中世文書が確認される。この中には文龜三年（一五〇三）正月十一日付の小野崎親通名字状も含まれており、小野崎氏研究の基調となる。

## おわりに

以上、日立地方の中世棟札を紹介し、かつ若干の解説・所見を述べてみた。そして付言したように棟札の情報を完全に受容するための基本作業の要を痛感しているのが目下の状況であり、中世における武士団研究の一端に資することが、今後の課題である。簡略な紹介の労に免じて棟札の基本的解説を後日に委ねることを許して頂きたい。

また『茨城県神社誌』（茨城県神社庁、一九七三年）・『茨城県の近世社寺建築―茨城県近世社寺建築緊急調査報告書―』（茨城県教育委員会、一九八二年）などの調査成果も考慮して、より一層棟札史料が全県的に公開確認されることを期待したい。

## 終章

以上、三部にわけて、古代末々中世の常陸国において成立・展開したいわゆる中世武士団について縷々述べ来たったが、おわりにあたり四つの視点からまとめてみたい。

### 1 常陸中世武士団の成長

律令をもって列島の統一をはかろうとした政府（皇族・貴族）の構想は、平将門の乱に代表されるような民族的反抗に遭遇した。これは政権の崩壊には至らなかったものの、国内平均に新たな階級の登場を促すことになった。この新たな階級こそ「武士」であり、以後一〇〇〇年におよぶ国政の主導的立場となる人々である。

事実『将門記』には東国社会の最大特徴として「武士」と同義の「兵（つわもの）」の用語が多くみられる。「良正并に因縁・伴類は兵の恥を他界に下し、敵の名を自然に上ぐ」「兵は名を以て先となす」「兵の名を畿内に振るひ、面目を京中に施す」「将門偏へに兵の名を後代に揚げんと欲し」という具合である。将門は没落するが、この一族が関東の地に在住し続けてその「兵」ぶりを強力に発展させていることは、十一世紀々十二世紀の彼らの動向が物語っており、将門の従兄平貞盛の甥維幹は筑波山麓に居館を構え、国司に対しても一家言を以て対峙していく。十一世紀初頭のこと、時の常陸守（介が正しい）源頼信（経基の孫）が猛悪な平忠常（下総・上総の豪族）を制圧しようと国府軍二〇〇〇人を引率して下総に出兵するが、維幹は三〇〇〇騎を動員してこの国府軍を側面援助したという。

かの将門が藤原忠平に仕え、従兄貞盛も京洛にのぼり、貞盛舎弟繁盛も藤原師輔に仕えたように、彼ら東国の「兵（つわもの）」たちは、政都の有力者につながり、それでいて私領形成に余念がなく、維幹のように国司からも重視されるほどに軍事編成も可能であった。

多気大夫ともよばれた平維幹は常陸国筑波山麓に住んでいたが、ある時訴訟のために上洛した。そこである日、高階成順の家の法会に参会し、僧の説法を聞いたおり、その家の姫君大姫に懸想し無理に常陸国に連行し妻にした。時がたち、大姫は二人の娘を残して死去するが、常陸守某妻として常陸国府に下った大姫の姉妹の一人が、この二人の姪と国府で出会った。守の妻はやがて帰京の時を迎えるが、挨拶にも参上しない維幹一家を非難した直後、名馬二〇〇匹と皮子をつけた馬二〇〇匹が進物として届けられたというのだ。大夫（五位の位をもつ者）とよばれ、三〇〇〇騎の軍事編成を可能とし、京下りの国司を驚かせたこの維幹こそ、「水守の営所」「多気の営所」を拠点（私宅）とし、国政・郡政に対して一家言をもって応えることのできた典型である。十一世紀々十二世紀にこの維幹のような武士（兵）が列島各地で台頭し、新たな階級として国制の基本を担い始めていたのである。

## 2 常陸中世武士団の系譜

平維幹に始まる武士の系譜を、常陸平氏とよぶ。現在のつくば市北条地内に小字「多気太郎」が残り、その北方の小山を「多気山」という。ここが本宗（本家）の拠点で、この氏族は多気氏を名乗る。多気権守平致幹、多気太郎平直幹、多気太郎平義幹らは維幹の子孫として、いずれもこの地を名字の地とした。致幹は「六郡の主」ともいわれ、常陸国内南半分の郡政をすべて掌握し、その勢力は天台教線の受容と外護という形で精神世界にも及ぶ。保安三年（一一二二）・天治元年（一一二四）の両度、致幹は大檀那として如法経（法華経）の書写・埋納を行い、また致幹の娘は源頼義に嫁して一女を儲け、その女子は清原真衡の養子海道小太郎成衡の妻になったという。

また致幹の舎弟は、清幹が吉田氏（常陸国吉田郡（那珂郡の一部））、政幹が豊田氏（下総国豊田郡）、重家が小栗氏（小栗保、のちに伊勢神宮領として御厨となる）を立てて分立しているが、いずれも郡司職・保司職という立場を得ていたようである。さらに清幹の子忠幹は行方氏（常陸国行方郡）、同成幹は鹿島氏（同国鹿島郡）として郡内に不動の武家基盤を築いている。一方、本宗は致幹―直幹―義幹と続き、義幹の舎弟広幹が下妻氏（同国下妻荘）、忠幹が東条氏（同国信太郡東条）、長幹が真壁氏（同国真壁郡）をたてている。このうち下妻広（弘）幹は、下妻四郎・悪権守とも称し、承安四年（一一七四）には下津真荘（八条院領）下司として松岡荘（蓮華王院領、下妻市）に乱行した。真壁長幹は下妻荘に隣接する真壁郡に入部して、この地に武家真壁氏を後続させる。

以上の常陸平氏の系譜に対し、十二世紀末期までに那珂川以北一帯に勢力を扶植した佐竹氏の立場が注目される。この佐竹氏を常陸源氏と位置付けて、南半城の常陸平氏と比較することが常陸武士団の系譜上の基本である。常陸源氏は河内源氏系氏族で、その祖頼信から頼義―義光―義業―昌義と継承されるなかで、佐竹氏の成立をみる。この氏族は遠祖経基以来の軍事貴族で、その氏族的性格は常陸平氏と同様である。嘉承元年（一一〇六）の常陸国合戦では、義光は常陸平氏の平重幹と「結党」していたという。義光の子義業は平重幹の子清幹（吉田氏）の娘を妻として常陸平氏の姻族になっている。

このように十二世紀半ばには、常陸国域を折半するかたちで、北半に常陸源氏、南半に常陸平氏が並立する「常陸武士団」の成立がみられた。この二大武士団のほかにも、伊佐郡（常陸国新治西郡北条、筑西市）の藤原氏系伊佐氏、下総国下河辺荘（古河市・坂東市ほか）の秀郷流藤原氏下河辺氏、久慈郡（常陸太田市）の秀郷流藤原氏小野崎氏など個別研究の余地を残す武士団がいる。

また、鎌倉期には常陸平氏一族から陸奥平氏が、同族の真壁氏から美濃真壁氏・会津真壁氏が、八田氏一族から陸奥高野氏や陸奥小田氏が、宍戸氏から播磨岩間氏が、それぞれ地頭職獲得を契機として他国に分出するなど、常陸国にとどまらない広がりを見せるようになることは注目されよう。

### 3 常陸中世武士団と鎌倉幕府

源頼朝による鎌倉幕府創設以降の常陸国支配の基本は、下野国宇都宮氏族八田知家の守護職への起用であった。文治五年（一一八九）の陸奥国藤原泰衡追討に際し、伊佐為宗・同為重・同資綱・同為家・小栗重成・多気義幹・鹿島頼幹・真壁長幹らを配下に従えた東海道大將軍知家の立場はいうまでもなく常陸国守護のそれである。このとき、佐竹秀義も従軍し、かつて頼朝拳兵に傍觀的立場をとった常陸の武士たちは、今や完全に頼朝の家人として再編された。建久四年（一一九三）五月には、曾我兄弟の仇討ちがあり、同六月、富士野への急行を拒んだ多気義幹（常陸平氏本宗）を、守護八田知家は謀反人として頼朝に報じ義幹は、所領（筑波郡・茨城南郡・茨城北郡）を頼朝によって没収され、同族の馬場資幹（常陸平氏流吉田氏）に与えられたという。八田知家に何の恩典も与えられないのは不可解で、事実後年に知家系の人々の筑波郡入部（のち小田氏となる）が実現しており、義幹所領の処分はかなり複雑に推移した。

常陸平氏本宗多気義幹の没落は明白で、加えて、義幹の弟下妻広（弘）幹も、この十二月、反北条氏の立場を理由に八田知家によって殺害された。多気・下妻両氏の没落は、頼朝政権による常陸平氏に対する処断で、総じて常陸国の武士団への統制がきわめて注目度の高い状況下にあったことを示している。こうして、茨城・筑波両郡が八田氏勢力下に入り、また下妻荘一帯にも下野国の小山朝政が勢力を伸ばしたのである。

### 4 常陸中世武士団の本拠

現在、小字地名のなかに、「御正作（ミシヨウサク・ミソサク・ミソザク・ミヅサク）」「堀之内（ホリノウチ・ホンノウチ）」「竹之内（タケノウチ）」「館之内（タテノウチ）」などとよばれる区域が注目される。「御正作」は領主直営田であるが、特に「堀之内」「竹之内」「館之内」とは一定の方形に近い土地の周囲を堀割が廻らされた地形を共通の条件としていることが多い。堀割は地形と築造年代によって差はあるが、低湿地に突き出した微高台地上にあつては水堀（水田として残存）を主とし、舌状台地上や山地内では空堀（水を溜めるのが目的ではなく、主に防御中心）として造作された。このような遺構は、村落に居住して農民とともに共同体を運営・維持する宿命をもった指導者、つまり在地領主（武家）の居館であることが多く、全国的にみられる中世社会の貴重な歴史的所産である。遺構自体が必ずしも鎌倉期のものとは限らず、中世を通して重層的に利用されている場合が多い。領主館の確認は、その立地・景観などから水系・古道の条件をも考慮しつつ、土地の開発状況も勘案して、領主にとつての「所領」、農民にとつての「村」を復元する際の重要な状況証拠である。

平安末期以来、筑波山麓真壁郡に江戸初期まで根強く領主支配を展開させた常陸平氏族真壁氏の場合、真壁郷を本宗が支配しつつ、周辺諸郷に庶子族を入部させ、郷々を名字の地としながら郷地頭（郷領主・村落領主）の立場を世襲した。この一家に長岡郷（桜川市真壁町長岡）を所領として長岡氏が知られ、一族古宇田氏伝来の『真壁長岡古宇田文書』は、鎌倉室町期の村落内の詳細な状況を伝える史料群として有名である。この史料群のなかに、「長岡郷内田三町、在家三字並びに堀内」・「長岡郷内田在家、堀内」・「こうたのほりのうち（古宇田の堀内）」

などの文言が確認され、長岡地区内に残る小字名のうち「ミソザク」を「御正作」と理解すれば、明らかにここでは「堀之内」と「御正作」の併存を知りうる。

一方、岩間町上郷（現在は笠間市）地内における小字「堀之内」「御正作」も注目される（遺構自体は昭和四十年代の県営圃場整備事業で消滅した）。遺構所在地が小鶴荘（宍戸荘）の故地であることを考えれば、この遺構が中世のある段階で宍戸氏関係の居館である可能性は高い。この地の立地は、難台山の東麓を東流して涸沼川に注ぎ込む桜川と随光寺川に沿って形成された緩やかな扇状地帯である。そして、北側には愛宕山が相對している。西側と南北両側を山に囲まれ、東方にのみ開けた東西一・五キロメートル、南北一・〇キロメートルの盆地状の地域空間である。難台山東麓で、この盆地西端には式内社と思われる羽梨山神社が鎮座する。さらに近くには別当寺普賢院、安国寺などがあり、難台山は南北朝末期の小山若丸・小田五郎の挙兵地として知られ、館岸山の城跡および西麓一帯の古代寺院跡の残存など、古代・中世的世界が検証される一帯である。既述の長岡郷も同様な地理的・歴史的条件を具備しており、同様にこの地も中世武士団の拠点にふさわしい。少なくとも平安鎌倉期に「堀之内」を中心に在地領主権力を保有し、権力の肥大化によってそこが城館化していったと考えられる。八田・小田・宍戸氏の場合は同時に「守護所」でもあり、国内の多くの武家にあつては「地頭館」であつた。

建長三年（一二五二）十一月、平望幹なる人物が所有地の一部の田一町を僧修挙房に売り与えたが、修挙房自身殺害の科で「守護所」に召し籠まれた事實は、宍戸家周の守護在任中か小田時知在任中かわからないが、常陸国守護所の実在を知り得る例証であり、この守護所こそ武家の拠点として最大規模の「堀之内」といえよう。

#### 【参照文献等一覧】

- 石井進『日本の歴史12 中世武士団』（小学館、一九七四年）
- 石井進監修『真壁氏と真壁城―中世武家の拠点―』（河出書房新社、一九九六年）
- 石母田正『中世的世界の形成』（伊藤書店、一九四六年。のち東京大学出版会、一九七〇年再刊。また岩波文庫版、一九八五年。）
- 市村高男『戦国期東国の都市と権力』（思文閣出版、一九七四年）
- 国立歴史民俗博物館編『社寺の国宝・重文建造物等棟札銘文集』（国立歴史民俗博物館、一九九五～七年）
- 小林清治他編『中世奥羽の世界』（東京大学出版会、一九七八年）
- 佐伯有清他編『研究史 将門の乱』（吉川弘文館、一九七六年）
- 坂本賞三『日本王朝国家体制論』（東京大学出版会、一九七二年）
- 佐藤和彦『南北朝内乱史論』（東京大学出版会、一九八五年）



- 佐藤進一『増訂鎌倉幕府守護制度の研究』（東京大学出版会、一九七一年）
- 佐藤進一『古文書学入門』（法政大学出版局、一九七一年）
- 佐々木慶一『中世東北の武士団』（名著出版、一九八九年）
- 佐々木倫朗『戦国期権力佐竹氏の研究』（思文閣出版、二〇一一年）
- 下田市教育委員会編『下田市社寺棟札調査報告書Ⅰ』（下田市、一九八六年）
- 高橋修編『シリーズ・中世東国武士の研究第一六卷 常陸平氏』（戎光祥出版、二〇一五年）
- 千葉県郷土史研究協議会編『論集 千葉氏研究の諸問題』（多田屋、一九七五年）
- 豊田武編『東北の歴史 上巻』（吉川弘文館、一九六七年）
- 豊崎卓『東洋史上より見た常陸国府・郡家の研究』（山川出版社、一九七〇年）
- 中山信名他編『新編常陸国誌』（崙書房、一九七四年）
- 永原慶二他編『講座日本荘園史5 東北・関東・東海地方の荘園』（吉川弘文館、一九九〇年）
- 日本歴史学会編『地方史研究の現状』（吉川弘文館、一九七〇年）
- 長谷川伸三他編『茨城県の歴史』（山川出版社、一九九七年）
- 福田豊彦『平将門の乱』（岩波書店、一九八一年）
- 森茂暁『南北朝期公武関係史の研究』（文献出版、一九八四年）
- 山下宏明『源平闘諍録と研究』（未刊国文資料刊行会、一九六三年）
- 網野善彦「常陸国における荘園・公領と諸勢力の消長（上）（下）」（『茨城県史研究』二三、二四、一九七二年）。のち網野『日本中世土地制度史の研究』（塙書房、一九九一年）に再所収。
- 網野善彦「桐村家所蔵『大中臣氏略系図』について」（『茨城県史研究』四八、一九八二年）。のち網野『網野善彦著作集 第十四卷 中世史料学の課題』（岩波書店、二〇〇九年）に再所収。
- 石井進「鎌倉幕府と律令制度地方行政機関との関係―諸国大田文の作成を中心として―」（『史学雑誌』六六―一一、一九五七年）。のち石井『日本中世国家史の研究』（岩波書店、一九七〇年）に再所収。
- 石井進「鎌倉時代の常陸国における北条氏領の研究」（『茨城県史研究』一五、一九六九年）
- 石井進「中世成立期軍制史研究の一視点―国衙を中心とする軍事組織について―」（『史学雑誌』七八―一二、一九六九年）。のち石井『鎌倉

- 武士の実像―合戦と暮しのおきて―』（平凡社、一九八七年）に再所収。
- 市村高男「いわゆる『秋田藩家蔵文書』についての覚書」（『小山市史研究』三、一九八一年）
- 糸賀茂男「常陸平氏の土着をめぐる」（『国史研究会年報』一、一九八〇年）
- 糸賀茂男「常陸平氏論序説」（『史学』五〇、一九八〇年）
- 糸賀茂男「常陸平氏の系譜について」（『茨城史林』一〇、一九八二年）
- 糸賀茂男「常陸平氏の任官と所伝」（『国史研究会年報』三、一九八二年）
- 糸賀茂男「中世陸奥の常陸平氏」（『茨城史林』一一、一九八七年）
- 糸賀茂男「常陸中世武士団の在地基盤」（『茨城県史研究』六一、一九八八年）
- 糸賀茂男「成初期小田氏の研究と現状」（『常総の歴史』四、一九八九年）
- 糸賀茂男「忍性の開いた寺―三村寺」（『中世の風景を読む』2 都市鎌倉と坂東の海に暮らす）新人物往来社、一九九四年）
- 猪野和広「常陸国に見る中世武士団の側面―畑田氏を素材として―」（『茨城県史研究』五七、一九八六年）
- 入間田宣夫「郡地頭職と公田支配―国における領主制研究のための一視点―」（『東北大学日本文化研究所報告』別巻六、一九六〇年）
- 入間田宣夫「東北中世史研究の再検討」（『国史談話会雑誌』一二、一九六八年）
- 入間田宣夫「鎌倉幕府と奥羽两国」（『宮城県史』1 古代史・中世史）宮城県、一九七五年）
- 入間田宣夫「中世の松島」（『宮城の研究 第三巻』清文堂出版、一九八三年）
- 内田実「東国における在地領主制の成立―中世的郡郷制の成立と在地領主制の展開―」（『日本歴史論究』二宮書店、一九六三年）
- 岡田清一「相馬系図成立に関する一考察―諸本の異同を中心として―」（『地方史研究』一四九、一九七七年）
- 遠藤巖「北条氏所領の検出」（『東北大学日本文化研究所研究報告』別巻七、一九六一年）
- 大塚徳郎「鎌倉御家人の奥州移住」（『文化』一七―三、一九五三年）
- 大塚徳郎「鎌倉武士団の東北進出」（『東北の歴史 上巻』吉川弘文館、一九六七年）
- 大石直正「陸奥国の荘園と公領―俯瞰的考察―」（『東北学院大学東北文化研究所紀要』二二、一九九〇年）
- 奥野中彦「奥六郡の成立と変容」（『民衆史研究』四一、一九九一年）
- 海津一朗「南北朝内乱と美濃真壁氏の本宗家放逐―観応三年真壁光幹相博状（置文）の再検討―」（『生活と文化』四、一九九〇年）
- 鴨志田昌夫「常陸国弘安二年「作田惣勘文」の一考察」（『茨城県史研究』一九、一九七一年）
- 小森正明「中世後期東国における国人領主の一考察―常陸国真壁氏を中心として―」（『茨城県史研究』六二、一九八九年）

- 小森正明「中世における常陸国衙の一断面―税所氏の基礎的考察を中心として―」（『書陵部紀要』四〇、一九八九年）
- 小山靖憲「鎌倉時代の東国農村と在地領主制―常陸国真壁郡を中心に―」（『日本史研究』九九、一九六八年）。のち小山『中世村落と荘園制』（東京大学出版会、一九八八年）に再所収。
- 齊藤慎一「本拠の景観 ―十四・十五世紀の常陸国真壁氏と亀熊郷―」（『中世の風景を読む2 都市鎌倉と坂東の海に暮らす』新人物往来社、一九九四年）
- 塩谷順耳「武士団の東北移住―橘氏（小鹿島氏）を中心に―」（『歴史』一九、一九五九年）
- 志田諄一「常陸平氏的那珂川北岸経営」（『茨城県史研究』三七、一九七七年）
- 島津久紀「中世常陸の国衙」（『歴史』三二、一九六六年）
- 高田実「延喜二年三月十三日太政官符の歴史的意義―いわゆる延喜荘園整理令の再検討―」（『東京教育大学文学部紀要 史学研究』七六、一九七〇年）
- 高田実「十世紀の社会変革」（『講座日本史2 封建社会の成立』東京大学出版会、一九七〇年）
- 高田実「在地領主制の成立過程と歴史的条件」（『古代郷土史研究法』朝倉書店、一九七〇年）
- 高橋昌明「将門の乱の評価をめぐって」（『文化史学』二六、一九七一年）
- 高橋昌明「伊勢平氏の成立と展開（上）（下）」（『日本史研究』一五七・一五八、一九七五年）。のち高橋『清盛以前―伊勢平氏の興隆―』（平凡社、一九八四年）に再所収。
- 堤禎子「石神小野崎氏家伝の文書について―秋田藩家蔵文書と阿保文書―」（『遡源東海』四、一九九〇年）
- 戸田芳実「国衙軍制の形成過程」（『中世の権力と民衆』創元社、一九七〇年）
- 豊田武「東北の荘園」（『歴史』三、一九五一年）
- 中野栄夫「荘園制支配と中世国家」（『歴史学研究』別冊特集号、一九七五年）
- 中野栄夫「嘉元四年常陸国田文のテキストについて」（『岡山大学教育学部研究集録』五二、一九七八年）
- 中野栄夫「大田文研究の現状と課題」（『信濃』三三二―三七、一九八一年）
- 錦織勤「大田文の重層型記載と並列型記載について」（『広島大学文学部紀要』三八―二、一九七八年）
- 野口実「秀郷流藤原氏の基礎的考察」（『古代文化』二二二、一九七七年）。のち野口『坂東武士団の成立と展開』（弘生書林、一九八二年）に再所収。
- 服部英雄「地名による中世常陸国真壁郡長岡郷一帯の景観復元」（『景観にさぐる中世』新人物往来社、一九九五年）

水谷類「鹿島大使役と常陸大掾氏」（『茨城県史研究』四二、一九七九年）。のち水谷『中世の神社と祭り』（岩田書院、二〇一〇年）に再所収。

三宅長兵衛「将門の乱の史的前提」（『立命館文学』一一二、一九五四年）

宮田俊彦「常陸大掾平経幹申状」に就いて」（『金沢文庫研究』一〇―二、一九六四年）

山崎勇「鎌倉時代の東国における公田」（『慶應義塾志木高校研究紀要』四、一九七四年）

山田邦明「常陸真壁氏の系図に関する一考察」（『中世東国史の研究』東京大学出版会、一九八八年）。のち山田『鎌倉府と地域社会』（同成社、二〇一四年）に再所収。

義江彰夫「中世前期の国府―常陸国府を中心に―」（『国立歴史民俗博物館研究報告集―共同研究「中世の地方都市」』八、一九八五年）

『角川日本地名大系4 宮城県』（角川書店、一九七五年）

『国史大辞典』（吉川弘文館、一九七九〜九七年）

『宮城県の地名 日本歴史地名大系4』（平凡社、一九八七年）

『茨城県史 中世編』（茨城県、一九八六年）

『石岡市史 下巻（通史編）』（茨城県石岡市、一九八五年）

『新修 日立市史 上巻』（茨城県日立市、一九九四年）

『図説 岩間の歴史』（茨城県岩間町、一九九一年）

『筑波町史 上巻』（茨城県筑波町、一九八九年）

『土浦市史』（茨城県土浦市、一九七五年）

『大子町史 通史編 上巻』（茨城県大子町、一九八八年）

『田島町史 第一巻』（福島県田島町、一九八五年）

『栃木県史 通史編3 中世』（栃木県、一九八四年）

『友部町史』（茨城県友部町、一九八〇年）

『水戸市史 上巻』（茨城県水戸市、一九六三年）

『中世の真壁地方―伝来文書を中心に―』（茨城県真壁町、一九八八年）

【引用史料集等一覧】

- 『茨城県古文書集成 第二 税所文書』（宮田俊彦編、茨城大学、一九六二年）  
『茨城県史料 古代編』（茨城県、一九七四年）  
『茨城県史料 中世編Ⅰ』（茨城県、一九七〇年）  
『茨城県史料 中世編Ⅱ』（茨城県、一九七四年）  
『お茶の水図書館蔵成篁堂文庫 武家文書の研究と目録（上）』（芥川龍男編、石川文化事業財団お茶の水図書館、一九八八年）  
『お湯殿の上の日記』（続群書類従完成会、一九三三～四年）  
『神奈川県史資料編2 古代中世（2）』（神奈川県、一九七三年）  
『鎌倉遺文 古文書編 第十八卷』（東京堂出版、一九八〇年）  
『今昔物語集 本朝世俗部（上）（下）』（佐藤謙三校注、角川書店、一九七六年）  
『下野国誌』（佐藤行哉校訂、下野新聞社、一九六九年）  
『史料纂集古文書編 相馬文書』（続群書類従完成会、一九七九年）  
『史料拾遺 第四 魚魯愚抄』（臨川書店、一九七〇年）  
『新訂増補国史大系 日本三代実録』（吉川弘文館、一九三四年）  
『新訂増補国史大系 類聚三代格』（吉川弘文館、一九五二年）  
『新訂増補国史大系 日本紀略』（吉川弘文館一九二九年）  
『新訂増補国史大系 尊卑分脈』（吉川弘文館一九五七～六四年）  
『新訂増補国史大系 吾妻鏡』（吉川弘文館、一九三二年）  
『新日本古典文学大系 宇治拾遺物語・古本説話集』（三木紀人他校注、岩波書店、一九九〇年）  
『全訳 吾妻鏡』（貴志正造訳注、新人物往来社、一九七六～八二年）  
『増補史料大成 吉記』（臨川書店、一九六五年）  
『増補史料大成 山槐記』（臨川書店、一九六五年）  
『増補史料大成 水左記・永昌記』（臨川書店、一九六五年）  
『増補史料大成 左経記』（臨川書店、一九七五年）  
『増補史料大成 兵範記』（臨川書店、一九九二年）

- 『続群書類従』所収『常陸大掾系図』  
『続群書類従』所収『鞍馬寺縁起』  
『続群書類従』所収『奥州後三年記』  
『大日本古記録 小右記』(岩波書店、一九六一〜八二年)  
『大日本史』(徳川家蔵版、一九二九年)  
『千葉大系図 全』(千葉開府八百年記念会編、一九一六年、のち崙書房より一九七五年復刻)  
『筑波町史料集 第八篇(中世編一)』(茨城県筑波町、一九八四年)  
『筑波町史料集 第十篇(中世編二)』(茨城県筑波町、一九八六年)  
『図書寮叢刊 九条家文書 五』(宮内庁、一九七五年)  
『栃木県史 史料編中世』(栃木県、一九七五年)  
『日本古典全集 倭名類聚抄』(現代思潮新社覆刻、二〇〇六年)  
『日本古典文学大系 太平記 一』(後藤丹治他校注、岩波書店、一九六〇年)  
『日本古典文学大系 保元物語・平治物語』(永積安明他校注、岩波書店、一九六一年)  
『日本古典文学大系 沙石集』(渡邊綱也校注、岩波書店、一九六六年)  
『兵庫県史 史料編 中世9』(兵庫県、一九九七年)  
『福島県史 第7巻 古代・中世史料』(福島県、一九六六年)  
『銚田町史 中世史料編 畑田氏史料』(茨城県銚田町、一九九九年)  
『真壁町史料 中世編一』(茨城県真壁町、一九八三年)  
『真壁町史料 中世編二』(茨城県真壁町、一九八六年)  
『将門記 1・2』(梶原正昭校注、東洋文庫、平凡社、一九七五〜七六年)  
『宮城県史 17 金石志』(宮城県、一九五六年)

(完)